

平成27年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第1日目 平成27年3月4日(水)

議長 三戸留吉 おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。これより3月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。5番 加藤千代美君 6番 柳田裕平君を指名いたします。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。

議会運営委員長 村井剛 おはようございます。私から、3月定例会の日程・運営等につきまして審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。

去る2月25日、午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。

今回の定例会の議案等は、補正予算5議案、条例改廃制定16議案、当初予算7議案及び八郎潟町過疎地域自立促進計画の変更など、30議案、諮問が1件、報告が1件であります。また、請願・陳情は、請願3件・陳情7件で、一般質問者は7名となっております。

今定例会の日程は、皆さまに配付した資料のとおりであります。初日が町長の行政報告、町長並びに教育長の施政方針、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑を行い、議案並びに請願・陳情について各常任委員会に付託することと致しております。

2日目は一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。

最終日は、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決を行います。

今定例会は、常任委員会での各会計当初予算審議に時間を要することから、本日から3月13日までの10日間で行うことといたしております。よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会のご報告といたします。ご審議の程よろしく願います。

議長 三戸留吉 本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から13日までの10日間と決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。

議事日程については、配付している日程表のとおりであります。

答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。

日程第3、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 これより町長の行政報告に対する質問を行います。質問のある方は、挙手してください。はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 産業関係の事なのですが、昨年12月に米価が下落したことによって、農家に県が1/2、市町村が1/2補助する、その割合は今どうなっているのでしょうか。その件数等わかりましたら教えてください。

産業課長 加藤貞憲 まだ3月31日までの申請となっております。農協さんから、2月末現在等の報告をまだ受けておりませんので、詳しい数字は現在の所まだわかりません。後でご報告したいと思います。

議長 三戸留吉 他に、はい、9番 菊地文人君

9番 菊地文人 何点かお願いしたいと思いますが、3ページの北都銀行さんとのインターネッ

トのカード決済ですけれども、ただカードを持っていれば支払できるというものではないと思いますけれども、その際は北都銀行さんとのインターネットバンキング契約というものを結ばなければいけないと思いますけれども、その辺を教えてください。

それから次のページですけれども、役場庁舎の関係ですけれども、ワーキングチームを立ち上げてプロジェクト委員会をおこなっていると思いますけれども、今後どのような目途で、役場庁舎に対しての考え方を示すのか、その時期をお知らせいただきたいと思ひます。

それから、8ページの建設課関係、幹線水路の調査結果ということで、豪雨には対処できないという結果になったということですが、これも土地改良区さんと今後協議を進めていくということでしたけれども、時期を、いつまで回答するのか、そういうところをお願いします。

総務課長 渡部博英 菊地議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

始めに、ふるさと納税のカード決済に関するご質問ですけれども、今現在、町のホームページに、ふるさと納税のクリックボタンが無いわけですが、それを今度システムを導入することによりまして、ホームページ画面上に「ふるさと納税」というクリックボタンが設定されることとなります。それをクリックすることによりまして、寄付者がインターネットでクレジットカードによって納税できることとなります。これに関しましては、システム導入委託料27千円、システム使用料63千円を予算計上してございます。このシステムを活用することによりまして、寄付者はワンストップで納税していただく事になりますので、寄付者にとっては、機能性・利便性ともに高い仕組みとなることと思ひます。

それから庁舎建設でございますけれども、今現在新庁舎の検討ワーキングチームは、平成26年10月に職員5名のメンバーで構成されております。主に現庁舎の耐震化、小学校への移転、新庁舎建設といった選択種について検討してございます。この3月末にある程度のたたき台が出来上がりますので、それをまた耐震化のプロジェクト委員会で検討して、できれば27年度中にその方向性を議会の皆さまにご報告したいと思ひます。

なお、着手の期限等につきましては、小学校の改修工事がありますので、それが終わってからと見込んでおります。

建設課長 吉田久壽 菊地議員さんにお答えいたします。水路についてですけれども、土地改良区の水路断面の確認や、排水ポンプ等の関係がありますので、今後まだ具体的なスケジュールは決めておりません。

議長 三戸留吉 他に、はい、7番 伊藤秋雄君

7番 伊藤秋雄 ただいま町長の行政報告にありましたが、「障害者計画」ということで私たちにも配付になりました。その中で私も目をとりましたが、障害者の状況、というところを見ますと、ただ漠然と22年度から26年度まで、数字的な人数的なことを書いてあります。果たしてこの障害者が何人いるのか、どういう段階の人が何人いるのか、もう少し具体的なものがあればいいな、という感じを受けております。町長の報告でも修正するということでありましたので、いま話しております。

それから、障害者の状況をみますと、視覚障害者・聴覚障害者など色々書いてあります。例えば障害者の1級はどの辺までなのか、6級はどの辺なのか、一般の人はわからないと思ひます。計画書を見ると空欄が結構ありますので、そこあたり検討してもらえればいいなと考えますので、付け加えておきます。後ほど当初予算でも町長の行政報告がなければ質問しようと思っておりましたが、いま修正のところだけ述べております。

議長 三戸留吉 これは答弁いらないですか。

7番 伊藤秋雄 はい、いらないです。

議長 三戸留吉 では他に、はい、11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 前の菊地議員さんとダブルところもありますが、2点ばかりお伺ひします。

1つは、庁舎の建設の関係ですけれども、色んなタイプ別に検証していると、現地視察もしたりしてやっていると、そしてこれから町民の考え方も伺ひたい。こういう風なことの

ようですけども、ただ現在進められてる作業の状況等を、できるだけ議会等にも、結論がかなり傾いてからの報告ではなくて、まずこういう状況にあるよということを、随時報告していただければなと思います。このことについては要望しておきます。

それからもう1点ですけども、先程もあった水路の関係で7水系を徹底的に調査して、2水系が施工の可能性ある。この水系は具体的にどこなのか。或いはまた、昨年調査した設計では、事業費の概要程度まで出ているものかどうか。この点はどうでしょう。もしできれば。

建設課長 吉田久壽 近藤議員さんにお答えいたします。7水系ですけども、まず1号水路ということで、昼根下から寺沼水路への路線です。それから2号水路ということで、中嶋地区の外周水路です。それから3号水路というのが寿山荘前の水路です。4号水路として、後沼水路から31区へ抜ける水路です。5号水路が、5区の商工会館脇から千種珠算学校へ抜ける水路。6号水路については、駅裏から昼根下水路の補助幹線水路として、34区方向へ抜ける水路としています。7号水路については、弁天球場西側水路をさしております。

以上の7水系ですけども、住宅が密集しておりますので、2水系について、後沼と中嶋の外周水路について均配がとれない分だけ、水路の断面が確保できると考えております。概算の工事費については、まだ積算しておりません。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、3番 金一義君

3番 金一義 防災関係のことですが、防災センターの所しよっちゅう歩くんですけども、町の雪捨て場になってるのか、あそこに避難という看板掲げてあるんですけども、駐車場そのものを町の雪捨て場に指定したのか、莫大な雪がまだあるようですけども、前に舗装された時点では、ヘリポートにもなりますよ、と担当の方からのお話があったんですけども、私あそこ歩く度に、どんな施設になってるのかな、町ではどんな考えなってるのか、そこら辺いつも疑問に思っておりました。

今年は降雪が少なくてあれですけども、入り口に黄色の小さな立て札で「避難所」となっておりますけども、それも盛り雪がある時は、ほとんど見えない状態で、最近は自然に融雪なって見えてきておりますけども、町の考えの位置づけ、そこら辺どういう考えで、あそこにあのくらいの排雪をされておるのか、そこら辺ちょっとお知らせ下さい。

建設課長 吉田久壽 雪の排雪場としましては、うたせ館の駐車場、それから三枚橋付近を町では指定しておりますけれども、18豪雪で大道駐車場とか、防災センターの駐車場を排雪場所に指定した経緯がありますので、それ以降、町民の皆さんが排雪しているという現状でございます。

雪を捨てられてるということは把握しておりますけれども、町民に排雪場所でないですよということが、あまり知られてないということが現状です。

3番 金一義 個人攻撃ではないですけども、あそこにまだどのくらい雪の量があるか、役場職員の皆さん存じておるのでしょうか。まだ莫大な量ありますよ。だから町内の方がちょこちょこ捨てたのではなくて、あれはもう業者というか、トラックでわざわざ捨てにくるようです。

防災センターとなっている施設があつて、避難場所という黄色い看板があつて、それがああいう状態で、もし何かあつた時、誰が責任おつて誰がどうやるのか、ほとんど人が行けない状態にあるわけです。そこら辺の位置づけをはっきりしておかないと、ダメだと思ふんです。業者さんも、いつも捨ててるから大丈夫だと思つて捨ててると思うので、やはり施設に名前が付いている以上は、整然とした場所にしておかないと思ふんと思って、話しております。

議長 三戸留吉 はい、では他に、8番 北嶋賢子さん

8番 北嶋賢子 8番の北嶋賢子です。7ページ、8ページで、8ページの方は委員会にいつてからと思ひましたけれども、産業関係「自主的取組参考値」とあるのは、どういうことなのか。それと、介護保険のことなんですけども、月額4,950円から5,800円にすることなんですけども、家の母親の場合は子は親をみるのは当たり前、という考えの持ち主だから私はそう思つてこれくらい上がつてもとは思つてるんですけども、個人的に暮らしている人たちは、やっぱり千円も上がれば大変じゃないかなと思ひました。

産業課長 加藤貞憲 北嶋議員さんのご質問にお答えいたします。

「自主的取組参考値」ですが、町長の行政報告でもされておりますが、近年高水準で国内在庫があります。この国内在庫の影響によりまして米価の下落を招いております。数量配分の廃止についても、既に平成30年度からと示されており、国では平成30年度の数量配分の廃止に向けて、それを皆さんにご紹介するというので、数量配分について在庫量がどの程度が目安になるかということで「自主的取組参考値」を今回、平成27年度産米より新たに配分しております。

なお、この「自主的取組参考値」は、あくまでも目安でありまして、実際の数量配分と開きはありますが、この自主的取組参考値を基に、また県で補助金等を考えておりますので、詳しくはまた色々な会で説明したいと考えております。以上です。

福祉課長 小野良幸 介護保険料の値上げでございますけれども、27年度から3年間の介護給付費の見込みを推計した結果、このような金額になっております。今回の介護保険条例の一部改正でも説明して参りますけれども、この保険料を納付される方々の所得段階、これがこれまで6段階でございましたが、9段階に変わります。より所得の段階を細かくしておきながら、低所得者層に関しましては、これまでの0.5倍、1/2の金額から更に国の制度として、今年度は0.45倍、また29年度には0.3倍といったような配慮が、今回の介護保険制度の改正でなされておりますので、そういったものを総合的に勘案しながら、ご理解を賜りたいと思います。

8番 北嶋賢子 そうすれば、弱者にいくに従って%は低くなると解釈してよろしいでしょうか。

福祉課長 小野良幸 これまでもそうでしたけれども、今回から新たに低所得者の方の階層が1段階増えます。その増えた段階の低い段階の方については、これまで0.5であったものが、27年度は0.45、29年度以降は消費税財源になりますので0.3、それから0.75の方、3/4の階層であった方については、29年度以降を1/2といったような制度改正となっております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
なければ、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。
次に日程第4、町長の施政方針を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の施政方針 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 町長の施政方針を終わります。
次に日程第5、教育長の町教育に関する施政方針を求めます。

教育長 江島廣 (教育長の教育施政方針 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 これにて教育長の施政方針を終わります。
次に日程第6、議案第2号から、日程第35、議案第31号までの30議案を、各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 提出議案の概要と提案理由について、平成26年度補正予算関係からご説明申し上げます。始めに

議案第2号 平成26年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について

補正予算書、1ページ、歳入歳出にそれぞれ2億5,070万3千円を追加し、歳入歳出の総額を33億4,016万9千円としております。

この度の補正は、主に、今年度において交付決定された事業及び実績見込みによる補正額の計上としております。

それでは、歳入歳出の主なものを、ご説明します。

歳入では、11ページ、地方交付税の普通交付税には、交付額の確定により1億5,550万5千円を追加しております。

13ページ、国庫負担金・社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金に196万円を追加し、児童福祉費負担金の保育所運営費負担金は148万5千円を減額してお

ります。

国庫補助金の総務管理費補助金に、駅前施設の地中熱ヒートポンプ設備工事分として、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金4,847万2千円を追加しております。また、地域消費喚起・生活支援型交付金の1,678万円と、地方創生先行型交付金3,120万9千円の追加は、いずれも国の補正予算によるものであります。

15ページ、県補助金・総務管理費補助金の再生可能エネルギー導入事業費補助金は、実績により593万1千円を減額しております。

17ページ、県補助金・社会教育費補助金の国民文化祭市町村主催事業交付金につきましても、実績により102万7千円を減額しております。

財産収入の町有地売払収入255万4千円の追加は、県が事業主体となる県道歩道改築工事の、用地売払分約222万3千円、厚生連への旧湖東総合病院駐車場の町有財産売払分、約33万1千円であります。

19ページ、繰入金 of 財政調整基金繰入金は、財源の確保が出来たことから、全額の1億6,500万円を減額しております。

前年度繰越金には、繰越金全額を計上し、1億6,997万6千円を追加しております。

諸収入・雑入の宝くじ助成金の市町村振興助成金は、交付額の確定により393万2千円を減額しております。

21ページ、町債の土木債と教育債はいずれも過疎対策事業債で、事業費の確定と実績見込により、総額で290万円を減額しております。

歳出の主なものは、23ページ、総務費・財産管理費の積立金には、財政調整基金積立金に2億8,399万6千円を、減債基金積立金に157万9千円を、八郎潟町がなばれふるさと基金積立金に109万円の総額2億8,666万5千円を追加しております。なお、減債基金積立金157万9千円につきましては、歳入の財産収入でご説明いたしました、県に売払した駅前道路用地のうち、県振興資金貸付金での取得分について、用地取得分の償還が始まる、平成28年度に基金を同額取崩し、起債償還に充てることとします。

電子計算費・負担金補助及び交付金の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金126万5千円の追加は、システム改修に伴うものであります。

25ページ、自治振興費には、生活バス路線維持費補助金として62万3千円を追加し、湖東総合病院建設事業補助金は、実績により8万4千円を減額しております。

企画費には、地域消費喚起・生活支援型交付金事業として、委託料にプレミアム商品券事業費委託料1,678万円を計上しております。これは、本町・井川町・五城目町との共同で、湖東3町商工会に委託し、プレミアム率20%程度の商品券を発行するので、財源は全額、国庫で賄われ、繰越明許費としております。

また、地方創生先行型交付金事業といたしまして、地方版総合戦略等策定事業・にぎわい創出事業・水田利活用支援対策事業の3事業を実施致します。地方版戦略等策定事業につきましては、人口ビジョン及び総合戦略策定に係る経費で総額943万3千円を、にぎわい創出事業につきましては、交流拠点施設を中心に観光をメインとした交流人口の拡大を図り、より一層の産業活性化や地域文化の伝承につなげるための事業で、総額2,069万2千円を、水田利活用支援対策事業では、町の重要な基幹産業であります農業が、近年米価の下落や高齢化・担い手不足等といった情勢下にあります。特に農業従事者の「農業離れ」は深刻な問題であり、農地の円滑な利活用と農業経営の安定化対策として、大豆・枝豆・野菜の作付面積または出荷数量に対し、助成することで農業従事者の農業離れの防止につなげるため、水田利活用支援対策事業交付金425万円を計上し、総額で3,437万5千円、うち3,120万9千円が国庫補助金で賄われ、繰越明許費としております。

27ページ、徴税费・賦課徴収費の、たばこ組合奨励金4万円の減額は、昨年4月14日付で、町たばこ販売組合から、解散届出書が提出された事に伴い、不用額となったものであります。

31ページ、民生費・社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金632万7千円の追加は、保険基盤安定負担金の確定等によるものであります。また、障害福祉費・扶助費の自立支援給付費391万9千円の追加は、居宅介護等のサービス利用者の増によるものであります。

33ページ、児童措置費の保育所運営費負担金232万円の減額は、入所見込数の減によるものであります。

35ページ、衛生費・健康増進事業費の総合健診委託料218万9千円の減額は、受診者が当初見込みを下回ったためであります。

37ページ、し尿処理費の八郎潟町・井川町衛生処理施設組合負担金360万1千円の減額は、負担金の確定に伴うものであります。

39ページ、農林水産業費・農業振興費の負担金補助及び交付金に耕作者集積協力金25万円を追加しております。これは、農地中間管理機構に、畦畔で接続する2筆以上の農地を提供した1農家に対し、協力金を交付するものであります。

41ページ、土木費・社会資本整備総合交付金事業の委託料204万6千円、工事請負費279万9千円などの減額につきましては、社会資本整備事業交付金の配分が減った事による、事業費の精査によるものであります。なお、補正後の総額1億1,536万1千円のうち、道路敷購入費・物件移転補償費649万円を繰越明許費といたします。

43ページ、公共下水道事業特別会計繰出金は、3,279万2千円を減額しております。また、消防費・常備消防費の湖東地区行政一部事務組合負担金については、負担金の確定に伴い934万1千円を減額しております。

49ページ、教育費・公民館費の第29回国民文化祭八郎潟町実行委員会補助金364万円の減額は、実績によるものであります。

51ページ、保健体育総務費のスポーツ少年団派遣費補助金として111万4千円を追加しております。これは、ソフトボールスポーツ少年団が、今月28日から三重県紀北町で開催される「第8回春季全日本全国小学生女子ソフトボール大会」に出場が決定し、指導者1名、団員11名の計12名分を、ソフトテニススポーツ少年団につきましても、今月29日から千葉県白子町で開催される「第14回全国小学生ソフトテニス大会」への出場が決定し、指導者1名、団員9名の計10名分の補助など、派遣費補助金が不足するためであります。

53ページ、公債費を総額で137万3千円減額しております。元金は、財政融資資金及び簡易生命保険資産融資資金において、10年で利率が見直される「利率見直し方式の起債」がありましたので、52万円を追加、利子につきましては、償還額の確定による差額、189万3千円を減額しております。

以上が、一般会計補正予算（第6号）の概要であります。

議案第3号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

57ページ、歳入歳出にそれぞれ4,283万8千円を追加し、歳入歳出の予算総額を8億266万9千円としております。

歳入では、63ページ、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金に35万1千円を追加し、保険財政共同安定化事業交付金を123万8千円減額しております。また、一般会計繰入金については、632万7千円を、前年度繰越金については、3,739万8千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なものは、65ページ、今後の見込みにより、保険給付費・療養諸費の一般被保険者療養給付費に、3,265万9千円を、退職被保険者等療養給付費に249万8千円をそれぞれ追加しております。

また、同じく今後の見込みにより、高額療養費の一般被保険者高額療養費に700万円を、退職被保険者等高額療養費に42万3千円をそれぞれ追加しております。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

次に、会議日程資料6ページ

議案第4号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れの補正について

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

補正予算書に戻ります。

議案第5号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

69ページ、歳入歳出からそれぞれ2,709万2千円を減額し、歳入歳出の予算総額を3億487万円としております。

歳入では、75ページ、受益者負担金の現年賦課分に90万円を、滞納繰越分に30万円を、使用料の滞納繰越分に120万円をそれぞれ追加しております。また、一般会計繰入金は3,279万2千円を減額しております。

前年度繰越金には400万円を、町債の公共下水道事業には350万円をそれぞれ追加し、流域下水道事業として360万円を、77ページ建設利息債・公共下水道事業60万円をそれぞれ減額しております。

歳出の主なものは、79ページ、秋田湾・雄物川流域下水道事業負担金350万円の減額は負担金の確定に伴うものであります。下水道維持管理費の負担金補助及び交付金

の、流域下水道維持管理負担金及び同汚泥焼却維持費負担金を合わせ520万円の減額は、実績見込みによるものであります。

公債費・元金1,593万7千円と利子125万5千円の減額は、平成26年3月に県振興資金貸付金を活用した、資本費平準化債ほか5件分の既発債借換に伴うものであります。

以上が、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

議案第6号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

81ページ、保険事業勘定の歳入歳出から、それぞれ163万9千円を減額し、歳入歳出の予算総額を8億5,328万7千円としております。また、介護サービス事業勘定の歳入歳出にそれぞれ46万1千円を追加し、歳入歳出の予算総額を296万3千円としております。

歳入の主なものは、87ページ、介護サービス事業勘定繰入金46万1千円を追加し、前年度繰越金を211万円減額しております。

歳出の主なものは、89ページ、介護予防二次予防事業の二次予防高齢者把握事業委託料44万3千円と、介護予防一次予防事業の謝礼70万4千円の減額は実績によるものであります。

95ページ、サービス事業勘定の保険事業勘定繰出金には、46万1千円を追加しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要であります。

続きまして、条例関係の提案理由について、ご説明申し上げます。

会議資料日程7ページ

議案第7号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

学校薬剤師の報酬額を引き上げ、併せて勤務の実態等を考慮して、年額で支給している特別職非常勤職員の報酬等の支給方法及び額を改定するとともに、特別職非常勤職員が宿泊を伴わない県内出張をする場合の費用弁償について、一般職の職員との均衡を考慮し、日当を支給しないこととするものであります。

資料13ページ

議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

職員が在勤地内に出張した場合の旅費について、これを支給していない実態にあわせて、所要の規定の整備を行うものであります。

資料15ページ

議案第9号 特別会計条例の一部を改正する条例について

既に特別会計によって会計処理している後期高齢者医療事業及び介護保険事業について、地方自治法第209条第2項の規定に従い、改めて特別会計の設置を条例で定めるものであります。

資料17ページ

議案第10号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例について

地方税法第445条第2項に基づいて条例で4月と定めている軽自動車税の納期について、現在の納税通知書の交付事務の状況及び県内の他市町村の納期の状況を考慮し、これを5月に改めることとするものであります。

資料19ページ

議案第11号 八郎潟町立図書館設置条例の一部を改正する条例について

平成27年4月から八郎潟町立図書館を八郎潟町えきま交流館において開設することに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

資料22ページ

議案第12号 八郎潟町青年婦人会館ロマンの里八郎湖センター設置条例の一部を改正する条例について

八郎潟町青年婦人会館ロマンの里八郎湖センターの大広間等について、町外利用者から使用料を徴収するため、所要の規定を整備するものであります。

資料 2 8 ページ

議案第 1 3 号 八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が平成 2 6 年 6 月に公布・施行されたことに伴い、介護保険法及び介護保険法施行令が一部改正されたため、第 1 号被保険者の保険料に関する基準及び額、地域支援事業の総合事業への移行の実施猶予等について定めるものであります。

資料 3 2 ページ

議案第 1 4 号 八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

道路法第 3 9 条第 2 項に基づき条例で定めている占用料について、道路法施行令の一部改正に伴い、これを引き下げるものであります。

資料 4 2 ページ

議案第 1 5 号 八郎潟町都市公園条例の一部を改正する条例について

中羽立公園管理棟について町外利用者から使用料を徴収するため、管理棟を有料公園施設に加える等、所要の規定を整備するものであります。

資料 4 5 ページ

議案第 1 6 号 八郎潟町一日市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例について

八郎潟町一日市コミュニティ防災センターの会議室について町外利用者から使用料を徴収するため、所要の規定を整備するものであります。

資料 5 2 ページ

議案第 1 7 号 八郎潟町えきま交流館条例の制定について

全ての世代の人々が、いつでも利用でき、自学や交流を通して自他を高め合うことのできる集いの場を八郎潟駅前周辺に創出し、もって八郎潟町と町民の、にぎわい・ふれあい・元気につながることを目的に新たに開設する八郎潟町えきま交流館に関し、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その設置及び管理に関する事項について条例を制定するものであります。

資料 5 6 ページ

議案第 1 8 号 八郎潟町地域史料館条例の制定について

地域の歴史と文化に関する認識を深め、郷土愛の醸成を図ることを目的に新たに設置する八郎潟町地域史料館に関し、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その設置及び管理に関する事項について条例を制定するものであります。

資料 5 7 ページ

議案第 1 9 号 八郎潟町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い介護保険法が一部改正され、これまで厚生労働省令等で定められていた介護予防支援に関する基準等について町条例で定めることとされたことから本条例を制定するものであります。

資料 7 3 ページ

議案第 2 0 号 八郎潟町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い介護保険法が一部改正され、これまで厚生労働省令等で定められていた地域包括支援センターに関する基準について、町条例で定めることとされたことから、本条例を制定するものであります。

資料 7 5 ページ

議案第 2 1 号 保育の実施に関する条例を廃止する条例について

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、児童福祉法が一部改正され、保育を必要とする事由が子ども・子育て支援法

施行規則に定められたことに伴い、本条例を廃止するものであります。

資料 76 ページ

議案第 22 号 八郎潟町学童保育料徴収条例を廃止する条例について

学童保育の利用者の保護者が支払うべき額については、平成 27 年 4 月 1 日から施行される八郎潟町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 13 条の規定に基づいて、事業者である町が放課後児童健全育成事業の運営に係る重要事項に関する規程の中に定めることとされたことから、本条例を廃止するものであります。

資料 77 ページ

議案第 23 号 八郎潟町過疎地域自立促進計画の変更について

八郎潟町過疎地域自立促進計画の事業内容の追加等により、計画の変更を要するものであります。

資料 81 ページ

議案第 24 号 八郎潟町の公の施設に係る指定管理者の指定について

19 の施設について、平成 27 年 4 月 1 日から 3 年間、指定管理者に管理を委託するものであります。

議長 三戸留吉 お昼に伴い、第 24 号までとし、午後 1 時 30 分より再開いたします。
休憩いたします。

(午後 0 時 5 分)

(休 憩)

(午後 1 時 30 分再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開いたします。
議案第 25 号よりお願いいたします。

町長 島山菊夫 引き続き、提出議案の概要と提案理由についてご説明いたします。
各会計予算書をご覧ください。

平成 27 年度予算関係について、ご説明申し上げます。

議案第 25 号 平成 27 年度八郎潟町一般会計予算について

本町の平成 27 年度一般会計予算案は、予算書、1 ページ、歳入歳出予算の総額を 28 億 7,757 万円とし、前年比 1 億 5,837 万 9 千円、5.8% の増としております。

歳入の概要ですが、町税、財政調整基金の取り崩しなどの自主財源が総額で 7 億 6 59 万 9 千円、前年度比で 0.2% の減としております。また、地方交付税、国庫・県支出金などの依存財源については、総額で、2 億 7,097 万 1 千円、前年度比で 7.9% の増としております。依存財源の増額は、農業基盤整備促進事業費補助金や過疎対策事業債によるものが主な要因であります。

なお、財政調整基金 1 億 3,000 万円の取り崩し後の残高は約 1 億 2,500 万円となります。

歳出の概要ですが、義務的経費が総額で、1 億 2 億 4,037 万 2 千円、前年度比で 1.1% の増で、人件費が 1.3%、扶助費が 4.1% とそれぞれ増となり、公債費は 2.3% の減となっております。

消費的経費につきましては、総額で 1 億 3 億 6 7 万 2 千円、前年度比で 23.2% の増で、物件費が 4.9%、維持補修費が 21.4%、補助費等が 38.3% とそれぞれ増となっております。

また、投資的経費につきましては、総額 1 億 8,075 万 3 千円で、前年度比 18.2% の減となっております。

それでは、予算の主なものを説明いたします。

9 ページ、歳入では、町税に 4 億 6,488 万円を計上し、前年度比 1,369 万 5 千円の減額としております。

地方消費税交付金には、8,000 万円を計上し、前年度比 2,250 万円の増としております。

地方交付税につきましては、普通交付税・特別交付税合わせて 1 億 3,000 万円とし、前年と同額を計上しております。

国庫支出金には、3 億 6,471 万 4 千円を計上し、前年度比 1 億 6 49 万円の増額としております。これは、農業基盤整備促進事業費補助金の計上が主な要因であります。

県支出金につきましては1億9,475万6千円を計上し、前年度比2,814万4千円の減額としております。これは、再生可能エネルギー導入事業費補助金や国民文化祭事業が終了したこと等によるものです。

繰入金には、財源不足を補うために財政調整基金から1億3,000万円を取り崩すなど、総額1億3,109万2千円を計上し、前年度比2,947万5千円の増額としております。

町債につきましては、1億7,180万円を計上し、前年度比5,900万円の増額としております。普通交付税の代替財源となります臨時財政対策債に9,300万円を、過疎対策事業債として7事業分7,880万円を計上しております。

なお、歳入の詳細につきましては、12ページ以降に記載しております。

次に歳出の主なものを説明いたします。

40ページ、議会費では総額で6,572万1千円とし、前年度比366万4千円の増額となっております。これは、共済費・議員共済会負担金の負担率変更等によるものです。

49ページ、総務費・財産管理費の工事請負費には424万1千円を計上しております。

町広告塔一部撤去工事50万8千円は、荒耕地踏切にございます、広告塔頂上部の照明看板が、経年劣化により落下する恐れがある事から、頂上部の照明看板を撤去するものであります。また、大道駐車場の街灯設置工事59万8千円につきましては、現在、駐車場に照明が無い為、夜間は足元が見えず危険な状態であり、安全性の確保及び防犯上の観点から、2基設置するものであります。また、舗装工事313万5千円につきましては、駐車場の水はけが悪く、水たまりが至る所に出来、これまでも砕石を敷くなどの対策を講じてきましたが、効果は長続きしませんでした。このため、大道駐車場の南側約1,300平方メートルをアスファルト舗装とし、解消を図るものであります。

51ページ、電子計算費・負担金補助及び交付金には、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金として、3,975万4千円を計上しております。これは、昨年度から稼働している町村電算システム共同化の負担金で、新年度は4月から基幹系1システム、10月からは内部情報系4システムの計5システムが新たに稼働し、26年度稼働分と合わせまして、40のシステムが共同化されることとなります。

55ページ、企画費の報償費には、ふるさと納税報償費として、18万円を計上しております。これは、1月から12月までの1年間に寄付して頂いた方に対してのお礼と本町の特産品のPR及び地域の活性化を図る目的で、翌年1月に町の特産品である「マガモセット」を送付するものであります。

57ページ、同じく企画費の委託料には、公共施設等総合管理計画整備委託料として、1,183万4千円を計上しております。これは、総務省からの公共施設等総合管理計画の策定要請に基づくもので、新年度においては、計画策定に向け、公共施設や道路・橋梁などの土木構造物、上水道・下水道施設など、全ての固定資産の取得価額、耐用年数、減価償却累計額等の固定資産台帳を整備するものであります。なお、計画につきましては、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、町が所有する公共施設等について、今後の施設更新・統廃合・長寿命化など、長期的な視点から、計画的に管理していくものであります。また、固定資産台帳の整備につきましては、本町でも公表しております、公会計においても必要不可欠で、平成29年度までに固定資産台帳と複式簿記の導入を前提とした統一基準による財務書類の作成が、総務省より全ての地方公共団体へ要請されていることから、平成29年度決算分からの財務書類公表を目標に準備してまいります。

61ページ、徴税费・賦課徴収費の委託料には、663万9千円を計上しております。うち、家屋調査システム保守委託料58万4千円、導入委託料406万1千円につきましては、現行のシステムがサポート終了している、ウインドウズXPにのみ対応していることから、電算共同化での調達を見込んでおりましたが、現段階で共同化につきましては、時期等は未定となっており、法改正への対応等に支障の恐れがあることから、導入するものであります。

62ページ、秋田県議会議員一般選挙費には279万5千円を、64ページ、戸村土地改良区総代選挙費には、50万2千円をそれぞれ計上しております。

69ページ、民生費・社会福祉総務費の負担金補助及び交付金には、社会福祉協議会事務局職員設置費補助金1,941万8千円を、71ページ、トータルケアを推進する地域福祉協力員設置人材育成事業補助金に584万2千円を、国民健康保険特別会計繰出金に、3,874万3千円をそれぞれ計上しております。

医療給付費の扶助費には、福祉医療費として、5,265万3千円を計上しております。

す。うち町単独分には、新年度から中学生についても福祉医療の支給対象とすることから、費用を見込み242万7千円を計上しております。

なお、中学生の支給開始は、受給者証の更新時期に合わせ、8月からとしております。

73ページ、障害福祉費・扶助費の自立支援給付費には、身体障害者・知的障害者等の施設入所及び通所支援費として1億5,176万8千円を計上しております。

75ページ、老人福祉費の負担金補助及び交付金には、特別養護老人ホーム建設費元利償還金補助金として1,319万4千円を、介護保険特別会計繰出金には1億1,629万3千円をそれぞれ計上しております。

81ページ、児童措置費・委託料には、地域子育て支援センター事業委託料として784万8千円を計上しております。これは、「えきまえ交流館」の子育てゾーンを拠点場所とし、子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談など、週6回開設するもので、委託先は保育園であります。また、保育所運営委託料に9,231万7千円を計上しております。昨年度までは、保育所運営費負担金として計上しておりましたが、子ども子育て支援法に基づき、私立保育園の特定施設型保育給付費の支給にあたっては、町が保育所に対し、2号・3号保育認定の児童保育実施を委託するものであります。

負担金補助及び交付金には、町単独の新規事業として、保育園給食費助成金に17万1千円を計上しております。これは、3歳児から5歳児を持つ保護者を対象に助成するもので、保護者が、保育園に直接納めております、主食費用を町が助成することで、保護者の負担軽減を図るものであります。

87ページ、衛生費・予防費の委託料には、各種混合ワクチンやインフルエンザなど予防接種委託料として861万円を計上しております。

89ページ、母子衛生費の委託料には、妊婦健診委託料として、320万6千円を計上しております。これは、健診における経済的負担の軽減を図るため、必要な健診回数を無料で受診できるよう公費負担するもので、新年度から、産後の母子への支援として、産後1カ月健診と母乳外来分を新たに助成いたします。また、負担金補助及び交付金の不妊治療費補助金の15万円についても、経済的負担軽減を図るための助成であります。

93ページ、環境衛生費の負担金補助及び交付金には、湖東地区行政一部事務組合負担金の衛生費分として754万円を、95ページ後期高齢者医療費の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金に8,286万5千円を、後期高齢者医療特別会計繰出金には、2,510万3千円をそれぞれ計上しております。

97ページ、清掃費・塵芥処理費の負担金補助及び交付金に、八郎湖周辺清掃事務組合負担金6,103万3千円を計上しております。

し尿処理費には、八郎瀧町・井川町衛生処理施設組合負担金1,575万9千円を計上しております。

上水道費の投資及び出資金には、上水道整備事業出資金として405万7千円を計上しております。これは浄水場浄水本館建屋耐震化工事に係る、補助基本額の4分の1を繰出基準により、出資するものです。

103ページ、農林水産業費・農業振興費の負担金補助及び交付金には、経営転換協力金として200万円を計上しております。これは、農業経営の転換又はリタイヤされる農家及び農地の相続人が、農地中間管理機構に農地を貸し付け、機構が農地を転貸出来た際、所有者に対し交付するものであります。

また、農業基盤整備促進事業費補助金には、1億2,196万5千円を計上しております。これは、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水整備を行う農業者に対し補助する事業で、全額国庫で賄われます。

担い手農家育成対策費の負担金補助及び交付金には、青年就農給付金として150万円を計上しております。これは、新規就農される方に農業を始めてから、経営が安定するまで最長5年間、年間150万円を給付するもので、全額国庫で賄われます。

105ページ、土地改良施設管理費の負担金補助及び交付金には、多面的機能支払交付金として3,297万4千円を計上しております。これは、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援するため、7団体に対し交付するものです。なお、平成27年度から法律に基づく安定的な制度として実施されることとなり、組織への交付金のルートが変更され、市町村が国庫・県費を含めた金額を予算計上することとされております。

107ページ、農村環境改善センター管理運営費の工事請負費に舞台吊物設備ワイヤーロープ・滑車交換工事として202万円を計上しております。これは、26年度の保守点検において、舞台の固定吊物設備のワイヤーロープと滑車に経年劣化が見られたとの報告を受けたことから、交換工事を実施するものであります。

111ページ、商工費・商工振興費の負担金補助及び交付金には、若者イベント実行

委員会補助金として100万円を計上し、地域の活性化と賑わい創出のために継続助成いたします。また、商店街街路灯撤去改修工事補助金に1,217万円を計上しております。これは、町街路灯会が実施主体で行う、既存街路灯の撤去、更新、LED化事業について補助するもので、総事業費約3,903万3千円のうち、町街路灯会に対し、商店街まちづくり事業事務局から直接交付される、商店街まちづくり事業費補助金が約2,386万2千円、町街路灯会負担が約300万1千円、町補助金が1,217万円となっております。

113ページ、観光費の委託料には、郷土芸能会館建築工事設計監理委託料として149万2千円を、工事請負費には郷土芸能会館建築工事として2,391万2千円を計上しております。これは、防災センター駐車場敷地内に郷土芸能会館を建設し、山車や太鼓など備品の格納のほか、願人踊りや秋田音頭の太鼓練習等が出来る施設とし、後継者育成や町の文化遺産を後世に引き継ぐもので、財源には過疎債を充てております。

119ページ、土木費・社会資本整備総合交付金事業の委託料・調査測量委託料に2,107万9千円を計上しております。うち1,608万3千円が「ふれあいロード橋りょう点検業務」のJR委託分であります。これは、平成26年7月の道路法改正により2m以上の橋りょうについて5年に1回の定期点検が義務付けられており、点検を実施するものであります。

住宅管理費の委託料には、住宅建替基本計画策定業務委託料として288万4千円を計上しております。これは、町営住宅の建替にあたり、若者定住の促進等、魅力ある住宅を建てるための基本計画策定業務を委託するものです。

123ページ、公共下水道事業特別会計繰出金には、1億5,115万5千円を計上しております。

また、消防費・常備消防費には、湖東地区行政一部事務組合負担金1億3,731万7千円を計上しております。

127ページ、災害対策費の委託料には、浸水想定区域住民周知看板設置委託料として、27万5千円を計上しております。これは、町防災ハザードマップで示されている、浸水想定区域住民への注意喚起を促すため、5区・34区の2箇所看板を設置するものです。

133ページ、教育費・教育助成費の負担金補助及び交付金に、通学児童バス定期券購入補助金188万7千円を計上しております。新年度からは、通学バス定期券購入費を全額補助することとし、保護者負担の軽減を図ります。

なお、秋田中央交通バス運行委託料181万円と合わせ、スクールバス運行事業債として、360万円を過疎債の対象としております。

137ページ、小学校費・学校管理費の工事費には、地下貯蔵タンク内部コーティング工事として、183万1千円を計上しております。これは、現在重油を貯蔵しております地下貯蔵タンクが、完成検査後40年を迎える事から、省令に基づき、流出防止対策を講じるものであります。

139ページ、中学校費・学校管理費の委託料には、体育館西側外壁改修工事設計監理業務委託料として、27万円を、141ページ、工事請負費には体育館西側外壁改修工事として、443万9千円を計上しております。これは、体育館西側外壁の内部に水が浸透し、外壁の剥離・崩落を起こした部分等の修繕工事を行うものであります。

151ページ、文化財保護費の委託料に地域史料館管理委託料50万円を計上しております。これは、浦大町農業集落排水処理場を改修いたしました、地域史料館の維持管理につきまして、指定管理者制度により委託するものであります。

八郎潟町えきま交流館費には、需用費1,218万2千円を、役務費に56万9千円を、153ページ、委託料に368万4千円など総額で1,738万4千円を計上しております。

157ページ、体育館管理運営費の委託料に、町民体育館耐震補強工事実施設計業務委託料378万を計上しております。これは26年度実施しました、耐震診断により、補強が必要であると判定されましたので、耐震化に向けて実施設計業務を委託するものであります。

162ページ、公債費には、元金・利子を合わせ、総額で3億4,791万6千円を計上しております。なお、169ページ、町債の借入残高は、平成27年度末で30億5,151万7千円の見込みとなっております。

また、各項目に計上されている職員人件費の総額は、165ページに記載されております。総額4億2,637万4千円で、前年度比19万7千円の増額となっております。

以上が、一般会計当初予算の概要であります。

議案第26号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について

171ページ、歳入歳出予算の総額を8億5,549万6千円とし、前年度比1億4,449万円、20.3%の増としております。

180ページ、歳入の主なものは、国民健康保険税に総額で1億4,293万9千円を計上し、前年度比618万5千円の減額としております。

182ページ、国庫負担金に総額で1億337万6千円を、国庫補助金には総額で3,948万8千円を、療養給付費等交付金には総額で4,791万8千円をそれぞれ計上してしております。

184ページ、前期高齢者交付金には、2億2,541万8千円を、共同事業交付金には総額で2億818万6千円をそれぞれ計上してしております。

186ページ、一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金、出産育児一時金、財政安定化支援事業対応分の3,874万3千円を計上し、前年度繰越金を1,529万9千円としております。

192ページ、歳出の主なものは、保険給付費の療養諸費では、一般被保険者療養給付費に3億9,304万5千円を、退職被保険者等療養給付費に4,203万9千円をそれぞれ計上してしております。

また、高額療養費では、一般被保険者高額療養費に4,258万9千円を、196ページ、後期高齢者支援金等では、総額で8,385万9千円を、198ページ、介護納付金では、3,843万8千円を、共同事業拠出金では、高額医療費拠出金に1,874万2千円を、保険財政共同安定化事業拠出金には、1億9,532万円をそれぞれ計上してしております。

以上が、国民健康保険特別会計予算の概要であります。

議案第27号 平成27年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について

207ページ、歳入歳出予算の総額を6,370万1千円とし、前年度比84万4千円、1.3%の減としております。

212ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料に総額で3,846万7千円、一般会計繰入金には、総額で2,510万3千円をそれぞれ計上してしております。

216ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で、6,121万8千円を計上してしております。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

議案第28号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について

221ページ、歳入歳出予算の総額を3億919万9千円とし、前年度比では、2,468万8千円、7.6%の減としております。

226ページ、歳入の主なものは、下水道使用料に7,176万円を、繰入金に1億5,115万5千円をそれぞれ計上してしております。

228ページ、下水道整備事業債は、総額で7,700万円としております。

230ページ、歳出の主なものは、下水道維持管理費には、総額で5,698万6千円を、232ページ、公債費の元金には、1億7,265万3千円を計上してしております。

234ページ、利子分として5,448万5千円を計上してしております。

以上が、公共下水道事業特別会計予算の概要であります。

議案第30号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計予算について

241ページ、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を8億183万6千円とし、前年度比では2,765万9千円、3.6%の増としております。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を251万4千円とし、前年度比では1万2千円、0.5%の増としております。

248ページ、歳入の主なものは、介護保険料として、総額で1億3,210万9千円を計上してしております。

国庫負担金には、総額で1億3,399万9千円を、250ページ、国庫補助金には、総額で6,869万1千円を、支払基金交付金には、総額で2億1,521万1千円を、県負担金には、1億1,318万7千円をそれぞれ計上してしております。

254ページ、一般会計繰入金には介護給付費分を含め、総額で1億1,629万3

千円を、基金繰入金は財源不足を補うため、介護給付費準備基金の取り崩し1,000万円を、それぞれ計上しております。

また、前年度繰越金は、590万1千円としております。

260ページ、歳出の主なものは、認定審査会共同設置負担金を396万5千円としております。262ページから264ページの介護サービス等諸費には、総額で6億7,438万4千円、同ページから266ページの介護予防サービス等諸費には、総額で2,109万4千円を、高額介護サービス等費には1,721万円をそれぞれ計上しております。

268ページ、特定入所者介護サービス等費には、4,410万2千円を、272ページ、包括的支援予防事業・任意事業費には、総額で2,002万8千円をそれぞれ計上しております。

以上が、介護保険特別会計予算の概要であります。

議案第31号 平成27年度八郎潟町上水道特別会計予算について

285ページ、平成27年度の給水予定戸数を2,647戸、総給水量を前年度より1.8%少ない54万2,900立方メートルと見込んでおります。

収益的収支のうち収入の主なものは、305ページ、水道料金の1億4,043万2千円であります。

収益的支出の主なものは、307ページ、委託料・高度浄水処理施設のオゾン発生器等の施設機械設備の保守点検費用として、271万1千円を、309ページ、動力費に浄水場の電気料として1,514万7千円を、薬品費に総額で587万3千円をそれぞれ計上しております。

313ページ、有形固定資産減価償却費には5,511万6千円を、企業債利息には1,073万6千円をそれぞれ計上しております。

315ページ、資本的収入には、浄水場浄水本館建屋耐震化事業分として、一般会計出資金405万7千円を、国庫補助金として541万円を、企業債には2,430万円をそれぞれ計上しております。

また、資本的支出には、浄水場浄水本館建屋耐震化事業分の監理業務委託料として173万9千円を、耐震化工事として3,190万4千円を、また企業債償還金には、総額で4,016万7千円をそれぞれ計上しております。

以上が、上水道特別会計予算の概要であります。

以上の各会計について、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、何卒ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉

これより議案に対する質疑を行います。

始めに、日程第6、議案第2号 平成26年度八郎潟町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 ちょっと教えていただきたいと思っております。

25ページ、総務の企画費、負担金補助の水田利活用支援対策事業交付金425万円、これ企画に上がってるんですけども、何となく考えると補助金が入ってくる関係なのかということもありますが、ただ補助金が入って来る窓口全部、予算おかなければならない、という解釈でいいのかどうか、そうすれば他にも例えば窓口となって歳入となった場合に、全部入ってくる場所に予算を置くものかどうか、私確認してないけれども、そこをちょっとお知らせしていただきたい。

総務課長 渡部博英 近藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今回、国の補正予算の、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の事業が、本町でも補正予算で予算措置して繰越なるわけですけども、今回2款1項10企画費に全額置いたというのは、地域消費喚起生活支援型、いわゆるプレミアム商品券の関係、それから地方版の総合戦略策定事業と、にぎわい創出事業、水田利活用支援対策事業、これ4つほど企画費に盛り込んでますけども、いわゆる交付金が1本できますので、歳出の場合に各課で予算持ってしまえば、流用等交付金の中でできなくなりますので、その交付金を全額使い切るという観点から、例えば負担金補助、水田利活用支援対策事業交付金、これが今、見込み少なければ当然交付金も少なくなりますので、少なくなった分をにぎわい創出事業とか、そちらの方に回したいということで、同じ目に全ての交付金事業を

盛り込んでます。

- 1 1 番 近藤美喜雄 いうなれば八郎潟町の公の予算書の中に載っていて、仕事を担当する分野ごとに予算を置いてる訳ですけども、財源内訳を示せばいいのではと思ってるんですけども、他に恐らく厳密にいうと似たようなことがあるんです。例えば、駅前開発でも一本総務で入ってると、そうなると全て総務に置いとかないとまらないのか、或いはまた分担してやるのか、現実に関今のこともわからないけれども、そういう観点からすると、歳出の説明は付くのではないか、というのが我々の考えなんです、それが通らないということなのかどうか、そこら辺がちょっとわからない。

総務課長 渡部博英 繰越明許となる予算ですので、款項目が分かれていますと流用ができなくなります。それで同じ所に置いておけば節間の流用ができますので、その事業で余った分はまた別の方の事業に充当できるということなどで、今回は総務の企画費に全額を置いております。

- 1 1 番 近藤美喜雄 今のでだいたいいいですけども、ただ私これ見たときに、町単の予算なのかなと思ったりもしたんですよ。ところが町単で総務に置くわけがないので、そうすると補助金が見えだなどと思ったんですけども、そういうようなことでちょっと理解できなかったのをお聞きしました。

議長 三戸留吉 他に、はい4番

- 4 番 石井清人 4 番 石井です。25ページのプレミアム商品券事業費委託料ですけども、五城目・井川・八郎潟で委託するという事ですから、五城目町・井川町の負担額も教えてください。それから3町でやった場合の、商品券発行総額いくらになるか教えてください。

産業課長 加藤貞憲 石井議員のご質問にお答えいたします。3町でいまプレミアム商品券を20%というプレミアム率で湖東3町商工会に委託する予定で進めております。3町での総販売額でございますが、プレミアム率を含めまして2億8千2百万円となっております。

事務費関係についてなんですけども、まだ決まってない部分が多々ありますので、概算ではございますが、3町で1千2百万円程になるのではないかなということ、商工会より説明は受けておりますが、会議資料では2月25日現在では、3町合わせて9百万円ということ、ここはまだ発行印刷代等も決まっておりませんので、今後詰めていきたいと考えております。

負担金は各町村のプレミアム率の助成額の比率で事務費を按分いたします。

議長 三戸留吉 他に、はい5番 加藤君

- 5 番 加藤千代美 プレミアム商品券についてお伺いしますけども、同じような中身なんですけども、これ3町で合同でやる訳なんです、還元率についてはどのような形になるんですか。消費した後の還元率です。

産業課長 加藤貞憲 本町の販売額または助成額についてですが、1千3百万円といたしております。販売額6千5百万円の20%でございます。

先程の石井議員さんのご質問の件も含めてでございますが、五城目町さんの助成額が、2千1百万円、本町が1千3百万円、井川町さんが1千2百万円と、今の所なっております。この後、各町村の事務費等の確定によりまして金額の変動はあると思っておりますけれども、以上であります。

- 5 番 加藤千代美 ちょっと分かりかねるんですけども、従来の商品券であれば、その地域で、いま新聞でも問題になっておりますけれども、地元で使った場合、地元で直、還元があるわけですね。いま合同で発行して例えばイオンに行って全部使ったと、八郎潟町の町民が。その場合にあなたがおっしゃる6千5百万円に対する20%分は本町に帰ってくるというシステムなんですか。

産業課長 加藤貞憲 現在3町で話している分については、1万円の商品券を購入した場合、プレミアム分が20%になりますので、額面1万2千円となります。そして1万円分については、大型店でも地域の商店でも使用はできます。そして20%分については、地域の商店で使っていただくようにということで、現在進めております。

議長 三戸留吉 はい、他に、8番 北嶋賢子君

8番 北嶋賢子 確認ですけれども、湖東3町だから3つの町で使えるということなんですね。前に一度、八郎潟町単独を出して、あの時は確か10%のプレミアムだったと思います。ですけど今回は、3町で使えるということなんですね。

産業課長 加藤貞憲 はい、3町の区域内の加盟店であれば使えるということになります。ただし先程も申し上げましたとおり、20%分につきましては、地域の商工会の加盟店でのみ使用できるということで、現在進めております。

議長 三戸留吉 はい、他にございませんか。
質疑なしと認めます。議案第2号についての質疑を終わります。
次に、日程第7、議案第3号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第3号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案第4号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れの補正について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第4号についての質疑を終わります。
次に、日程第9、議案第5号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第5号についての質疑を終わります。
次に、日程第10、議案第6号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第6号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、議案第7号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、4番 石井君

4番 石井清人 この条例の別表のことなんですけども、改正後は年額が無くなって月額報酬の方が出てきます。それから日額報酬は、ほとんど2千円なんですけども、ただ一人情報公開委員長だけが多いんですけども、別表を作る時は月額報酬を先に並べて、日額報酬の情報公開委員長を並べ、その下はその他の委員ということで日額2千円と作ってもいいのではないかなと思います。
といいますのは、各種委員会条例と非常勤特別職の報酬費用弁償、それから予算書に書かれている非常勤特別職と整合しないものが多いと思うんですよ。例えば交通安全協議会が条例にありますけれども、過去20年全く予算化されてなくて機能してない状態ですし、予算書には例えば特別職の報酬委員だとか、地域公共交通の委員だとか、表彰委員、新年度では過疎自立委員とかあるんですけども、非常勤特別職報酬費用弁償条例には載っていない、ということもありますし、日額2千円のその他の委員にすれば、新しい委員が出てきてもその都度条例改正する必要がないので、そのやり方が便利なのではないかなと思います。
これ私の感想ですから、答弁はいりません。終わります。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
質疑なしと認めます。議案第7号についての質疑を終わります。
次に、日程第12、議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第8号についての質疑を終わります。
次に、日程第13、議案第9号 特別会計条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第9号についての質疑を終わります。
次に、日程第14、議案第10号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第10号についての質疑を終わります。
次に、日程第15、議案第11号 八郎潟町立図書館設置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、4番 石井君

4番 石井清人 改正前の条例の中に、改正後も残るんですけども、委員報酬費用弁償を支払うという条項があるんですけども、自治法の中で、町長が設置する委員会等の委員については、自治法で報酬を支払わなければならないと明記されております。その額とか支給方法は条例で定めなさいとなっておりますので、八郎潟町の特別職の報酬費用弁償条例があるんですけども、常にそういうものがありますから、この図書館条例の中で、委員に報酬を払うという条文は、必要ないと思います。これも私の感想ですから、答弁はいりません。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
質疑なしと認めます。議案第11号についての質疑を終わります。
次に、日程第16、議案第12号 八郎潟町青年婦人会館ロマンの里八郎湖センター設置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、8番 北嶋君

8番 北嶋賢子 8番 北嶋賢子です。12号なんですけども、今度ロマンの里の料金を町外の人から取るということなんですけども、今まで町外の方たちがどれくらい利用していたものかどうか、教えてください。

教育課長 渡部広保 利用者につきましては、資料が手元にございませんで、後でお知らせいたします。

議長 三戸留吉 後でということ。他に、はい5番 加藤千代美君

5番 加藤千代美 以下、関連する事なんですけども、議案第12号、15号、16号、17号、これいずれも使用料を町外の人から取るということになってます。これある方に確認したんですが、ここでは謳ってませんけれども、後で施行規則を設けるといような話もあって、その中で町内と町外と区分けするという話がありました。この条例でいくと町内の人も減免措置が無い限り使用料は取られますけども、施行規則を設けるとすれば、これは4月1日から発行されると思います。その前にやられるのかどうか、その辺をお伺いします。

教育課長 渡部広保 今まで無料だったロマンの里、管理棟、その他施設、これを一旦有料にして、使用料の免除規定ございませんで、それによって町民の方は無料にするという形をとりたいということで、今回無料施設については全て使用料を規定した上で、各条例に免除規定ございませんで、それによって無料化していくということと、それについては4月からということで、その関係の規則なりを整備していきたいと思っております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、3番 金一義君

3番 金一義 関連ですけども、オリンピック記念会館の場合はどのようになるでしょうか。

教育課長 渡部広保 金議員さんのご質問にお答えいたします。教育課の方でも色々検討しまして、オリンピック記念会館については確かに利用者の率からいっても、町外の方多いわけですが、施設の中で職員がいない状態でございませんで、前もって許可を出して利用する施設ではございませんで、使用料の徴収が難しいところがあるということで、今回はそのままにございませんで。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 今の関連です。加藤議員もお話したこの議案だけではなくて、使用料を町外の人から取りたいということのための改定なり、或いは別表なり規則なりということですが、予算計上するというので、規則は既にあるのかなという感じで聞きましたけど、これから整備ということで、というのは条文の中にこれくらいいただきますよと、具体的にまだ示されていないわけですね。だから規則が一体的に整備されているものかなという感じしますけれども、整備されているとすれば委員会の時に色々議論あると思うので出していきたいと思いますが、その辺は。

教育課長 渡部広保 規則につきましても、整備が済んでるものと、実際の所まだ検討中といったものもございまして、いずれ使用料につきましても、条例による免除規定で行うということで、町内の方を無料にするというのを、規則なり細則なりで細かく規定していきたいと思っております。

いずれ町内でも、例えば町内の企業どうなるか、町内町外一緒の場合どうなのか、色々とでてきますので、そこら辺、細則なりできちんとした形で徴収できるようにしたいと思っております。

11番 近藤美喜雄 今の関連ですけれども、基本的に町外の方々から負担してもらおうということの考え方の背景ですけども、というのは、今八郎潟町は外からのお客さんを一生懸命中に入れたという考え方で、駅前も全部そうなってます。そうすると、町外の人に差をつけてやるという発想は、あまり過大に使われすぎてそうなのか、或いは若干維持管理費もらわなければならないというものなのか。

私は根本的には、交流人口拡大とかの基本線を町でとってるはずですので、そういう発想であるとするならば、その考え方の根拠はいったい何なのか、これを教えていただきたい。

町長 島山菊夫 近藤議員さん言われるとおり、確かに交流人口増やすためには、そういうことも必要だと私自身も考えております。ただ、やはり申し込みが町外の皆さんが優先されるようなところもあるわけなんです。事務改善委員会で色々精査した結果を尊重して、このような結果になったということでありまして。

11番 近藤美喜雄 今の議論は、また委員会でもあると思うんです。基本的には私はそういう考えですので、よろしく願いいたします。

議長 三戸留吉 他に、7番 伊藤君

7番 伊藤秋雄 先程、金議員さんが言いましたが、私もたまにトレーニングセンターに行きます。そうすると、日中使用している人をみると、大半が五城目・井川、他いろいろな町村から来ています。それは良い事だと思っておりますが、五城目の方に聞いたら、五城目は料金が取られるそうです。200円くらい。八郎潟が無料だから来る、そういう話もありますので、今後は電気代等もありますので、やはり有料にしてもいいのではないかと、ただしトレーニングする人は町内の人でも取ってもいいし、そういうのもやってもいいのではないかな、日中はすごく混んでます。八郎潟の人が行っても、利用できないこともあります。町外の人が使ってて。どっちが優先なのかと疑問に思うことがあります。

だから、今の教育課長の答弁にもありましたが、料金を取ったりするのに人がいないということでしたが、そこ辺りは工夫するべきではないか、そういう感じがしましたので、今後の課題として議論してもらえればありがたいと思っております。

議長 三戸留吉 これは答弁いらないですね。他に、ありませんか。
質疑なしと認めます。議案第12号についての質疑を終わります。
次に、日程第17、議案第13号 八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第13号についての質疑を終わります。
次に、日程第18、議案第14号 八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条

例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第14号についての質疑を終わります。
次に、日程第19、議案第15号 八郎潟町都市公園条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第15号についての質疑を終わります。
次に、日程第20、議案第16号 八郎潟町一日市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、8番 北嶋君

8番 北嶋賢子 8番 北嶋賢子です。これ防災センターのことだと思いますが、防災センターだから緊急の時には許可無く入っても構わないという風に解釈しますけども、これみると料金取るとなっているので、緊急の場合は除く、と条文入れても良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

町民課長 一ノ関一人 条文の使用制限の中で、災害等あった場合は、制限をかけて災害の為の方に使うということで、許可を取り消す形をとっております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
質疑なしと認めます。議案第16号についての質疑を終わります。
次に、日程第21、議案第17号 八郎潟町えきま交流館条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 この条例も先程の考え方と類似しておりますので、これにも規則は添付されていないわけですが、いずれそういう風なことでよろしくお願ひしたいと思います。
ただ、この中でいわゆる設置条例といわれるものだと思いますけれども、図書館の設置条例に図書館がうたわれている。住所も今の駅前に変更ということ。それでまたここに、施設の名称のところにもまた図書館ということで、だぶっていますので、設置条例あっちもこっちもということないと思いますが、ここら辺に対する何か考え方があるのかお願ひします。

教育課長 渡部広保 近藤議員さんのご質問にお答えいたします。いずれ図書館の運営については、交流館とは別という考え方になりますので、今まで図書館の設置条例あるわけですが、この中で図書館そのものの運営については、3条の第2項によって、図書館条例によるということで、規定させていただいてるところであります。

議長 三戸留吉 他に、ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第17号についての質疑を終わります。
次に、日程第22、議案第18号 八郎潟町地域史料館条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 これも規則がないからわからないわけですが、他では設置条例のところにもそこまですたってるものと、うたっていないものと色々ですが、例えば開館日を何時にするとか、時間をどうするのか、色々あるんですね。そういう基本線がこれではわからないので、いつからやるということになってくるわけだけども、それまで整備するんだらうけども、我々には見えなくなるわけで、そこら辺、委員会でもたああると思いますが。

教育課長 渡部広保 いずれ規則に関しては、案の状態でも出来上がっているものについては、委員会の方で提示したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
質疑なしと認めます。議案第18号についての質疑を終わります。
次に、日程第23、議案第19号 八郎潟町指定介護予防支援の事業の人員及び運営

並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第19号についての質疑を終わります。
次に、日程第24、議案第20号 八郎潟町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第20号についての質疑を終わります。
次に、日程第25、議案第21号 保育の実施に関する条例を廃止する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第21号についての質疑を終わります。
次に、日程第26、議案第22号 八郎潟町学童保育料徴収条例を廃止する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第22号についての質疑を終わります。
次に、日程第27、議案第23号 八郎潟町過疎地域自立促進計画の変更について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第23号についての質疑を終わります。
次に、日程第28、議案第24号 八郎潟町の公の施設に係る指定管理者の指定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第24号についての質疑を終わります。
次に、日程第29、議案第25号 平成27年度八郎潟町一般会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、7番 伊藤君

7番 伊藤秋雄 午前中にもちょっと聞きましたが、3点ばかり聞きたいと思います。自立支援給付金ということで、73ページ、これ増額が1千4百ということで、去年から比べると大変額が大きくなっております。障害者というか支援の方が、年々増えてきているのでしょうか。

例えば、午前中にもちょっと聞きました496人が、障害のある人が、と出ております。22年から増えております。27年はもっと増える見込みで増額しておるのか、お願いします。

それから、先程の町長の説明の中でもありますが、89ページでございます。妊婦検診の委託料。これは必要な検診の回数を無料にすると書いてあります。去年の9月頃にだいたい15回の検診、これを無料にすると言われておりましたが、そこら辺答弁をお願いします。

それから、最後に155ページ、チャレンジデーをやるとお話しありました。金額は去年と同額ですが、どういう方向でやるのか。前回の場合、当町は31%ということで、約2,000人しか参加できなかったということですが、今回はどういう方向で行くのか、うちの方の町内会からも話がありました。あのようなやり方だと、町内会にお願いにきても熱意がなかった。ただ投票箱置いてやるのもどうかな。そういう意見も出ておりますので、今回はやはりもっと熱のある、力を入れるような事をして欲しいなど、私これに力を入れた方ですので、今回は魁にも載ってましたが、全県の25全市町村やるということなので、このことに対しても少し力を入れて頑張ってもらいたい。このこと、どういう状況でやるのか、説明をお願いします。

福祉課長 小野良幸 伊藤議員さんのご質問にお答えいたします。

障害者の方の、自立支援給付費の増額の理由でございますが、一つは居宅介護を受けられる方が1名増加、それから就労支援のB型の方が1名増加、それから就労移行支援サービス4名の方が増加、という内容で給付費全体が増額しております。障害の方が増

加しているのかというご質問ですけれども、微増ではございますが若干増えております。

それで今回の自立支援給付費の支給にあたりましては、手帳とかの認定がなくても、就労支援とか、就労B型とか実施できますので、その関係で手帳をお持ちでない方の利用が増えてきているということも言えるかと思えます。

保健課長 小柳鉄秀 伊藤議員さんのご質問にお答えいたします。

27年度から新しく産後の手当をするということで、その分が増えております。それと、特定の不妊治療につきましても、県との絡みもありますので、こちらも引き続き補助していきたいと思っております。

教育課長 渡部広保 チャレンジデーでございますが、今年も5月27日の水曜日に開催するというところで、参加意向を伝えて参加することにしております。伊藤議員さんおっしゃったように、今年は全県25市町村参加するというところでございます。ちなみに全国では130の自治体が参加ということでございます。いずれこの後の3月18日に町内会長さんが実行委員となっております、実行委員会を開催する予定でおります。

昨年は初めてということでありまして、町内会の方にも協力できる場合は協力をお願いしたい、という旨だけをお伝えして協力していただきましたけれども、やはり数字を上げていくためには町内会の協力が一番だと考えておりますので、全町内会からご協力いただけるように、この後進めていきたいと考えております。

7番 伊藤秋雄 この八郎潟町障害者計画の中を見ますと、就労・就学の充実ということで、中程に障害のある人の就労への理解をより一層促進し、就労環境の改善や雇用場所の拡大を目指しているということですが、実際にま行われていますか。

福祉課長 小野良幸 只今のご質問でございますが、現在八郎潟町で行っている就労関係につきましては、つくし苑さんが、本町・大潟村・昭和などに作業場を設けながら実施しております。大川にあります就労こまち、そこでも軽度作業を実施しております。

議長 三戸留吉 他に、はい5番 加藤君

5番 加藤千代美 4点ほどお願いします。予算書103ページ、担い手農家育成対策費、先日役場より農家の方々にパンフレットが配布されました。ゲタ対策やナラシ対策が主なものであります。その中で1月16日の農業新聞を見ると、稲作農業の体質強化緊急対策事業の概要がでております。これについては各農家が、こういうものに取り組みますと10アールあたり何万円と補助金を受けることができる中身になっております。更にQ&Aを見ると事細かに書いてあるわけです。八郎潟の予算書を見ると、この中身が全然載っておりません。1回目のメ切が1月19日、2回目のメ切が2月28日、3回目のメ切が3月17日だったと思うんですけども、まずそういう情報が入っているか否かの問題が第1点。

2点目として、農業夢未来応援プランというのがあります。私これやろうかと思って、県の振興局に行って来ました。そして後日役場より夢プランの規約をもとにしてやってみたんですが、最終的には役場から説明を受け、該当しませんよと言われたんですけども、県の振興局の田中さんという方は、畜産も該当しますよ、こういう説明でありました。役場の担当者にそのお話をしたら、私の方ではそれは載っていません。そういう返答であったんですが、これは町の計画で載せればできるものなんですよ。それをなぜ載せないのか、というのが第2点であります。

それから観光関係ですけども、予算書にありました2目の観光費の委託料、郷土芸能会館建築工事設計監理委託料とありますが、これはさっきの近藤議員の話とも一致するんですけども、いま町では駅前に町の賑わいを目的に図書館を設置して、色々な事業をやろうとしております。今日の魁新聞にも出ておったんですが、最近にない図書館の運営方法だと褒められた記事が載ってました。なんで褒められたかということ、ここには図書館だけではなくて、色々な人が集まるような施設であるから、近年にない図書館で非常に良い方法です。ということが書いてあります。

もう一つは、このような賑わいを確保するような場所を確保するのに、敢えてなんで防災センターに、この郷土芸能会館を建設するのか、私に言わせれば全部まとめて駅前に作った方が更に町が活性化するのではないかと、そういう感じがしますけれども、これについての考え方を伺いたいと思えます。

それから最後に教育委員会にお伺いします。教育長の説明をみますと、地域で子どもを育てる、学校とも連携してやっていきますよ、こういう内容であります。最近の報道

を見てみますと非常に少年犯罪が多くなってきている。その原因は何かということ进行分析しますと、忙しくて子どもをみる人が家庭ではない、そういう現象が出てきていると最近の新聞等でも出てきております。この、子ども・子育て支援事業計画、ざっとみたんですけども、それが正に証明されるような中身になっているんです。

端的に言えば9ページ、子育て支援をする人たちがほとんど家にいない、やはり親が家にいないから子どもたちに事故がある、こういう状況だと思うんです。私たちが小さい時には、放課後でも学校にいて過ごせる時間と余裕があったんです。こういう体制を築いていくのが学校教育の望ましい形ではないかな、地域で子どもを育てると言いましても、このデータからみてもわかるように、親が働いているからなかなか家にいない、都会でいま事故起きてるといのはそういう現象だと思います。そういう問題に対して学校の中身をもっと充実させる必要があると思うんですが、そういう点では教育長どう考えているのか、以上の点についてお伺いいたします。

産業課長 加藤貞憲 加藤議員さんのご質問にお答えいたします。私の方からは3点になります。

まず始めに、稲作農業の体質強化緊急対策事業であります。これにつきましては国の指導によりまして、歳入・歳出ともに地域農業再生協議会でやることとなっております。またメ切等については、3月19日に第3回ということでメ切が延びております。なお、この3月19日に延びた件については、3月2日に県の担当よりメールで通知を受けております。その時に、3月19日まで期限が延びた、というパンフレットも一緒に受けております。

それから農業夢プラン事業の件でございますが、これについて今回27年度当初予算に計上しておるものは、昨年12月までに申し込みのあった1法人の予算でございます。この後色々な事業をお考えの皆さんについては、6月補正に間に合うようであれば、それまでに町でご相談を受け、県に申請する手続となりますので、よろしくお伺いいたします。また、畜産云々ということでお話ししましたが、畜産それから稲作、色々と連携しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

それから観光関係の事業で、郷土芸能会館建築工事設計監理委託料ということで、観光費に予算をおいていることについてですが、会館の建設場所について、防災センター駐車場敷地の一部ということでございます。確かに賑わいを創出するために、駅前に全てということでしたが、施設の大きさもありますので、倉庫状況にならない為にも、郷土の皆さまが、ちょっとした練習ができるような施設を建設するつもりであります。

それから賑わい創出ということで、駅前交流館におきましては、盆踊り・願人踊の体験ができる企画を、月1回ということで考えております。一日市盆踊りの体験企画と願人踊の公演及び体験企画ですけども、それぞれ年7回の開催を予定しております。体験企画により広く紹介し、一日市神社の祭典の願人踊だけではなく、色んな方に踊りを通して体験、また郷土芸能というものに触れていただく機会を、今後とも設ける予定でありますのでよろしくお伺いいたします。

教育長 江島廣

加藤議員さんにお答えします。学校教育の中身をどう考えていくか、というようなお話しでありました。最近の日本国内の色んな悲惨な子どもの事故等に、大変心が痛む状況であります。本町におきましては、そういう事故等は無いわけではあります、いずれ学校教育だけで子どもを育てるといことは、非常に難しい面もあるかと思っております。家庭教育というものも非常に重要になりまして、その繋がりを求めながら、先生方とPTA等々の組織を利用しながら、色んな施策を設けておる所でございます。

いずれにしても、子どもたちは授業が終わってから放課後、中学校の場合は90%以上が部活動に入部しております。その面におきましては、外部コーチも含めながら、先生たちは忙しく行けない場合もあるわけですけども、連携しながら、現在子どもの指導にあたっているところであります。

小学校におきましては、スポーツ少年団あります。加入しない子どもさん、活動日以外等々につきましては、放課後子ども教室も含めながら、福祉課で行っている学童保育の方に移動して、指導をしていただいている現在であります。ただ、どちらにも所属しない子どもさんというのは、誰かが家の方にいらっしゃるということで捉えておりますけれども、アンテナを高くしながら、たまり場とかなないようにしていきたいと思っております。

今一番危惧しているのは、LINEトラブルがあります。中学生の80%以上の子どもさんが、携帯・スマホを携帯しております。家に帰ってから、学習時間以外にLINEで友だち同士繋がっているところが多いわけではあります。これにつきましては、ブ

ロックをかけるということに、なかなかありませんので、昨年は4回程、県の生涯学習課と提携しまして八P連と共に、保護者のLINEについての初歩的なやり方を知る、という企画も設けて進めております。

いずれにしましても、子どもの安全・安心につきましては、先生方と委員会、共に連携しながら、保護者並びに地域の方々の温かい目で見えていただきながら、子どもを育てていきたいという考え方で進めております。

5番 加藤千代美 産業課長が答弁したけれど、私が聞いているのは基本的なことです。いわゆる駅前の図書館を作った時に、ふれあいを図って賑やかにする、この1点であったと思います。それがなぜ2点に分散するのか。1点に集約した方が、より効率的であり財政的にも良かったんじゃないか。そういう考えで発言してるわけです。あその中で、願人踊でも盆踊りでもやるといってるんですから、なぜ近くに配置して普段も展示して、他の人たちも分かるような体制をとらないのか、それですよ。敢えて分散して防災センターに作らなければならない理由はないと思いますよ。

我々に、図書館を作る時には、とにかく賑わいのある町にしたい、その為には町にある願人でも盆踊りでも、みんなでふれあえるような場所にしたい、そういうことであったと思うんですよ。今の説明でも年7回くらいやる、そういうことであるならば、なお駅前に作る必要があったのではないかと、こういう気がしますけどどうですか。

町長 畠山菊夫 確かに駅前に作ったらどうかと、私自身も考えておりました。それで、郷芸の皆さんとも色々お話ししまして、5月5日の祭りの日は、大変忙しい日程であります。山車もそうですけども、子ども願人踊、防災センターを拠点にしてあそこから皆さん出発するわけでございますけれども、郷土芸能会館というのは、山車の倉庫であって、人に見せるものではないわけですよ。格納しておく場所なんです。それに場所もとります。そこで練習することもできますけども、主に防災センターで練習するというところで、一日市盆踊りの時も会場から近いし、収納や色々な面で防災センターの近くが良いということで、結論に達したわけでございます。ですから、格納倉庫を駅前に持って行っても見せるものではないので、賑やか創出という面では、繋がっていかないだろうと思っております。

議長 三戸留吉 はい、他に、6番 柳田君

6番 柳田裕平 委員会が違うので、一つだけ教えてもらいたいのがございますが、第6次基本構想について、予算に関係ないのですが、先程の説明では、この基本構想ができるまでの流れを教えてくださいましたが、まず最初に、住民意向調査を実施する。そして庁舎内に策定委員会を設置する。それから基本構想審議委員会を立ち上げる。こういう3段階でとりましたが、私がちょっと理解できないのは、住民意向調査、これは具体的にどういう風な形の調査を行うのかなと、この名前からするとアンケートをやるといことかどうかわかりませんが、調査内容、具体的にどういう形で調査するのか、もしあれば教えてくださいたいのが一つと、その調査ができあがるまでの、予定スケジュールがわかれば、わかる範囲で教えていただきたい。この2点です。

総務課長 渡部博英 柳田議員のご質問にお答えいたします。

第6次基本構想の策定でありますけれども、町長が施政方針の中でもお話ししましたけれども、まず4月に、今の第5次基本構想の各課による検証・調査を行います。また4月中に、柳田議員がおっしゃいました、全世帯を対象に住民意向調査を実施いたします。このアンケート内容は、まだ具体的に決まっておりますけれども、いずれ来年度策定される、過疎地域自立支援計画、そしてまた地方創生関連の町総合戦略にも対応できるようなアンケート内容にしたいと考えております。

5月に庁舎内に町長を会長として、各課1名以上を選任した策定委員会を設置し、今の第5次基本構想の計画の評価、それから総括及びアンケート調査の町民の意向結果を踏まえ、計画フレームの作成をして、7月までに1次素案を作成する予定としております。また同時期の7月に、30名以内を目途に、福祉・生活環境・産業・教育等からなる基本構想審議会を設置して、その後1次・2次素案に対しての意見・要望を取り入れ、最終的な原案を検討して本新案を来年の1月中に取りまとめたいと考えております。

その後、2月に全員協議会で議員の皆さまに説明して、意見・要望をいただき、修正した上で3月の定例会に議案として上程したいと考えております。

6番 柳田裕平 いずれこの策定計画は、今後10年間の町の指針という大事な問題でございますので、どうか住民の意見が十分反映されるような形で、慎重に進んでいただきたいということを、お願いしておきます。

議長 三戸留吉 他に、はい、5番

5番 加藤千代美 先程、稲作農業の体質強化緊急対策事業についてお話ししたんですが、3月19日で締め切られるということになってます。対象は、再生協議会・認定農家・集落営農、この人方に対して町ではどういう説明をしたのですか。この説明を受けていけば、これは1月からあったんですから、当然わかっていると思うんですけども、認定協の人に聞いても、再生協議会の人に聞いても、我々には説明がない、そういう話なので、その辺を具体的に教えてください。

産業課長 加藤貞憲 直接、国からの経営安定対策関係の資料と共にパンフレットも送られておりますし、また地域農業再生協議会からも、対象となる認定農業者それから認定新規就農者、それから集落営農の皆さまに、通知をお出ししております。また今回3月10日にフォローアップ事業として、その対象となる方、認定農業者それから担い手といわれる皆さん、まだ認定農業者になっていない皆さまを対象に、またフォローアップ事業ということで、このナラシ・ゲタ対策の説明、それから認定農業者になるための経営改善計画の説明等を、3月10日に開催する予定としております。

3月1日現在で、体質強化緊急対策について申請していただいているのが、認定農業者22名、それから法人が1名、集落が1団体となっております。近隣町村と比べても我が町の申請人数は、率としては良い方だと思っております。

議長 三戸留吉 はい、他に、3番

3番 金一義 委員会が違いますので、ちょっと聞きますが、ふるさと納税のマガモに18万円の予算置いておりますが、26年度は何件でどれくらいの金額を納税されてるのか、これが一つと、103ページですけども、畦畔事業による区画整備暗渠に1億2千なにがしという金額載ってますけども、面積としてまだどれくらい残っておるのか、それと26年度中に実施された面積と、今後どれくらいの計画、国の事業ですからあれでしょうけども、これ分かたらお知らせ下さい。

それともう一つは、リタイアされる農家云々ということで、200万円ほど予算計上してありますけども、こういう時世ですと本町では可能性のある方がどのくらいか、それとも実質、県の方で申し込まれたのか、分かっている範囲でお願いします。

総務課長 渡部博英 金議員のご質問にお答えしたいと思います。

平成26年のふるさと納税の金額でありますけども、11件で109万円でございます。今回ふるさと納税の報償費8節の方に18万円おいておりますのでよろしく願います。

産業課長 加藤貞憲 畦畔状況と暗渠排水の件につきましてですけども、両者合わせて約1千4百万円の26年度の予算でございますが、まだ3月の15日がメ切となっております、はっきりしておりませんが、交付申請それから交付決定については、限りなく1億4千万という金額で交付決定を差し上げております。

27年度でございますが、区画拡大で14.46ヘクタール、暗渠排水で10.7ヘクタールとなっております。まだ国の方でこれについての予算を、国も県もお答えしておりませんが、予算が決定した場合に、交付決定を速やかにお出ししたいと思っておりますので、今まで補正予算対応してきましたが、今年度は当初予算対応したいと思っております。今回は計上しております。

経営転換協力金の予算を置いていたものが、今回更正させていただいております。その代わりに耕作協力金ということで計上しておりますけれども、これについては、申し込みがあった1件について、10アール超える、自留地がありまして、今回中間管理事業にのることができませんでした。そのことにより転換協力金を更正いたしまして、耕作者一人分ということで予算をあげさせていただいております。

議長 三戸留吉 他に、はい、8番 北嶋君

8番 北嶋賢子 8番 北嶋賢子です。委員会外ですので、2点だけお尋ねいたします。
71ページ、扶助費52,653千円の内、2,427千円が新年度8月から、中学生の福祉医療費にするという説明ありましたが、これは中学生全員が対象なのかどうか、それから検診のことです。私、町内会の保健関係やってるもんだから、この前27日に保健委員たちの集まりがありました。そしたら課長から、今年の冬は高額医療費が随分と跳ね上がって大変だと話ありました。そして今この予算書見ましたら、検診の部で昨年は17,640千円だったのが、今年は13,540千円の予算になってます。予算そのものが減ってるわけです。高額医療なるということは大変な病気が多く発生してるということですから、やはり検診にもっと力を入れて、そうすれば高額医療も減るんじゃないかと思っておりますので、どうして4,100千円も減らしたのか、そここのところを教えてください。

保健課長 小柳鉄秀 北嶋議員にお答えいたします。先程の中学生の医療費の件ですけれども、2,427千円の中には中学生全員の分が入っております。これにつきましては、1,739千円程で8月1日からのスタートとなりますので、8ヶ月分みております。それから検診の分ですけれども、この間お話ししましたが、もっと検診をやって健康増進した方がいいということを行いましたけれども、ここの部分の差額につきましては、款項目のところで、入れ替えしたところもありますので、若干の金額の変更あります。

議長 三戸留吉 他に、はい、11番

11番 近藤美喜雄 私も委員会が違いますので、参考までにお伺いしたいと思います。
歳入の関係でありまして、この度は28億7千万、当初予算みてまして、この中で歳入色々あるわけですが、臨時財政対策債9千3百万ほどあります。これは説明によりますと、地方交付税で算入される見込みだということなので、借金とはいえども、まあいいのかなという感じですが、ただ時期はいまわからないわけで、今の財政状況は非常に良くなってるということがありまして、特に実質財政比率も改善されていますし、端的にいいますと、財政調整基金なんかも19億もある、ということになってます。その中で、たいしたことないと言えたいしたことないかもしれないけれども、臨時財政対策債などを借り入れしなければならない、いわゆるこの度も1億3千万ほど繰り入れするわけですが、そういう考え方からすると、いま9千3百万も別に借りなくてもよかったんじゃないかという疑問が単純にあるわけで、この辺の仕組みがちょっとわからないので、解説お願いしたいと思います。

それからもう一つは、5ページ多面的機能支払交付金、これはいま全町で事業実施されておまして、補助金の交付金の予定が3千2百万ということになっておりますけれども、これ去年もお聞きした経緯がありますけれども、というのは各団体が4月からスタートするわけです。前半の補助金が入るまでの間が非常に長いわけですね。この資金繰りをどうにかできないのか、会計の方で非常に苦労しているわけなんです。そこら辺をもう一度確認したいと思います。

なぜかといいますと、昨年までは法律的な明確な裏付けがなかった、この度から法律的な裏付けがちゃんとして、それぞれの町村で予算を全額計上している。こういう風な事は初めてであります。こうなってくると町の考え方でどうにか工夫ができないものか。交付決定額が決まったものであれば、そういう風な事が可能なわけです。そういう考え方が通らないものか、なんとか工面ができないものか、工夫ができないものか。これは今ここですぐ即答できないと思いますが、もしできればもう一度検討していただきたい。それをお願いする額というのは、もちろん全額ではありません。前半で使う分ですから1/3くらいで十分だと思います。そうするとあと固定していくので、その点なんとかできないものかどうか、そこら辺一つ。

総務課長 渡部博英 近藤議員のご質問にお答えしたいと思います。臨時財政対策債、今回9千3百万予算計上してございます。臨時財政対策債というのは、本来、地方交付税として配分すべき所を、交付税が不足した場合に、個々の自治体がけんさんという形で立て替えておき、期間を明確にして全額を後年度、地方交付税で補てんするという仕組みです。よって地方に新たな負担をさせることではなくて、地方交付税の振替措置であることから、臨時財政対策債は実質、地方交付税であるといえると思います。

臨時財政対策債につきましては、地方財政法第33条の5第2項の規定により、元利償還金の全額が後年度地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されています。

また、先程申し上げましたけれども、地方交付税として交付すべき財源の不足に対処するために、特例として地方公共団体自ら地方債を発行する制度でもあります。償還金相当額は、後年度の地方交付税で措置されることから、先程も言いましたけれども、実質は地方交付税の代替財源であり、一般財源として取り扱っております。ですのでこの臨時財政対策債を借りるという方向で町では申請しております。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんのご質問にお答えいたします。

確かに法制化になって町が国・県からいただいて全額活動組織に支払うことになっております。ただしあくまでも、県・国の方から事業計画の承認が全て終わってからということになると思いますので、補助金関係でございますので、その点については今後とも説明会あると思いますので、各活動組織の要望について説明会の中で問いただしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

質疑なしと認めます。議案第25号についての質疑を終わります。

次に、日程第30 議案第26号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、8番

8番 北嶋賢子

8番 北嶋賢子です。委員会が違いますので、教えていただきたいと思います。

先程の町長の説明の中で、20.3%アップということをお話されました。予算書見ますと、国保税が7,180千円歳入減ったんです。前年よりも。なんでこんなに減ったのかな、国保税下げたのかな、などど思ったりもしたんですが、全体の予算があがっているのになぜ減っているのか教えてください。

税務課長 落合智 北嶋議員にお答えします。これにつきましては、歳入の方で、申告を受けておりますけれども、この金額は前年の実績に基づいて、計算式の方は保健課の方で、計算式ののった形で歳入の方にのせております。

8番 北嶋賢子

それでは確定ということではないですね。一昨日、申告に行きましたけれども、昨年よりも200万さがってるから、ここまでさがるとは思わなかったんですが、確定ということではないですね。このあと決まるんですね。

税務課長 落合智 その通りです。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

質疑なしと認めます。議案第26号についての質疑を終わります。

次に、日程第31、議案第27号 平成27年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉

質疑なしと認めます。議案第27号についての質疑を終わります。

次に、日程第32、議案第28号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉

質疑なしと認めます。議案第28号についての質疑を終わります。

次に、日程第33、議案第29号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉

質疑なしと認めます。議案第29号についての質疑を終わります。

次に、日程第34、議案第30号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉

質疑なしと認めます。議案第30号についての質疑を終わります。

次に、日程第35、議案第31号 平成27年度八郎潟町上水道特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、3番

- 3番 金一義 上水道についてお伺いします。うちの方では、高度処理をされておるんですけども、東京あたりは上水道の販売、水の販売されておりますけれども、販売できる基準値、高度保存処理されて、東京都では販売されておるようですが、我が町ではそういうのを考えていないでしょうか。
- というのは、ある所から、おたくの町も高度処理されているでしょ、そうすれば販売なさったらどうですか。という話がありましてお話ししたんですけども、今なくても将来的に持ち合わせあるのか、考えているのか。また販売される基準というか、浄水の処理の基準、お金もらってまでやれる水なのか。いずれ、ある所からそういう話が持ち込まれて、考えてみたらということだったので、お話ししました。
- 建設課長 吉田久壽 水道水の販売の件でございますけれども、そこまで検討したことはありません。なおかつ、どれくらい需要があるか調べてみなければ、そちらの方向に向かうというのは考えられないと思います。
- 議長 三戸留吉 他に、ございませんか。
- 質疑なしと認めます。議案第31号についての質疑を終わります。
- 次に、日程第36、請願・陳情について、上程します。お手元に配付しております請願・陳情は、請願3件、陳情7件であります。受理番号7号8号9号の請願に対する紹介議員は、北嶋賢子君です。北嶋賢子君の説明を求めます。
- 8番 北嶋賢子 議席番号8番 北嶋賢子です。先程議長から3つ一緒にと言われましたので、請願7号8号9号3件の紹介議員となりました。提出者は、農民運動秋田県連合会 鈴木万喜夫委員長からでございます。
- 農業が町の重要な基幹産業であると、議案説明にも位置づけてありますように、3件の請願、共に農業関係でございます。米価の下落もまたT P Pとは密接な関係もあります。この3件の請願が郵送されて間もなく、農協の労働組合からファックスが来ました。このような内容の請願を、後ほど送りますので、よろしくお願ひしますとのことでした。その内容とは、農民連からきている受理番号7の農協改革を始めとした、農業改革に関する請願と同じでした。問い合わせをしたところ、農民連さんで提出していると聞きましたので、そちらの方の採択のための努力をお願いします、とお願いされました。
- 我が家では、夫も私もJ A湖東の正組合員で、次男が準組合員で、長男が信用金庫に就職するまでは、農協の通帳が一本でした。地域社会の助け合い・協同が農協の精神であり、私たち小規模農家は、今も昔も農協が生活の依り所です。5連の木村会長は、私どもの元県議会議員に、監査の廃止が農家の所得引き上げにどう結びつくか理解できない。また新あきた農協組合長は、ガソリンスタンドや店舗が赤字でも、他の利益で営業を継続しなければならぬ。このような実情がある。儲けが出ない分野から撤退せよと言われても困る。と答えたそうです。
- 協同組合である農協のあり方は、農協自身の改革を尊重して上から法的圧力をかけてはならないと思います。米価の暴落による我が家の減収は2百万でした。安心・安全な食料は、日本の大地、秋田の大地から、T P Pに関しては国会決議を順守して守れない時は、交渉から撤退することが国や秋田の農業を守ることに繋がると信じます。
- 以上、7号8号9号、3件の請願の説明といたします。これまでも取り組んで来た内容でもあります。賛同いただけますようお願い申し上げます。
- 議長 三戸留吉 提出された議案並びに請願・陳情について、議事日程及び請願・陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。事務局長から委員会室を報告させます。
- 事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催させていただきます。
- 議長 三戸留吉 これより、各常任委員会を開いていただきます。明日は、午前10時より本会議を開きます。本日の会議は、これをもって散会いたします。どうもご苦勞様でした。
- (午後 3時48分)

平成27年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第2日目 平成27年3月5日(木)

議長 三戸留吉 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより一般質問を行います。
最初に、2番 畠山金美君の一般質問を行います。

2番 畠山金美 おはようございます。冬を乗り越えまして、大自然にも新しいエネルギーが芽吹く、そういう季節になってきました。この町にまもなくオープンする、駅前交流施設に寄せる期待は、大きいものと思います。そこで、駅前ともう一つ浦大町に出来つつある、二つの施設についてご質問させていただきます。

駅前施設と浦大町の交流館という二つの箱物が、他町村からも人を呼び込むため、交流人口活性化という目的のため、という共通点を持っていました。その内容は、図書館であり、子育て支援であり、店舗であり、スタジオという特殊性があったり、はたまた歴史資料館であったりと、構成要素が複雑に絡み合っています。こうした箱物が新しく二つも増えるとなると、全体が一つになって最適な施設にするには、簡単なことではないと思います。ましてやそこに細かい規制が強く働くでしょうし、駅前に関しては、現に町民からは使いづらいという、誤解と思われる声も既に聞かれます。もっとわかりやすい説明と理解を求めていく丁寧な努力をしないと、ややもすれば利用しづらい、そういったイメージの施設になり、誰の為の施設かわからなくなり、町民感情が離れていきかねないと、私の個人的な危惧もあります。

そこで町民に理解してもらい喜んでもらうには、町全体の将来を考えたわかりやすいぶれない着想と、長期戦略の計画が必要になると思います。

そこで質問ですが、これらの施設に対して、町長の観点から危惧するところは何の点か、お聞かせください。それは職員の配置であったり、各団体の協力体制の実情であったり、様々とは思いますが、そうした心配の種を早く解消しなければなりませんので、そうした危惧する点は、職員と町民で共有すべきと考えます。

また将来に向けた全体構想であるグランドデザインは、いつ、どういった形で町民に提示するのか、といったことでもあります。年末に開かれなかった町民座談会を、この施設のオープンに合わせて考えているのか。若しくは、この程度の施設であればマスタープランという基本計画で十分と考えているのでしょうか。であれば、私としては若い世代が将来に夢を持てる、グランドデザインを明確に示してもらいたいと思います。

また、現時点での町民の盛り上がりやどう感じているか、率直な気持ちをお聞かせください。町内外に周知していくことの大変さはよくわかります。特に地元町民が喜んで活用することが最も大切なことでもありますので、利便性の説明というこの点への努力を怠ると、誤解されたイメージが一人歩きしていきますので、スタートからつまづかないようにしてもらいたいと思います。

もともと白紙の所から、ここまで練り上げてきた駅前開発の経緯を振り返れば、相当の努力もあったと思います。会社でいえば、創業者の経営理念にあたる場所の哲学的思想が、特に駅前施設にどのように注ぎ込まれていったのか。その中心となった若手職員の相当の熱い思いがあったと思います。その当事者である若手職員の心と言葉と行動を、どう活かしていくのか教えてください。

一昔前の感覚では、建てるのは行政、使うのは町民という考えであれば、ややもすると知らぬ間に部分的な構想の考えが優先してしまい、一部分が突出してしまうことになりかねません。その一部分がいくら優れていても、全体をまとめてみた場合、いびつな利活用が目立ってしまったら、あまりにももったいないことになります。

一日市盆踊りを例に例えてみれば、やはり全体構想であるグランドデザイン的な共通認識が、あっていそうでないのが実情なのかとも思っています。ですから、会議はいつも堂々巡りで、変化は微細なものに留めて無難なところでまとめる。そういうことを何年も繰り返しています。

施設も文化も同じです。迷ったら立ち戻れる原点。全体がバランスのとれた、それも人の伊吹が感じられる、それがランドデザインなのですから、是非とも分かりやすい伝わりやすいメッセージを、ランドデザインという形で町民に送ってもらいたいと思います。

もう一つは、活用されなくなった箱物というのは、負の遺産としてその場にひっそりとたたずみ、物を言わない分、私たちに常に何かを訴えているように感じられて、見る度にも悲しく、いつも反省の念にかられます。私は、八郎潟という名前を背負ったこの町の、ある意味では絶対守るべき施設であったはずの「うたせ館」から学ぶことが必要だと思います。バス釣り県条例や、アオコという負の原因も考えられますが、行政として考える、うたせ館閉館という失敗の原因はどこにあったのか。そこから何を学んで、同じ轍を踏まないために、これから何をしようとしているのかお答えください。

表題1つ目を要約しますと、

1つ、ランドデザインをどういった形で町民に伝えるのか

1つ、町民の盛り上がりを感じているか

1つ、町長が心配していることは何か

1つ、若手職員をどう動かすのか

1つ、うたせ館から何を学んだか

この5つであります。よろしくご答弁をお願いいたします。

表題の2つ目の質問であります。

補助金は、いただけるものならいただいた方が得策という考えから申し上げます。

私の初めての経験から、率直に感じた事をこの議会の場で話させていただきますが、今から2年前にご縁をいただいた県立大学の教授と、商工会を通じて知り得たコンサルタントとの繋がりから、農水省関連で県内で取り組んでいない町が2つあり、その1つに八郎潟町が入っているという、グリーンツーリズムへの取り組みに対する国の補助金に、申請しないかという打診をされた経緯がありました。ある意味挑戦の気持ちで臨んだ事でしたが、申請書類の作成の段階で、あの苦しみは到底民間人が顔を入れる世界ではないことに、まず驚きました。

徹夜して取り掛かる申請書作りの大変さ、大学の教授も唸らせる執拗な申請書の直しの要求、しかし考えてみれば当然のことです。整合性がみえなければやり直し、些細な矛盾点への指摘は厳しく、教授とプロのコンサルタントが音を上げるほど、苦しい時間が延々と続き、これが国からお金をいただくことなのかと驚愕しました。幸い二人の頑張りによって、国と県の2つの補助金を得ることができました。

この申請の過程で、初めて経験したことが、あまりにも強烈でありながらも厳しく、なぜここまでやらされるのか、これでは普通の民間人はいただく前に潰れてしまい、二度と申請に向かう気になれない。それがこの町の活性化になかなか繋がらない理由の1つになっているのではないかと、思いたくもなりました。

補助金は、きっかけ作りには絶対あった方がいいと思いますし、このことがご縁で新たな人脈ができるという町へのメリットが生まれることであり、その繋がりが次に活かされる可能性を常に秘めているということ。予算があるおかげで人が動き、新しい人材発掘という戦力の掘り起こしができるということ。新しいコミュニケーションが生まれお互い刺激し合って成長できることなど、メリットはかなり多くあります。しかし何度でもいいですが、国や県はもちろん、補助金申請は一般町民の力では到底無理な仕事であると思います。ですからこそ、町の持っている情報収集力と、職員の行政事務能力で、多種多様な補助金の中から町民の活動に活かせる補助金はないかを常にリサーチして、それに合致するケースを発見した場合は、速やかに当該団体に相談を持ちかけるという姿勢が、町の発展にダイレクトに影響を与える大きな仕事の一つだと思います。

補助金獲得が容易にできるとは限りませんが、それを何度も繰り返すことで、町民側にも事務力や行政理解が深まり、一言で言うと信頼関係が生まれ、ひいては役場との共同作業がよりし易くなるという流れを作ることによって、町活性化のチャンスは大きく膨らむと考えます。

駅前交流施設は、人々が集う場所です。このスペースを活用して、自分たちの活動に必要な補助金を、職員とコーディネーターと一緒に探して、一緒に勉強し、申請方法を学びあい、そんな活用方法もあろうかと思えます。

そこで質問ですが、

1つ、そもそも補助金獲得に特化した対策チームは考えているのかどうか。若しくはどういう条件が揃えばこうした対策チームをつくらうと考えておられるのか。

1つ、過去に申請した補助金が活かされて、現在も活動が継続しているケースや民間団体がどれくらいあると認識しているのか。

1つ、町民の活動をつぶさに見てきて、町発展に寄与するだろう事業の付加価値磨きのために、補助金があれば助かると思う事業はあるか。

1つ、町を売り込むには、どの分野に力を注いだらいいと考えているか。そこに補助金は必要と考えるか。

以上であります。よろしくご答弁の方、お願いいたします。

町長 島山菊夫

島山議員のご質問にお答えいたします。

駅前交流施設のプロジェクト内容については、町内会長会議・町広報・平成25年度の町民座談会で説明しております。今後も、町広報4月号・町ホームページ・町内会長会議・町民座談会等で施設内容、施設の開閉時間、使用料等について詳しく説明したいと考えております。

浦大町の地域史料館については、今議会に提出しております八郎潟町地域史料館条例の規定に基づき、その管理及び運営については、指定管理者として今議会の議決を経てから、浦大町町内会などで組織する地域史料館運営委員会に委託することにしております。また、施設の展示内容、展示物についても、運営委員会にお願いすることにしております。

町民の盛り上がりを感じているかのご質問ですが、駅前施設が完成しつつあるのを見て、町民の皆さんは早く利用したいという思いがあると思います。駅前が変わり、この施設の開館が地域の活性化につながるものと確信しております。

次に、町長の危惧するところは何かのご質問ですが、この施設は、町民の財産であり、お年寄りから子どもまで、多くの町民から利用される施設になることを願っております。

次に、この構想を練り上げた若手職員をどう動かすかのご質問ですが、このプロジェクトの素案策定については、庁舎内でプロジェクト委員会を設置し、多くの若手職員から意見をいただいて、素案のたたき台をつくっていただきました。今後も、施設内での様々な企画運営、将来構想の産直センター建設に対して、いろいろな形で関わっていただきたいと考えております。

次に、うたせ館についてですが、うたせ館は平成3年に県補助金、内水面地域活性化事業費補助金により建設した施設で、平成4年4月に開館いたしました。内水面水産試験場が廃止されることから、内水面地域の活性化のために資する施設として建設されたもので、4月～11月まで毎週月曜日を休館日として、臨時雇用の管理人を置き、開館して参りました。

来館者の減少により閉館いたしました。原因としては、展示の方法や入れ替えが無かった等により、リピーターがいなかったことが、大きな理由と思います。

「えきまえ交流館」は、各ゾーン毎に、促進協議会を設け、事業や利用調整、運営など協力を得ながら実施し、町民のみなさんの活力を内外にお見せできる、町のシンボルにしたいと考えております。

次に、役場機構改革として補助金対策チームの設置をとのご質問ですが、補助金については、各課で情報収集に努めており、今年度の予算編成でも、事業実施にあたり、積極的に補助金・交付金・地方債などの財源の確保に努めております。

民間団体が町を通して補助金を申請する場合と、民間団体が直接国・県に補助金申請をする場合があると思います。民間団体が直接補助金申請した件数は把握しておりませんが、近年、町を経由して申請するコミュニティ助成事業は、平成25年度では1町内会、2団体で総額490万円、平成26年度では、1町内240万円の申請をし、助成を受けております。また、平成27年度では、各町内会からテント購入の要望をとりまとめて申請するほか、3団体から申請がきている状況であります。

今後も条件のよい補助金・助成金事業については、町内会や町内で活発に活動している団体に対し、情報提供してまいります。

2番 島山金美

ご答弁ありがとうございました。町長にもう一度お聞きいたしますが、地元商店街区、3つの連絡協議会あるわけなんです。そこへのその後の説明や協力要請、連携策の提示などは行わないつもりなのかどうかということでもあります。まして、今回新しく採用されたコーディネーターは、商工会出身ですので、街区とのパイプを活かしてほしいと思います。そもそもコーディネーターにどのようなことを期待するのかも、教えていただきたいと思います。

それともう一つ、副町長にお聞きしてもよろしいでしょうか。はちパルを観光施設とか観光拠点という呼び方をしているようですが、副町長は観光協会の副会長ですからお聞きします。観光協会の協力要請は、未だなかったかと思いますが、当局は観光協会の

仕切り役の事務局で、しかも予算を持っているわけですので、もっと相談を持ちかけて、こうしたいというグランドデザインとマスタープランを提示して、観光協会と意思の疎通を図るべきだと思います。特に協会への相談や打診がなかったことには、理由があるのでしょうか。また、観光協会をどう位置づけているのかお聞かせください。

町長 島山菊夫 3街区の商店街の皆さんからは、総会の案内きておりますので、そうした中で説明をしていきたいと思っております。

それからコーディネーターでありますけども、3つのブロックありますけども、そういう会議の中で話し合われたものを、より良い運営の方向を見いだせるための事をしていく、或いは町の活性化に繋がる企画・立案そういうものを進めながら、業務をしていただくということを期待しております。

副町長 智田邦英 ご指名でございますので、特に、はちパルについて、観光拠点という言い回しも最近してございますので、その点についてお話ししたいと思います。

もちろん、はちパルは、図書館ですとか、子育てゾーン・交流ゾーンということで、単体観光施設という位置づけでは本来ございません。全くの複合施設、様々な機能を持った施設ということで、位置づけております。

ただやはり主眼となるのは、八郎潟町の賑わい・ふれあい・交流というところがございます。今回特に観光拠点という形で銘打っておりますのは、昨今の地方創生、国の施策の中での地方創生の事業を進めていく中では、メニューがきちんとございまして、一番メニューにのりやすい形言えば、やはり観光拠点としての位置づけを、大きな意味ではして行くことが、今回の交付金等を受け取る際には、かなりベストな選択かなと思っております。

先程、補助金を上手く活用するという観点でも、今回これを地方創生の中で観光拠点と位置づけることは、妥当な選択だったかなと思っております。

そうした中で、まさに観光協会さんとの進め方という、事前のご相談とかのお話しですけれども、ご承知のように地方創生のメニューなどについては、計画の出しようについては、かなりバタバタ進んでいるところもありまして、なかなか詰め切れてないところもあろうかと思っております。ですのでこの後、正に今日、きちんとした形で県の方に書類を提出する運びになっておりますので、この後、多少拙速ではありますが、協議を重ねていかなければならないかな、という風に考えております。

2番 島山金美 ありがとうございます。今後の協議、喧々諤々な勢いのある協議が進んでいくことを期待しております。

もう一つ、教育長にお聞きしたいと思っておりますが、いま高齢化が非常に加速している現状で、今後この2つの施設を動かす大きな原動力となる若者層を、どう掘り起こしていくつもりなのかであります。25年12月議会で、10年後の社会教育はどうなっているか、という質問をしたことがありました。あの時は町長が答弁をされたんですが、次世代への伝承などは10年後も大きな変化はないと思う、と答弁されております。ここで伝承という言葉が使われたので、恐らく郷芸関係のことではないかと、町長そう思われたのかも知れません。当時私が聞いたかったのは、いま出来上がる2つの施設を動かせる人間も、やがては高齢化になって疲れてきます。次から次へと跡継ぎができる時代はなかなか難しい中で、しかも予想もできないスピードで、時代は変化しています。これらの施設を活かしていくために、この町の社会教育力が磨かれていくことこそが、施設を作った価値を誇れるものだと思いますので、もしいま手をこまねいて、この若者層への取り組みが行われなければ、将来必ず人材不足が生じ、施設の機能は麻痺していく可能性がありますので、10年後の姿を想像した上で、教育委員会としてどんな策を講じていくのか、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

教育長 江島廣 前にも、社会教育につきましては、議員さんの方からご質問がありました。非常に危惧されている所は、現在八郎潟町では、ややお年を召した方々が、非常に活躍しているので保ってるわけですが、次の世代、若者層の参加率が非常に少ないというご指摘がありました。ただ現在は、プロジェクト8とか、町の商店街の若者が中心となって、色々な場面で力を出し合って、町の活性化のために取り組んでいることは、非常に目新しいことで、大変良い行動ではないかなと感じております。

教育の行政の施政方針でも申し上げましたけれども、将来を見据えて願うことは、今の町の子どもたちが、色々な伝統芸能とか、町の内容につきまして、たくさん学びキャリア教育的なものを受け継ぎながら育っていく、将来的には町に残りまして、いろいろ

ろ町の活性化のために寄与していただくような施策を、学校の方にもお願いしまして進めております。

特に目新しい所は、現在小学校で行っております「八郎瀧みらい学」ということで、校長の裁量が非常に多いわけですが、色んな取り組みをしまして、各学年層で町の将来を考えた取り組みを、ある程度の時間を用いて頑張っておるところでございます。特に今は「八五サブレ」とかそういう風なもので、大変ブームを呼んでいる部分もありまして、そういうのは意識付けといいますか、こういう風に町に寄与して頑張ってるんだな、という子どもの姿も、大人の目には見えるのではないかな、という風には思っております。

このような形で、少しでも子どもたちが将来町に寄与できる人間に育っていただきたいなと願っている所です。

あと、生涯学習奨励員の方々も大変良くご努力なさってるんですけれども、心配された年代層が段々上がっていくということで、色んな形で趣味講座その他で若者を取り込みながら、何とか次の世代に貢献できる方々が育ってくれるといいなと願っております。

2番 畠山金美 ご答弁ありがとうございました。本当に「人こそ宝」という言葉は、いつも言われますけれども、具体策をどんどん推し進めて行っていただきたいと思っております。これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、2番 畠山金美君の一般質問を終わります。次に、11番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。

11番 近藤美喜雄 それでは、2点についてご質問させていただきます。最初に、赤字体質は何が原因か、ということで、湖東厚生病院のことについて質問させていただきます。

ほぼ5年にもおよぶ各関係機関、住民団体の運動が実を結んで、平成26年5月開院の湖東厚生病院は、間もなく1年を迎えようとしています。関係地域住民に大変喜ばれたことは、言うまでもありません。

運動展開当初、県の県内医療再編計画の中に、湖東総合病院は消えていました。また知事も計画の練り直しには消極的であったと考えております。当然、事業主体である厚生連においても、県と連携をとって、厚生連地区再編計画の中に、湖東の名前が消えていたのは当然であります。しかしこのような状況の中で、今日の新病院を実現出来たことに、今更ながら感慨深いものがあります。

「廃止」から「再建」へ、行政と地域住民が一体となって、このような成果を上げたことは、他にあまり例がないのではないかと考えております。珍しい事例ではないでしょうか。特筆すべき運動として評価されるべきものだと考えております。

そこで、今後の湖東厚生病院の運営内容について、お伺いいたします。

最初に、通院患者、入院患者、特に入院病床については、秋田厚生連医療センターとの棲み分けの関係もありますので、その状況についてお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 近藤議員のご質問にお答えいたします。湖東厚生病院の診療体制は、平成26年5月1日から9月30日まで、稼働病床数56床、10月1日以降は稼働病床数100床としております。標榜課は、内科、循環器内科、消化器内科、精神科、小児科、脳神経外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、耳鼻咽喉科の13科となっております。

また、平成26年10月時点の正職員の医師は9名、非常勤医師は4.5人、看護師等は、入院病棟で41人、外来で23.5人、訪問で5人などとなっております。厚生連側の説明資料では、平成26年度決算見込みで、1日当たり外来患者数当初計画390人に対し353人、入院患者数が当初計画52人に対し41人で、当初計画と比較した場合、いずれも計画値を下回っております。

11番 近藤美喜雄 病院を再建するにあたって、「湖東地区医療再編計画」で秋田厚生連医療センターと密接な連携をもって運営されることになっておりますけれども、その上で開院から5年間の運営赤字は、県と構成町村で負担協力することになっております。このことについては異論ありませんが、そこでお伺いいたします。

経営上の運営費とは、その範囲、今年度の収支見通しと負担の見通しはどうなっているか。わかりましたらお願いします。

町長 畠山菊夫 運営費には、材料等の医業費用、医師・看護職員の給料等の給与費、消耗品・租税公

課・水道光熱費等の業務費、減価償却費・修繕費等の設備関係費等が計上されております。

今年度の収支見通しであります。収益合計が31億6,526万円、費用合計が34億2,621万6千円で2億6,095万5千円の赤字の見通しが示されております。なお、計画では2億4,057万4千円の赤字見込みでしたので、計画値より2千万円ほど赤字が増える見込みであります。

平成26年度の運営費に対する町補助金については、赤字額が増えても補助金の上限額は変更しないこととしておりますので、本町の補助金額に変更はありません。

11番 近藤美喜雄 そこで赤字の状況について、いまご報告いただきましたけれども、秋田厚生連医療センターのリハビリ患者を受け入れる事になっている、ということが前もって報告されておりますけれども、病床の半分をそれに向けている、というような計画であったと存じております。

私の考えでありますけれども、独立採算制の病院としては、こういう風な運営の仕方は、ちょっと理解できないと考えているところであります。再建を受け入れる交換条件的に、秋田厚生連医療センターの下請的・一体的経営方針だとすれば、経営上でも一体であるべきではないか、という風に考えております。あるいは分院形態にあるべきだと考えております。この点については、建築に入る前の議論の中で、私は分院の事も一応話はしておりましたが、その時点ではそういう風なことはできないという状況がありました。今現在は既に稼働されておりますけれども、私一年ほど前ですけども、3月議会でやはり運営赤字の原因について質問をしております。その時の答弁では、1つは医師の少ないこと、これは今の状況とは変わっておりますけれども、だいたい内容的には一致していると思います。それから手術などが行われないので、経営的に利益を上げにくい、ということが言われておりました。しかし私は、同じような質問ですけども、赤字の原因というのは、本質的なもの、構造的なもの、こういう風なものがあるのではないかと考えておまして、再度質問している訳であります。

このような状況の中で、5年くらいで運営赤字は解消される見通しなどについては、町長はいかがな感触を持っているのでしょうか。

町長 島山菊夫 厚生連の試算によると、診療報酬の改定、消費税の増税などの影響もあり、常勤医師の配置や患者数が現状のままで推移した場合の平成30年度までの収支見通しは、湖東再編計画時の運営赤字額を上回ると試算されております。

病院運営の基盤となる医師の確保については、県と連携した大学への招聘活動を行っているものの、非常に厳しい状況が続いております。さらに、大学からの要請によるMRIの整備や医療のIT化の進展に伴う電子カルテシステム等、統合病院情報システムの追加整備により設備関係費が増加するなど、社会・経済情勢等の変化により当初計画を上回る見通しであります。

こうした状況を受け、厚生連では、県と連携しながら患者確保・医師確保など収益改善に向けた取り組みを行っております。

湖東厚生病院は、今後も地域医療を担う公的医療機関として、地域住民に対する安全・安心な医療提供に努めてもらわなければなりません。町としても、患者確保に向けた施策の推進、内科系・整形外科常勤医師の確保に向けた施策の推進など県・厚生連と連携しながら支援していきたいと考えております。

11番 近藤美喜雄 かなり厳しい内容だとも伺います。先程も言いましたけれども、赤字の原因は単純ではない、という解釈されますけれども、5年以降の運営赤字は、厚生連が持てばいいという考え方もあるかも知れませんが、大事なことは、経営状態が不健全で、お荷物扱いされるようなことになれば、懸念されることが私なりに2つあると思っております。

その一つは、病院の将来を左右する医師の確保にとって大きなマイナスイメージとなる。

もう一つは、再建決定前の合理化計画にあったような状況、いわゆるこの地区に病院は要らないのではないかと、というようなことの計画がありました。このような状況を再び招く恐れがあるのではないかと、こういう風なことを考えております。

参考までに、これは中央誌でありますけれども、厚生労働省の今後の病院の経営に関する新しい法律について紹介されているのが、病院の過剰なベッドの削減に向け病院の経営統合を促す、という風なことがあります。これは我々が病院をもう一度新しく建ててもらいたいとした時に、県の方ではこの地域はもうベッド数は間に合ってるよ、だから湖東さんは今まで通りには要らないのでは、というような説明もあったわけですが、

そういう風なことを何となく連想させるような内容の記事になってます。いわゆる法人内で十数人病床を融通できるように、或いはまた医療提供が効率化するような病院の再編を促す、こういう風な法律になるようでありまして、このことが紹介されております。

これが今、国会で成立すれば1、2年で成立するというようになっておりますけれども、今話したように病院の統廃合が進められる可能性がある。地域ニーズの乏しい病床の削減を加速させる、こういうことが謳われております。そういうことを懸念したり、或いはまた、湖東厚生病院の開院の時の資料でありますけれども、秋田県で一番高齢者に優しい病院、ということ力を説いているようでありましたけれども、その上で基本方針定めているわけでありまして、今の状況からすれば、こういうような経営がおもわしくないと危惧される、ということ私なりに考えているところであります。

小さくとも経営上健全で、病院長がというような立派な基本理念と基本方針が、名実共に定着する病院となることを期待したいと思っております。

このことについて、考え方、町長として何か考えることがあれば、伺いたいと思っております。

町長 畠山菊夫 湖東総合病院は、昭和43年の開院以来、地域中核病院としての役割を担ってきました。そうした中で、厚生連の経営改善計画では病院廃止案が示され、地域一丸となつての住民・行政・議会などの病院存続の運動により、県・厚生連を動かし、オープンできたわけでございます。

新病院の経営方針として、秋田県一高齢者に優しい病院を目指し、リハビリや在宅支援などにも力を入れ、地域の中核病院として地域との連携を深め、その役割を果たしていくことが示されております。

厚生連には、一日も早い医師確保や健全経営の確立に努めていただくとともに、町としても、県・構成4町村と力を合わせながら、可能な限りの支援をしていきたいと考えております。

11番 近藤美喜雄 正式な会議等で我々は情報を得るわけではございませんけれども、非常に色んなお話しが聞こえてきます。いま色々質問の中にもあったわけですが、非常に経営上おもわしくない状況が、いま既に現れてるのではないかと懸念もあります。入院患者の状況、通院患者の状況、これをみると、やはり救急がない、或いは本格的な外科がない、検査がない、こういう風な状況になってますし、そういう風な構えで病院を建てたか知れませんが、どうも経営上あんまりよろしくないんじゃないかということが言われています。

というようなことを懸念すれば、先程言いましたとおり、これが何年か繰り返していきますと、赤字が拡大していくということになれば、以前に我々が運動開始した時のような状況に陥る可能性がある、と懸念されるわけでありまして。

そういう風なことがありますけれども、今現在稼働して、一生懸命やっているわけですので、特別な場合を除いては、自前の患者を取り扱うようでないで経営はなかなか立ち行かないのではないかと、という懸念がされるわけでありまして。大部分処置された患者を、秋田厚生連医療センターの予備病床のように、自動的に受け入れる仕組みを変更しないと、経営を好転させる条件には乏しい、こういう風に考えるわけでありまして、この点については、いま我々がここで議論しても始まらないわけですが、町長からはこの後、色んな面でそういう方向で働きかけをしていただければ、こう思っているわけでございます。1点目の質問は以上であります。

引き続きまして2点目でありまして、駅前情報交流拠点施設運営の基本方針は、ということで質問させていただきます。

これは我々も事前に良く把握されていなかったんですけども、建設が、言うなれば総務課担当で、その後の全体的な管理運営についても総務なのかな、ということで私、町長に対する質問しておりましたけれども、この度教育委員会の方がそれを担うということだったので、もし何かありましたら、よろしく願いをいたします。

町民注目の施設が、5月からのオープンを目指し建設を進めています。聞くところによれば、心配された工事も予定どおり順調に進められ、3月の完成を目指しているようであります。最近本町では見られなかった箱物が、新たに姿を現すこととなります。駅前が新たな人の流れと期待される内外交流人口の拡大、町の活性化の拠点となることを期待したいと思います。

しかし、町民の中には期待と同時に不安もあるようであります。これは前の質問の中にも、またこの後もあるようですが、完成後どうなるのか、町の活性化になるのか、どうやって利用するのか、といった声が聞かれます。そこでお伺いします。

具体的な施設の運営方針、運営計画、住民の利用方法などについてお知らせください。

町長 島山菊夫 施設の館長は、教育課長が兼務、副館長はコーディネーター、その下に補佐を配置します。各ゾーンごとに利用促進協議会が設置されていますので、その代表者を加えた「えきまえ交流館運営協議会」において、各ゾーンごとの管理・運営、イベントなどの各種事業について協議しながら、施設の全体的な管理・運営、各種事業を展開してまいります。

また、管理・運営については、今議会に提出している「えきまえ交流館条例」に規定しております。この条例に使用料について定めた上で、減免規定により、町内の方の利用は無料とする考えであります。

1 1 番 近藤美喜雄 この施設を造るにあたって聞いていたわけでありませうけれども、岩手県の紫波町、後から質問される方も具体的に触れているようでありませうけれども、紫波町では、周辺一帯の市町村から利用して頂くために腐心されたようでありませう、その結果大きな成果を上げているようです。

そこで本町は図書館を有効利用してもらうために、どのような方策を講じようとしているのか、改めてお伺いいたします。

町長 島山菊夫 「図書館とは、人気のある小説を貸出するところではない。」というところからスタートし、「生活に役立つ情報発信基地としての機能」を周知していきたいと考えております。「何かあったら、まず図書館」と思っていただけに、幅広い本を収集し、提供してまいります。

また、重点支援は、個別にコーナーを設けて、欲しい情報へのアクセスの良い図書館を目指し、今まで提供できなかったレファレンス業務にも対応してまいります。

1 1 番 近藤美喜雄 非常に賑々しく施設が利用されることを望んでいるわけでありませうけれども、先程言いましたとおり紫波町の関係で若干、町の方では恐らく掌握している事だと思ひませうけれども、図書館が2012年8月31日に出来まして、約一年半くらいの期間で30万人を超えた利用者があったということが紹介されております。これは大変なことだなど感じておりますけれども、この中で特にPR、非常にPRに努めたと、施設に取り掛かる前から非常にPRされている、という風なことがあります。図書館をどのようにやっていくかという準備室なるものを専門に設けまして、色々検討したりPRしたりしてやってきたようでありませう。そのPRというのは、新聞・テレビ・FMラジオ・町内の有線放送・町内配付の紫波新聞など色々な物を活用し、だいぶ前からPRしてきたようです。特に注目しているのは、図書館を広範囲に活用させたいということで、盛岡と花巻の中間にあるようで、盛岡市・花巻市・滝沢市・矢巾町・雫石町など広範囲な利用を呼びかけて、すごい状況になっているというようなことが簡単に紹介されております。

私どもも、果たしてその通りになるか、これは当然人口も違いますので、その通りとはいきませうけれども、そのような気持ちでやっていただければと思ひているところであります。特に私は、この担当が、当然教育委員会、主体的には社会教育の関係になってくると思ひませうけれども、出来るだけ機会を利用してPRに努めていただきたい、或いは組織も導入して利活用できればと思ひているところであります。

子育てゾーンの関係についてお伺いいたします。貴重なスペースの中に入っているわけでありませうけれども、建設構想の段階では想定していなかった学童保育の開設場所が、法改正に伴って今までの施設が手狭となった、ということで駅前施設に急きょ変更されたように思ひませうけれども、このことは12月の委員会である程度説明を受けておりますけれども、本会議で再度確認をしたいと思ひます。

本来の利用計画に支障を及ぼすことはないか。また小学校の授業終了と合わせて利用できなかったのか、この点をもう一度確認いたします。

町長 島山菊夫 「子ども・子育て支援新制度」に伴い、学童保育の実施基準面積は、児童一人当たりおおむね1.65㎡以上が必要となり、中央児童館の既存の部屋では基準を満たさないこととなりました。

駅前施設の具体的構想は、平成25年度にはほぼ決定しておりましたが、図書館利用促進協議会のご理解もいただき、変更したところです。

駅前施設を選択した理由として、児童が様々な町民と出会う機会が多くなり、学童保育の本来の目的である「生活の場」としての役割が発揮しやすい環境にある。駅前交流館としてのにぎわいづくりにも寄与できる。基準に適合するような他の施設が、小学校

付近に見あたらない。などがあげられます。

駅前の学童保育は、図書館ゾーンのボランティアルームと読み聞かせコーナーの2部屋を平日だけの利用とし、土曜日は本来の図書館目的として活用いただくために、学童は利用しません。読み聞かせコーナーは、平日の利用頻度は多くないと推察されること、また子育てゾーン内にも同一目的の部屋があること、ボランティアルームに関しても、平日の利用度と交流ゾーン等の他の部屋での活用も可能であることを勘案すると、本来の利用計画に比べ大きな影響は無いものと思っております。

また、学童保育の児童が図書館利用の方に迷惑をかけないか、という心配の声もありましたが、学童指導員が計4名はおりますので、配慮が可能と思っております。

小学校の授業終了と合わせて利用できなかったのかどうか、というご質問ですが、学童保育とは、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることを目的としており、設備的な要件も兼ね備えなければなりません。毎年度、新学年の学級数が何クラスになるのか不明な状況下において、空き教室の確保も容易ではない現状を考えると、2クラスの学童保育室を確保し実施するという選択肢は考えませんでした。

1 1 番 近藤美喜雄 続いて、交流ゾーンの活用について触れたいと思います。

交流人口拡大のメインとも言えると思いますけれども、この利活用の構想についてお聞かせ下さい。

交流ゾーンの活用計画と定期的イベントなどの開催予定（計画）の状況についてお知らせ下さい。まだそこまでいっていないかも知れませんが、考え方をお聞かせ頂きたいと思います。

町長 畠山菊夫 交流ホールは、貸出予約の無い場合は、どなたでも利用できるスペースとしております。定期的イベントについては、一日市盆踊り、願人踊の体験企画を、それぞれ7回開催予定としております。屋外での商店会・産直イベント等の軽トラ市や、地元芸能団体のアトラクションを組み込んだ、おもしろ市場を5月より毎月1回開催の計画としております。

1 1 番 近藤美喜雄 最後になりますけれども、大きな大会やイベントでもそうですが、経済効果ということがあります。このような町の活性化構想で、町の元気を取り戻すには、内外のお客さんからの経済的な効果に繋がる仕組みに結びつけないと、本当の意味での成果にならないような気がします。この点について、どのように考えているのかお伺いします。

町長 畠山菊夫 経済効果を生み出していくためには、何と言っても、施設のPRに努め、様々なイベントなどの事業を展開しながら、より多くの皆様から来館していただくことが重要であります。

そのためにも、えきまえ交流館全体の利用促進を図りながら、将来構想となっている産直・飲食センターの建設に、なるべく早期に取りかかりたいと考えております。

1 1 番 近藤美喜雄 おおざっぱには以上でありますけれども、できるだけオープン前から施設のPRを詳しく町民にさせていただきたいと思っております。

それから一言だけ付け加えたいと思います。答弁はいいですね。

3月3日の新聞で、図書館の運営についての社説がありました。これ昨日の本会議でも紹介ありましたが、非常に本町の図書館についてもかなり詳しく紹介されておりました。その中で、県内の図書館が、民間の全国的に非常に実績を上げている会社に管理委託をする、という方向が紹介されておりました。これは言うなれば、せっかく投資した図書館を有効活用して行きたいという風な現れにもなるだろうと思っておりますけれども、それと合わせて本町の在り方もだいぶ詳しく紹介されておりました。

そこで、えきまえ交流館の図書館以外の施設では、3月4日の本会議で使用料の議論を踏まえ、私の考えとしては、あまり使用料にこだわることなく、イベントの内容によっては、むしろ開催費用を援助するくらいの奨励策を考えてもらいたいと思っております。施設が利用されて、さばくことに苦労するくらいの状況を目指すべきだと思うからであります。それからでも色々工夫していくことは、やぶさかではないだろうと考えております。最初からガードを固めないで欲しいという考え方があります。

他の施設の議論も昨日ありましたので、この施設と関連しますが、町外の利用者を排除するのではなくて、利用の状況を曜日とか時間帯とか精査しまして、利用の分担を第一に考えて週何回とか時間帯を工夫するとかで、当面しのげるのではという感じもいた

します。いくらかでも料金をとれば、そういう風な混雑とか何とかが解消されるということではないのかなとも考えておりますので、この点については今後ご検討をいただきたいと思います。以上であります。

議長 三戸留吉 これにて、11番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。
次に、8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子 8番 日本共産党の北嶋賢子です。
めっきり春めいてまいりまして、あんなにうるさかった白鳥たちも北へ旅立ちました。田んぼには、白い羽毛だけが残されております。

3月11日で震災から4年が経ちます。強引に故郷を奪われた夫は、風化させないためにも、これまでの想いを、魁の「声の十字路」へ投稿しました。多くの方から反応をいただきました。昨日の魁の8面9面に、膨らむ原発事故費用、最終費用見通し立たず、汚染された水は海へと流出をして、漁業者からも抗議の声があがっております。

震災前から待っていた常磐道が全線開通となりました。開通となったけれども、放射線量の高い集落の墓地には、墓参りができない状態でございます。原発の再稼働は、とんでもないと思っています。近況の報告をさせていただきました。

今回は3項目の通告をさせていただきます。

1、家族農業について

世界の農家の85%が2ヘクタール以下の小規模経営農家であり、しかも小規模経営は、面積や労働時間あたりの収量をみても、決して効率性は悪くはありません。大規模農業や市場自由化が進むと、遺伝子組み換え作物や環境破壊、飢餓と貧困が拡大し、社会も豊かにならないし、国連は、家族農業が地球を救い食糧問題も解決できるとしています。

安倍首相は、「家族農業をしっかりと支援していきたい」と昨年3月に答弁しています。他方で、TPP参加、農協つぶしをしているのが現状です。小さな町だからこそ、家族農業が最適だと思います。

昨年、夢プランを活用して、野菜の専用ハウスを建てました。秋に種をまいて、1回目のほうれん草は2万5千円になりました。3月2日に、2回目のほうれん草100袋250グラム入りを丸果に出荷しました。100万円もかけて作ったハウスです。家族農業だからこそできることだと思っています。

町内から、いつももらってばかりじゃ悪いから、無人販売所をつくったらどうかという要望が出ました。山から間伐材を切って皮をむいて作っている所に孫が来て、「盛次ニンジンも置くの？」と聞かれました。というのは学校給食を出すのに、浦大町は北嶋が多いので、例えば憲章ダイコン、志津雄ネギ、斉キャベツとか、こういう風に呼んでます。ですから孫が、盛次ニンジン置くの？と聞きましたので、「家で採れた野菜を全部置くよ」と言ったら「野菜のローソンだね」と言いました。ローソンのLと農村のNを取っ替えてローソンじゃなくてノーソン（農村）にしようか、「NAWSON」にしようということで、無人直売の名前が決まりました。

ここからは、地場産物のブランド化のことでございます。去年は、みんなのミョウガを集めて60キロ丸果に出荷しました。お盆に向けて今年もやることに決めました。お盆が過ぎたら半値になってしまいます。そして年越し蕎麦に向けた、辛味ダイコンも作ることにしました。鴨産業の充実や環境保全米の促進は、ふるさと納税にちょうど良いと思います。

高齢化、高齢化と言われますが、定年後の長い時間を農業に勤しむ団塊世代を大いに活用して、適当に身体を動かした方が医者にもかからず健康的になると思います。一昨年仲間入りをしたご夫婦からは、給食に出した収入が去年の倍になった、生き甲斐を作ってくれてありがとう。これもまた家族農業の一端になると思います。そしてそれが食育にも繋がってくると思います。

12月4日には、3年生の子どもたちが畑に勉強に来て、雪の下ニンジンを見ました。1月30日には、農家も給食の試食に招待されました。子どもたちに、無農薬で安心安全な野菜を食べてもらって、頭のよい子に育ててもらおう。おじいちゃんおばあちゃんたちの願いでございます。

秋田の山菜・野菜は安全の商標が付いています。潟上市の人からは、せっかくだから法人にした方がもっと大きくできるのではないかと聞かれましたが、夫婦仲良く農作業をしているのをみると、私たちはこれで良いと思っています。農業が町の重要な基幹産業であると位置づけておりますが、町の農業に関する展望と、家族農業に対する考え方を知りたいと思っています。

次に2番です。国保税の滞納について、

国民健康保険税の町村滞納世帯となると、2014年6月1日現在、2013年の実績によると、我が町は998世帯中、151世帯の滞納があり、率は15.13%でした。三種町の16.47%に次いで、県内ワースト2位の大変不名誉な数字になっています。ちなみに五城目町は14.34%、ベスト1は大潟村の2.13%、どうしてこのような差がでるのか。滞納世帯についての対応はいかようにしているのか。

法律の徴収法75条1項に、絶対的差押禁止財産とあります。壁屋さんにはコテがあり、大工さんにはカンナやノミがあり、農家には農機具や肥料等、差し押さえができません。生計を維持するために必要なものには、差し押さえができません。逆にそれらの道具を活用させるために、指導援助で収入の増をしてみたいかと思いますが、

滞納整理機構に参加して勉強するのも一つの方法かも知れませんが、4キロ四方の町で、役場職員なら町民一人一人の顔が見えるはずでございます。滞納している人には、その人に合った方法があるはずで、正直言ってこのところ、生活相談がめっきり減って、これは良い方向だと思っていたところに、ワースト2のFAXが、また流れてきました。地場産野菜のワースト1の時も同じでした。その時は、これではダメだということで、みんなで手探りで頑張っただけでトップになるのに4年かかりました。ですからゼロにするには、難しいとは思いますが、一人一人の援助・指導があってもいいと思います。

3番、災害防止について、

我が家の近くには融雪溝があります。一度に多くは流せないものの、スノーダンプ1回ずつは、優に流せ、とても便利です。この堰が夏の集中豪雨になると暴れます。これまでも、その都度対処していただいておりますが、全体的には検証が必要だと思います。山全体に雨が降ると、必ず集中して集落内に下ってきます。父と祖父が裸にミノをつけて、土のう積みをしているのを幼い頃から見えました。近年の雨の降り方は異常です。今は、水路の下方にある家に水が押し寄せてこないか、その都度不安になります。

対策としては、浦城跡への登山口からの水路を一本、里ヶ久の方に向けてることができないかどうか。雨が降った時に状況を役場に連絡しようにも、来てくれた時にはもう下がり終わってるんです。ですので側溝の状況とかをみて、山から一本にまとまってしまうものですから、里ヶ久の方に持ってこれないものかどうか提案をいたします。

町長 畠山菊夫

北嶋議員のご質問にお答えいたします。

戦後、我国農業を支えてきたのは、議員のお話のとおりだと思います。専業・兼業にかかわらず、ご努力されたことにより、現在の農村風景の維持に繋がっていることに、敬意を表したいと思います。

今議会に予算計上しております、町単独事業の水田利活用支援対策事業につきましては、今後の農業経営に資するものとして、大豆・枝豆の数量払い、野菜・果樹の面積払いを新設しております。生産調整の廃止、TPPなど農業の変革が迫られている中で、町として農業者の経営安定化を図るためには、必要な施策と考えております。

次に国保税の滞納についてのご質問にお答えします。

はじめに、市町村の滞納世帯率の差についてですが、ご存じのように国保税は所得割・資産割・均等割・平等割により計算され賦課をされております。所得の低い世帯については軽減措置も設けられております。滞納世帯に陥る要因は一概にお示しすることはできませんが、所得や資産の違いによるところが大きいと考えております。各種債務の返済に窮し、滞納世帯となる例もあります。

医療費を抑え、収納率100%がベストな国保運営と考えておりますが、施策といたしましては各種健康教室の開催や検診率のアップ、ジェネリック薬品の活用推進などによる医療費抑制。あるいは、未収金の減少を目指す滞納世帯への取り組みとして、関係職員による被保険者証返還等審査会を開催し、滞納者の滞納額、納付状況、担税力、納付相談記録などを勘案し、資格証明書等の交付措置について協議しております。

世帯主が特別な事情なしに国保税を滞納すると、有効期間が通常1年間の保険証が6ヶ月間の短期証に変わります。また、1年以上滞納すると資格証明書へと変わります。通常は窓口での支払は3割負担ですが、資格証明書では、いったん全額を支払うなどのペナルティがあります。平成26年10月1日現在で、短期証を35世帯59名、資格証明書は17世帯22名へ交付しております。

また、施政方針でお話ししましたが、滞納対策を強化するため、27年度より県の地方税滞納整理機構へ職員1名を派遣し、滞納処分のノウハウを研修しつつ、差押え現場での実践により技術の習得をするなど、町税並びに国保税の未収金の減少につなげたいと考えております。

次に、災害の防止についてであります。一昨年7月のゲリラ豪雨による、町道寺ノ下線の土砂の流出の被害について、昨年夏、秋田地域振興局農林部、森づくり推進課と現地調査を実施し、治山事業に向け準備を進めております。水路の氾濫については畑地整備された、排水路と下方に位置する町道の水路との連携がとれないのが大きな原因と考えられます。森林の一部、畑地等を含め排水路調査、整備計画策定等が必要と考えております。質問のありました水路断面の拡幅等については、整備計画策定等で検討したい考えです。

8番 北嶋賢子 ありがとうございます。農業は補助金が無ければやっていけない状況なので、これからも農家の一軒一軒を見て頂きたいと思っております。

滞納の方、短期が35世帯、資格が17世帯あるということでしたが、この一軒一軒に、こうしたらこういう風になるという指導・援助があってもいいと思っております。

災害の防止は、私これまでも何回も取り上げてきました。ですからこの後もまた引き続き、調査の必要があるところは調査をして、浦大町の人たちが災害や水害のない、不安のない毎日を過ごせるようにしていただきたいと思っております。特別に答弁はいりません。ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、8番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義 最初に、不躰でございますけれども、3月1日の新聞に、全国市町村知事さんの調査ということで、うちの町にも来たのかわかりませんが、これには自治体消滅が77%の方が危機を感じている。秋田県の場合も自治体消滅に対して非常に大きな危機を感じている、というアンケート調査が載っておりました。秋田県の場合は22自治体が危機を感じているとあるが、当町は。

町長 畠山菊夫 危機感を持っていると、お答えしております。

3番 金一義 では質問に入らせていただきます。

要するに、危機感持っているということなので、東北地方の場合も140の地方自治体が消滅危機にある。特に秋田県の場合は、残るのは大潟村とされておりまして、これは前々から創生会議で報告されております。

「地方創生」を進める我が町の取り組みと考え方ということで、質問させていただきます。

安倍内閣が、地方創生を重点政策に掲げたことで、今改めて地域活性に大きな注目が集まっています。それは自治体の創意工夫に日本の未来を託した事です。また、石破担当大臣は、知恵を出した自治体には金を出す、何も提案しない自治体には金を出さない、とも語っており、いわば政府から地方自治体にボールが投げられた状況が、今ではないでしょうか。

地方創生は、市町村の競争といわれていますが。従って我が八郎潟町を生き活きと発展させるも、停滞したままでいたずらに歳月を浪費するも、町長を始めとした執行部、併せて町職員の大きな責務でもあらうかと思っております。

では、政府の方針を実現するには、どのようなアイデア、方策が求められるのでしょうか。考えるに地方創生に関して、まずは地域の抱える問題の根本を捉えることが大切だと考えます。後段にも数点の問題を通告してありますが、それには施策をすぐ行うべきことと、時間をかけて行うべきことに分かれていますが、その中でも急がれることの一つには、地域に人がいないことに対する解決策です。いわゆる人口減少問題です。若者の都会への流出、あるいは少子化問題であり早急に解決を急ぐ問題でもあります。

それには、若い女性が働きやすい社会づくりは当然として考えられます。現実的な視点で見れば、今現在この町に長くお住まいの高齢者や中高年の人々が多く生活していますが、これら高齢者や中高年の方々が、健康で働ける環境を作って行く事が大事です。しかし、高齢者中心の人口構成では、介護と仕事の両立がなかなか困難であることが問題として提起されます。地方創生の第一の矢が、この問題を解決する事となります。

次に、現在の八郎潟町は、第一次産業である農業が中心であるが、この仕事を高齢者でもって、今後継承して成立させていくのであれば、収入や労働のシステムの検討を行う必要がありますし、例えば、収穫した野菜等を庭先集荷して、消費者に届けるようなシステムなども考えることが出来ます。もし若い人材が担うのであれば、将来が明るくなるような特産物を生産するなど、キャリアプランを描けるようにする必要があります。

これが第二の矢となります。

更に、後でも触れますが、志を持って地域活性化に取り組む人材の確保が必要と考えます。都市地域から八郎潟町に移住して、この地域を活性化したいという、大学院卒程度の若い有能な人材を、任期を定めて高給で募集し、この町をケーススタディとして、地域活動の支援、農業の応援、更に住民の生活支援に当たるような仕組み作りをすることが第三の矢と言えましょう。

地方創生は、即席でできるものではありませんが、まずは短期的な問題を解決し、次いで将来構想を招けるスキームを作ることが、我が町の地方創生の在り方だと思います。総合戦略は、19年度までの5カ年計画ですが、我が町が負け組みにならないためにも、気概が必要だと思います。計画立案をコンサルタント会社に丸投げするのではなく、地域にあった戦略の必要性が大事であり、そこに住む町民の意思も大切な要素であります。

ここで、通告のとおり以下の質問に入りますが、

1) 企業誘致に対する、成果と今後の考えは

町長は、企業誘致運動をされておるとしています。県にも負担金が入っているようですが、今までどのような職種の企業を回られたのか、また仮に誘致される企業があるとなれば、場所の指定が有るのか無いのか、まずそこら辺から聞きます。

町長 畠山菊夫 誘致企業に対する成果と、今後の考え方ということで答弁させていただきますが、本年度、秋田県誘致企業推進協議会の事業には、企業誘致セミナーIN東京、首都圏企業との懇談会の2回参加させて頂き、企業の方々と交流し、本町の魅力等を紹介させて頂きました。

例えば、空きビル等ありますので、コールセンター等と交流したこともありました。また、太陽光発電の方とも色んなお話をさせていただきました。企業誘致の成果は残念ながらありませんでしたが、今後も地域の歴史風土、環境、災害の少なさ、交通体系などを説明し、粘り強く誘致活動を進めて参りたいと思っております。

3番 金一義 実際、例えば何が原因でだめだったのか、それと誘致される企業の規模等は、どういうもので、職種は太陽光やコールセンターの話ありましたけども、まず目指すのは我が町はどのような企業と、町長そのもの持っておるのかどうか、ただ行った時の話でそうなのか、そこら辺詳しくお願いします。

町長 畠山菊夫 コールセンターに関しては、手を挙げる企業も1社ありましたけども、仁賀保のTDKの関係で、できなかったことは事実であります。それから太陽光については、色々いま物色しておりますけれども、真坂三倉鼻に太陽光ということで、今現在話ありますけれども、この先やれるところありましたらと考えております。

3番 金一義 企業誘致それもそうでしょうけれども、要するに雇用関係生もうと、この地域の中で、その為の企業誘致ということで、その太陽光発電も色んなアフターとかあるんでしょうけれども、他に県とか国とかの指導あるのかなのか。そこら辺。

町長 畠山菊夫 県内では、県の工業団地、色々点在しております。埋まっているのが大館だけで、第2を今作っております。他はほとんど空いている状態で、私たちの町に大きな企業来るとすれば、それは無理な話になります。潟上も能代・秋田も空いております。うちの方は通勤圏でございますので、そういうところに大きな企業が来て、雇用が創出できればなと、思っております。連携を深めながら、例えば潟上と連携しながらも可能なのかなと思っております。

3番 金一義 地方創生の事は、今朝の新聞にも載っておったんですけども、10年くらい先の話のように書いておったんですけども、要するに企業が地方に分散、云々と書いておったんですけども、もしそういう話あった場合に、どの場所を候補としてあげるつもりで、まあその時になってみないと分からないと思いますけれども、希望としてどう考えておられるか。

町長 畠山菊夫 その規模、条件によります。

3番 金一義 これは資料なんですけども、国内回帰というのを、いま企業は考えている。要するにメーカーの国内回帰の動きが頻りに報道されている。製造業が戻れば他の業界にも影響を与える。と書いてありますが、これは日本政策投資銀行の調査でございます。こうい

う形でこれからは、工場立地動向調査などもしておるようでございます。

こういうことがありますので、まず国内回帰の企業が非常に多くなってきているというところでございますので、チャンスがこれから生まれてくるのかなと考えておりますけれども。

もう一つ、町長に聞きますけれども、誘致企業のことについて歩いていると、地理的なことに非常に影響するものですか。

町長 畠山菊夫 交通の便がいい、ということは十分に伝えております。地理的には、全体的に業種によりましてけれども、雪国のハンディはあると思います。

3番 金一義 分かりました。まず一生懸命頑張ってください、何かにかキラッと光るような形の企業を、これから地域の雇用の為にも、若者の定着の為にも、頑張ってくださいと思います。

次に進みます。今お話ししたことでありますけれども、二つ目として、若者の就労、結婚、出産の支援に対する方策は、ということで質問いたします。

人口減少、超高齢化といった枠組みの中で地域を存続させていくには、ということで、日本創生会議の、座長 増田寛也さんによる消滅可能性都市の、先程話した公表結果を受け、秋田県では8割以上の市町村が、消滅可能性が高い。中でも人口1万人を割る市町村は、特に消滅可能性が高い自治体と位置づけられておるとあります。若い世代を引きつける一部自治体は、40年にかけて若い女性が増える、これは大潟村を指しておりますけれども、推計しております。

そこで総務省が発表した、2014年の東京周辺への一極集中が一段と進んでいるとありますけれども、県でも人口減対策を重要課題と位置付け、課題解決に向けた施策を重点的に進めるとありますが、本町ではどのくらいの方が、進学や就職で町内から離れていくものか、その辺把握しておりますでしょうか。

町長 畠山菊夫 ちょっとわかりません。

3番 金一義 ちょっと調べたら、秋田県で4千人ちょっとくらいと載っておったんですよ。その中の25市町村ですので、そんなにかかわからないけれども、年々八郎潟町の人口も減ってるのを見ると、そこら辺が危惧されると思います。

人口減少に伴う悪循環に歯止めをかけるには、雇用機会と女性の活躍支援、働き方の改革等が課題となるとあります。また、結婚・出産の支援については、どのような方策を取り入れておるか、今後の課題などもお知らせください。

町長 畠山菊夫 ご質問にあります方策については、「地方創生・人口減少克服に向けた対策」として、厚生労働省の関係予算となっております。

また、地方創生先行型交付金事業での、各自治体の自主性を発揮した取組が出来ることとなっております。

今年度は、予算計上しておりませんが、事業を興す起業や企業誘致を含めて、次年度以降の検討課題と思っております。

結婚支援に対する方策と考えでありますけれども、県、全市町村、県社会福祉協議会や県商工会連合会などの共同で設立し、多くの賛助団体の支援を得て活動を行っている任意団体「あきた結婚支援センター」がありますが、この活動を大いにPRして参ります。

すでに500人の成婚実績があり、県内各地で開催される出会いの場の情報を得ることができ、また会員登録すると個別マッチングの場も提供されます。26年12月末現在、男性が1,172名、女性720名の登録があるそうです。

本町独自の取り組みとしては、「八郎潟 de 愛サポート事業」として、独身男女が8名以上集まる婚活パーティーなどのイベントにかかる費用に対し、一人当たり3千円を助成しています。26年度も1件の開催がありました。パーティーの開催は近隣市町村でも実施しておりますが、広域的な視点での開催ができないか、また本町以外のパーティー等への助成の在り方についても、今後検討して参ります。

若者の就労、結婚、出産の支援に対する方策としては、出産支援の一策として、特定不妊治療費の助成事業を実施しております。特定不妊治療にかかる治療費は健康保険が適用されないため、治療に要する費用は高額です。治療を受ける夫婦の経済的負担、精神的不安の軽減を図り、治療しやすい環境の整備として、町では治療費の一部助成を実施しております。これは県で実施されている特定不妊治療費助成事業の助成額上限を超

えた治療費に対し、15万円までを上限として助成しているものです。本事業についての相談も年々増加しており、今後も少子化対策として啓発に努めてまいります。

また、妊婦健康診査助成ですが、母子共に健康で安全安心した出産を迎えられるよう、妊婦さんに対し妊婦健診15回、歯科健診1回分の受診券を発行し、妊娠期の健康管理を図ってまいります。平成27年度からは産後1ヶ月健診費の助成券、母乳外来受診券を追加する予定であります。

また、八郎潟町国民健康保険に加入している被保険者が出産したときに出産育児一時金42万円を支給しております。

3番 金一義 予算書の中にも色々とお出まされたけども、男鹿市の場合は、秋田県で1番人口が減少するというところであります。その中でも、これも新聞記事に載っておったんですけども、男鹿独自の少子化に対する、妊婦・出産から就学までの、親子一括サポート体制、フィンランドの言葉でアドバイスの「ネウボラ」を県内に取り入れたということでもあります。色々調べて見ると、保育所の第3子から無料ということで、これは全国で初めてだそうで、京都府とか富山県もやるということで、うちの場合も中学生まで医療費無料とやっておりますけれども、こういう形でどんどん地方が出てきておりますので、要するにさっきも話したように競争の時代に入ったということでもあります。そういうことで希望とすれば、保育所第3子無料を考えてみてはいかがでしょうかということで、質問させていただきます。

町長 畠山菊夫 地域の特性を活かした、ということで、本町は4キロ四方のコンパクトな町であります。八郎潟駅、五城目・八郎潟インターチェンジがあり、県都秋田市へのアクセスもよく、交通の便では他町村にない利便性を有しています。道路整備・下水道整備など生活環境基盤も他町村に比べ進んでおり、また、降雪量も少なく、災害の少ない町でもあります。この有利な特性を生かしたまちづくりの施策を実施することにより、人口誘導が図られると考えております。来年度策定される第6次基本構想の中に、人口減少対策についても、しっかりと組み入れてまいります。

また、インターチェンジからJRを平面交差し、県道道村・大川線に接続する県道整備は、駅前施設を観光拠点に様々な企画実施していく本町にとっては最も重要な路線であります。また、整備後、男鹿市・大潟村への観光ルートとして確立されれば、本町にとって計り知れない経済効果があると考えています。今後も、実現のために、粘り強く継続して関係機関と協議してまいります。

本当に1世帯の若い夫婦の方が、一人のお子さんでなくて、二人・三人生んでもらえるように、私方も例えば、人口誘導できるものではないと思いますが、学校給食費それから今回の医療費、バスの無料化も進めておりますので、こういうものにもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

議長 三戸留吉 それでは、ここで休憩したいと思います。
午後は、1時半まで休憩いたします。

(午後0時3分)

(休憩)

(午後1時30分再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開いたします。
3番 金一義君の継続質問をお願いします。

3番 金一義 引き続きよろしくお願ひいたします。
我が町の人口減少や少子化を論じるとき、この問題は大きな課題ですけれども、地方で進む人口減への対策として、国が「地方創生総合戦略、5カ年計画」を決定したことを受け、県や市町村は15年度中に「地方版総合戦略」を作成とありますが、本町では重点的に何が考えられますでしょうか。

町長 畠山菊夫 もう一度ですか。

3番 金一義 そうすればこれは飛ばして、次に、地域活性化原動力となる「地域協力隊」導入の考え、ですけれども、先程前段でも触れましたけれども、地域協力隊の力というのは、時によっては、非常に大きな力になるんですけれども、そこら辺の本町の考え方を願ひいたします。

町長 畠山菊夫 12月定例会の一般質問で答弁しておりますが、地域おこし協力隊は、地方自治体が都市住民を受け入れ委嘱し、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献していただくものであります。国から特別交付税が交付される財政支援もあります。秋田県では7市町村が受け入れをしており、18名の方が活動しております。

本町は昨年4月に過疎地域指定となり、地域要件に該当しますので、受け入れは可能かと思われませんが、一番重要なのは、本町の受け皿づくりだと思いますので、今後、定住・移住対策のひとつとして、地域おこし協力隊の受け入れについて検討してまいります。

3番 金一義 午前中に言ったのは、これと同じ要素なんですけども、町独自の考えで総務省のこともあるんですけども、町独自の考え方でよろしくをお願いします。

では次、5つ目に入りますけれども、今後の八郎潟町の人口推移に対する対策にどのように取り組むか、ということで、資料によると、27年から31年までの本町の人口数計をみると、今後も総人口は減少するものと推計され、0～14歳人口についても、平成27年の570人から、平成31年には464人と106人の減少になるとあります。

また、平成21年度からの出生数の推移は減少傾向にあり、平成24年度の出生数は23人で、平成21年度に比べ11人の減少とあります。

このように我が町の人口推移に対しては非常に憂慮するものがありますが、これは結婚支援等とリンクすることですけども、重大な一つの要素だと思いますけれども、同じ答えかもわかりませんが、もう一度よろしくをお願いします。

町長 畠山菊夫 一番の対策は、若年層の雇用の場、こういうものが一番大事だと思っております。若者がこの町に根を下ろし、この町で結婚し、子どもを産み育てることこそが、人口減少をくい止めることだと考えております。そのためには、雇用の場を確保し、安心して結婚・出産・育児を行える子育て支援など定住環境の整備が必要であります。

また、移住・定住対策の取り組みも必要であり、今後、空き家、空き地を利活用した施策、定住優遇制度の創設などに取り組んでまいります。

3番 金一義 それはもっともなことをごさいます、要するにその為にはどうするかということが、一番大きな要素だと思います。いま「住みやすさが若者を呼ぶ」という一つのデータがございまして、これは日本で一番住みやすい町ということなんですけども、ほとんど関東から以西の暖かい地域でいわれております医療の充実、産科・小児科、それと教育の問題とか、関東では成田市が入っているんですけども、これは教育の問題で、市が小学校から英語をきちんとやるということで、全国から人を呼んでいる。こういう形の住みやすさが若者を呼んでいるということ。

それと、衣食住の住の問題があります。昨日の町長施策の中にも、要するに若者の住めるような町営住宅とありましたけども、そういうのも早急に取り掛かるような形で、やはり人より先にアピールすることが大事だと思いますので、そこら辺一つよろしくをお願いします。

次に、町「地域」づくり、人づくり、仕事づくり方策が考えられますが、その取り組む一つのスタイルをお聞きしたいと思います。

1つ目としては、町「地域」づくりについては、どうあるべきか、ということで、地域の絆の再構築・集落活動の維持・住民力地域力の強化・公共サービスの再編等が考えられますが、そこら辺の考え方はどのように考えているのか、をお願いします。

町長 畠山菊夫 地方創生を進める我が町の取り組み、ということでもありますけれども、この度の補正予算に計上しましたとおり、本町では国が示すメニューの中から観光振興を選択し、観光振興を主事業として、JR八郎潟駅前を観光の重要な拠点エリアと位置づけ、5月オープンする「えきまえ交流館」を利用した各種イベントの開催や同施設の充実を図ることにより、交流人口の拡大を図ります。

施設を町内外の多くの方から利用していただくことにより、町が活性化し、観光振興・産業振興につながるものと思います。また、町の重要な基幹産業の農業の米価の下落や高齢化・担い手不足などといった情勢下にあたり、農地の円滑な利活用と農業経営の安定化を図るため、水田利活用支援対策事業を創設し、農業従事者の農業離れに歯止めをかけるものであります。

今後は、国の地方創生策を活用しながら、町のにぎわいを広げる事業の実施や、町の物産を販売する産直施設、飲食施設の整備につなげていきたいと考えております。

3番 金一義 いま観光ということ、お話しされましたけれども、そうするとNPOとの関連なんかも考えられるでしょうか。

町長 島山菊夫 NPOの受け皿というのが大事なのであって、それをどうするかということが、一番大事だと思います。施設を利用しながら、コーディネーター・副コーディネーター、そういう方々を活かしながら、そして観光に努めていきたいと思っております。

3番 金一義 観光という中身がはっきりしないんですけども、そこら辺あとでまたよろしくお願いたします。

それから人づくりについてお聞きしますけれども、地域内の人材育成・女性の積極的な活用と育成・地域外からの人材の確保・UIターンの受け皿づくり等があげられますが、まあ先程から何回もふれておりますけれども、具体的にまたお願いします。

この人づくりが一番大事であって、地域産業の育成とか、地域リーダーの育成、女性の積極的な参加、地域外からの地域協力隊の人材の導入とか、あとは移住窓口の開設、空き家等の対策等、ここら辺をリンクしながらやっていかないと、なかなか実が結ばないと思っておりますので、その辺もよろしくお願いたします。

あとは午前の前段でお話ししましたけれども、仕事づくりについて、もう一度お聞きします。これは一番大きな若者の定着の要素だと思うわけですよ。それには基幹産業の再生、地域の強みを活かした小さなビジネスの推進、雇用の場の創出、起業の環境づくり、遊休資源の活用等、広い範囲の事柄が考えられますけれども、その体制づくりなんかも非常に必要だと思うわけです。

ここで他町村の例を出すのも変ですけども、五城目の馬場目小学校の跡地の活用なんかが、いま非常に話題になっておりますけれども、そういう形で我が町のまず雇用の場を確保するということが大切だと思いますけれども、一言お願いたします。

町長 島山菊夫 同じ答えになりますけれども、雇用の場というのは一番重要でありまして、これに向けては色んな策を講じていかなければと思っております。

3番 金一義 基本となるのは、やはりここに住めるかどうか、ということですので、そこら辺が一番大きな要素だと思います。昔は秋田のベツタウンということで、八郎潟町は非常に人気のある地域だったんですが、交通の要所なんだけれども、今になるとほとんどそういうことがなく、潟上が一番人口増に結びついているわけで、もう一度、そういうのを掘り起こしながら、人口増になるような形にしていなければと思っております。

この問題の最後になりますますが、海士町に対する考え方は、どのようなことがあるでしょうか。

町長 島山菊夫 島根県海士町に対する感想は、とのご質問ですが、日本海の島根半島沖合約60キロに浮かぶ隠岐諸島、その島のひとつであり、10年前までは、財政破綻や過疎化の危機にひんし、島が消える寸前だったのを、町長が役場を「住民総合サービス株式会社」と位置づけ、大胆な行政改革と産業創出に取り組んだ結果、島外から定住者が300人以上増えるまでになったと聞いております。

海士町は、地元の特性を生かした特産物の販売拡大、若者の移住促進などに集中したことが成功に繋がったものだと思います。

3番 金一義 いまお答えいただいたことが主なことですけども、結局いまこの地域には、よそから若者が来て、書いた資料によると一流企業をお辞めになった方々もいらっしゃるということで、それだけ魅力ある町になっているようです。それと高校なんかも閉校しようかなという感じだったのが、今は全国から希望者が多くて、在籍数も確保されているということで、非常にいま国でも創生の問題を論じた時に、安倍首相もここに行って町の方々と討論している姿があるんですけども、この海士町が創生の一つの基本のような形で論じられております。

その他にここは民間でやっている隠岐牛も非常に人気があって、東京の方へ出荷されておることは記事になっております。海と陸と養殖関係、一体的にやりながら、いまの町長の答弁の中にありましたようなことで、再生されたということですので、我が町もそういうかたちで、非常にまだまだ余裕のある所でございます。

よく町長が4キロ四方のコンパクトな町ということ、挨拶の中で取り上げておりますけれども、いま国の方でもコンパクト化を非常に取り上げて、コンパクトな町を売り出すということで、富山なんかもコンパクト化をやっております。

この資源を利用しながら、どうか一つ若い方々が希望の持てるような、勿論我々も協力しますし、町づくりを模索しながらお願いしたいと思ひまして、創生の方はまだ時期早いですけれども、その先端として議題にあげた次第でございます。よろしくお願ひします。

それとあと、次の問題ですけれども、町職員の町民サービス向上のための教育の在り方、ということで、残り時間少ないですけれども、よろしくお願ひします。

町の発展は、町民・行政・産業が、お互いの持ち場で全力を出すことで、可能となります。特に八郎潟町のような地方の町において、行政すなわち町職員の果たす役割は非常に大きいものがあります。

しかし、現在において町職員がそれぞれ持っている力を出し切っているかについては、若干の疑問が残ると考えています。

1. 本町の職員が、新しいものに挑戦する意欲はどうか。
2. 仕事に対する厳しさ、責任感、問題意識
3. 政策形成能力

この3つを、町長からみた感じで、お願ひします。

町長 畠山菊夫 人口減少社会を迎える中で、いかに人口減少を抑えるかは、各地方自治体の知恵比べだと考えております。

金議員がご指摘の通り、目まぐるしく変わる社会情勢の中で、職員はいち早く情報を収集し、素早く対応しなければなりません。現在、職員数は他町村に比べ少ない状況で、職員ひとりひとりの事務量が多いわけですが、自分の仕事に誇りを持ち、町民サービス向上のために、それぞれが努力していると認識しております。

近年、若手職員が増え、職場も活性化されております。新しいものに挑戦する意欲はもちろんあると確信していますし、挑戦してもらわなければ、これからの町の発展はないと考えております。

仕事に対する厳しさ、責任感、問題意識は、職員個々が組織の中で身につけ、磨かれていくものだと思います。若い職員が多いので、職員同士が切磋琢磨し、自己研鑽を積むことが、町民サービスの向上につながるものと考えております。

政策形成能力は、現在は、大きな課題については、課の枠組みを超えたプロジェクトチームを設置し、課題解決のための方策を検討しております。職員から出される様々な意見・提言については、事業に組み入れるなど施策に反映しておりますが、今後も職員からは積極的な施策を提言していただき、その中から取捨選択しながら有効的な施策については実行していきたいと考えております。

3番 金一義 こういう時代ですので、何度も言うようですけれども、町のリーダーが率先して職員を使っていたかないと、先程も話したように、自治体の競争の原理が働いておるような状態でございます。その為にも、職員の力が一番大きな力であって、それに住民が乗っかっていかないと進まないの、そこら辺、町長がいま答弁したように、若い職員でしようから一生懸命リーダーシップを発揮して教育されれば幸いと思ひます。

次に、こういう調査があります。公務員に対するの質問の結果ですが、一生懸命やった者が報われているかの質問についての問いに、報われていない、年功序列の感じが強い、やるほどトラブルが発生する、波風無く毎日を送った方が特、という情けない結果が出ています。うちの町の職員に当てはまるわけではないですけども、こういう結果も出ております。どうかそこら辺、尻をたたきながら使っていないと、なかなか個々の個性もありますが、よろしくお願ひします。

今まさに、地域創生による地域おこし、町の発展は行政の能力がキーポイントであり、職員の果たす役割は非常に大きいものがあります。八郎潟町発展と町民サービスのもとを成す町職員についての教育、研修の在り方についてお尋ねいたします。

町長 畠山菊夫 職員も私なりに考えてみますと、職員のレベルが1だとすれば、確かに1.5やれる人もいれば0.5の方もいます。でもやはり組織で動くためには、そういう人たちを有効に活用しながらいかなければいけないということで、組織で色々と検討して、どういう風な組織体制が良いのか、課長たちが色々判断しながら進めていると思ひております。

今後も職員個々の政策形成能力向上のためには、各種研修に参加させながら職員の資質向上を図っていききたいと思ひます。

3番 金一義

いま町長がおっしゃったように、八郎潟町の職員は、日々研鑽に励んでおるといふこととあります。しかし最近、あらゆる分野での変革のテンポが速く、特にこれからまた大きな地域の改革等が入ってきますので、そこら辺も踏まえながら、それぞれの分野での深い知識が必要になるかと思ひます。このことをマスターして初めて、町民へのサービスが可能となるわけとありますが、町職員の更なる研鑽を望むものであります。

町発展と町民サービスの大もとを成す町職員についての教育、研鑽の在り方について抱負を問うものでありますが、もう一度、ここで抱負はいりませんけれども、要するに我々の町がどうなるか、先程から何度も話しておりますが、やはりこれからの大きな問題は、地域創生が与えられた大きな問題とありますので、それによって負け勝ちは非常に言いづらいこととすけれども、国の方で言う負けにならないように一生懸命頑張つてほしいと思ひます。

これで質問を終わらせていただきます。長い時間ありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、3番 金一義君の一般質問を終わります。
次に、5番 加藤千代美君の一般質問を行います。

5番 加藤千代美

5番 加藤千代美であります。私からは、大きな項目で2点、1点は、地方創生事業、2点目は、住民参加型の政治について、お伺いしたいと思ひます。

地方創生事業の中に4点ありますから、最初にその点からお伺いしたいと思ひます。町の創生事業策定について、お伺いしたいと思ひます。

昨年末に閣議決定された、政府の人口減少対策5カ年計画、まち・ひと・しごと、創生総合戦略を踏まえ、都道府県や市町村は、独自の政策や、数値目標を盛り込んだ地方版総合戦略の策定作業をさせることにした。策定するにあたっての中身を見ると、昨年発表された、増田レポート、消滅する市町村に由来しているようであります。

その一つとして、日本では激しい少子化が進んでいる。特にそれは、人口集中が進む大都市で著しい。従つて人口減少は、加速的に進行する可能性がある。これに対する基本方策として、若者が自らの希望で結婚し、子どもを産み育てる社会を作ることが必要であるとあります。

2つ目としては、東京圏を始めとする大都市圏に若者が集中する傾向が続く。その結果、地方は単なる人口減少に留まらず、人口再生力そのものを大都市圏に大幅に流出させることになる。それに対して、選択と集中により若者に魅力のある地域拠点都市を中核とする、新たな集積構造の構築が求められるとあります。

また、戦略の中身により、具体的に地方から東京への転入を、現状より年6万人減らし、東京圏から地方への転出は4万人増やすといった数値目標をちりばめた。更に全ての自治体に、数値目標付きの総合戦略を求めております。我が町に於いては、このような地方創生戦略が示されたいま、石破大臣が常日頃言っている、まち・ひと・しごとを、どのような形で作つていこうとしているのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

国に於いては期間を定めているようであるが、町ではいつまでに策定する考えであるかも、お聞かせ願ひたいと思ひます。

創生計画に伴う財政計画についてお伺いします。

まち・ひと・創生事業を行うには、多くの財源が必要であろうと思われることから、国が平成27年度予算で、平成27年2月18日魁新聞によれば、まち・ひと・しごと創生事業に1兆円を盛り込み、地方財政の充実を図つたとあります。

県においては、第二期ふるさと秋田元気創造プランに基づき、主要4施策に1千213億円を計上し、このうち地方創生関連の施策は、産業振興や少子化対策など多岐にわたり、7割に相当する874億円をあてるとあります。これらの国・県の予算は、町が計画を立て、その内容が国・県より認められたものについてのみ適用されると聞いているが、どうでしょうか。

町の人口減少に伴う対策であります。

関西学院大学の教授、難波功士氏が、「今の若者は地元を愛しながら客観的に地域を見つめる視点を持っている」と言っております。また、和歌山県那智勝浦町色川地域振興推進委員会会長 原和男さんは、「うちの地域に来いよ、こんなに良いものがあるぞ。住民が自慢と自信に溢れている気運、住民が地域に揺るぎない居場所感を持ってれば、それを魅力に感じて移住者が入ってくる。その連鎖が地域の魅力を更に大きくする。そういう積もり積もつた中で、地域に住んでいる人が誇りを取り戻し、つまり誇りの再生がベースにあるべきだ。」と言っております。

私は以前にも申し上げましたが、我が町は交通の便にも恵まれ、子どもたちがスポー

ツに・勉学に恵まれた環境下にあること、更に特出した特産物があることなどを鑑みると、それこそ誇りを持ってアピールすれば、人口増に繋がるのではないかと考えるのですが、どうでしょうか。

最後であります、創生事業と産業計画であります。

創生事業を行うには、何か新しい事業計画を立案し、産業振興を行うかのような感じであるが、最近の論調を見ていると、今それぞれ町にあるものに手を加え、考えを改めることにより、国が勧める、まち・ひと・しごと創生事業の補助金対象になるような感じがいたします。本町において町長は、企業誘致を図って産業振興を図る。また一方においては、今まで私が6次産業化について議論してきた過程では、消極的な考え方であるように受け取ってききましたが、今後、町の産業振興については、どのような考え方で望まれているのか、お聞かせ願いたいと思います。

大きな質問の、まず4点についてお答え願いたいと思います。

町長 畠山菊夫

加藤議員のご質問にお答えいたします。

国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、まずは、人口の現状と将来展望を示す「地方人口ビジョン」を策定し、これを踏まえて、地域の実情に応じた今後5カ年の施策の方向性を示す「地方版総合戦略」を策定する必要があります。

本町においては、活性化を基本的視点として、今後講ずべき施策や目標などを盛り込んだ総合戦略を策定するために、住民を対象としたアンケート調査を実施し、庁内検討会及び住民の代表で構成する推進組織で方向性や具体案について検討し、平成27年度中に「八郎潟町人口ビジョン」及び「八郎潟町総合戦略」を策定する予定であります。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業には、地域における消費喚起策や生活支援策に対する「地域消費喚起・生活支援型」事業及び地方版総合戦略の策定と、これに関する施策に対する「地方創生先行型」事業があります。いずれの事業も、市町村毎に人口規模や財政力指数等から交付限度額が算定され、本町においては、本議会の平成26年度補正予算に計上しておりますが、「地域消費喚起・生活支援型」で1,678万円、「地方創生先行型」で3,120万9千円の交付限度額となっております。この交付限度額を上限とし、プレミアム商品券、地方版総合戦略策定事業、にぎわい創出事業、水田利活用支援対策事業を対象事業として、現在国と協議中であります。

町の人口減少に伴う対策としては、本町での地方創生関連事業は、国が示す地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の地方創生先行型のメニューの中の観光振興であり、JR八郎潟駅前を観光の重要な拠点エリアと位置づけ、平成27年5月に新規オープンする八郎潟町えきま交流館を利用した各種イベントの開催や同施設の充実を図ることにより、交流人口の増大につなげるものであります。このにぎわい創出事業により、交流人口の拡大を図り、人口減少、少子高齢化の進行、コミュニティ活動を支える青年層の町外流出に、少しでも歯止めがかかればよいと考えております。

平成27年度で策定される人口ビジョン及び八郎潟町総合戦略の中で具体案を検討したいと考えております。

創生事業と産業計画についてですが、産業課関係では、地方消費喚起・生活支援型交付金で、湖東3町プレミアム商品券事業の実施と、地方創生先行型交付金による、水田利活用支援対策事業、にぎわい創出事業の3事業を予算計上しております。

にぎわい創出事業は、えきま交流館「はちバル」の交流ゾーンにおける事業費を計上しております。

5番 加藤千代美

いま町長からお話し伺いましたけれども、先行型消費とか、国の制度の話をされました。交付されたものであります。しかし、先程もありましたが、島根県の海士町は、新しい産業振興をやるために、町長始め職員の給料を減額して産業振興を行っております。その成果を認めた場合には、元に戻すというような対策を立てております。これはクローズアップ現代で取り上げられたもので、だいたいの方は分かっていると思います。

やはりそのくらいの覚悟を持って、今回の地方創生事業というのは、自らが企画・立案した、そのものに対して補助金を交付しますよ、という仕組みになっていると思います。ただ単に国からおろされたものをやっているのでは、地方の独自性というものはありませんよ。もっと自分たちが頭を使って考えて、そして国に要求しなさい。そういうものについては認めていきますよ、こういう政策だと思うんです。いま町長から聞いた話というのは、極めて受け身だと思います。あるものをただ利用しているだけ。そうではなくて、八郎潟町は何をやりたいか、これをはっきりしておく必要があると思います。

ここに一例があります。これは北海道の音更町、ここには高等学校があります。この高等学校は地元生徒が一人も入っておりません。町の出資額は1億円を超えておりま

す。ここは何が有名かというは美術です。県外からの生徒で、この学校が成り立っています。町に就職している人は一人もおりません。やはり議会の中では、町に住まない人間に対して、何で1億円も投資するのかという話が出ております。しかし、この子どもたちの親たちが住むようになって、これがなければ消滅する市町村になるという考え方で、いま持続しています。こういう考え方もあります。

それともう一つは、木材で再生なったところがあります。これは岡山県の西粟倉村、ここは以前から森林で有名な町です。いま語られるまでもなく、前から有名な所であり、ここでは何が盛んかというは木材であります。木材産業という、森林から切り出して搬出するというシステムであったものを、考えを改めて付加価値を付けることによって村が再生した、という事例があります。このように自ら考えて国に補助金を求めるという体制にならないものかどうか、私はそれを聞いているのです。その辺についてはどうですか。

町長 畠山菊夫 西粟倉村は、いろいろ豊富な資源を活用して取り組んだのが良かったのだと思います。雇用も生まれるでしょうし、加工販売までできるということで、豊富な資源を活かしたものでありますが、本町では資源というものは無いのであって、これからどうするかは、八郎潟総合戦略を策定する中で、どういうのがいいかということを進めていきたいと思っております。

5番 加藤千代美 町長、そこが私と違うんですよ。資源が無いんじゃないじゃなくて、あるものを利用するんですよ。私12月に提案しました事業に、一生懸命かかってます。やはり今うちの町があるのは、田んぼ、それから鴨産業、漁業関係、そしてそれに挑戦している人もいます。そういうものを活かしながら町の再生を図っていく。そういう総合戦略を図れるような形を作っていかなければならない。

昨日の総括審議でも言ったんですけども、この稲作農業の体質強化緊急対策事業の中身を見ると、機械化銀行をつくれればこれくらいやりますよ、これくらい補助金が出ますよ、稲を栽培するにも代掻きをやったり、流し込みをやれば、これくらい補助金が出ますよ、こういうことが案に示されています。これも町の中で計画・立案をしてやっていけばもらえるものなんですよ。そういうものに私は取り組んでもらいたい。資源が無い訳じゃない、あるわけですから、それをみんなで活用して町に金が落ちるような対策を考えていく必要がある、それについてはどうですか。

町長 畠山菊夫 やらないとは言っていない訳であります。マガモも活かしながらやっていきたいと思います、ということは加藤議員さんにも言っております。田んぼもあります。田んぼも活かしていかなければいけません。そういうことも、この後の総合戦略の中で取り組んでいきたいと思っております。

5番 加藤千代美 これ以上話してもあれですから、2点目にいきます。住民総参加型の政治についてお伺いします。二元代表制と町民座談会の在り方についてお伺いします。

いま我が国の自治体は、二元代表制を採用しており、首長と議員は別個の選挙によって選ばれ、両者の間に上下関係はありません。ただ同じ住民から選ばれたといっても、それぞれの役割や権限には違いがあり、議会は自治体の重要事項を決め、その決めた事を首長が執行する。首長が執行したこと、執行しつつあることを議会がチェックする。これが議会と首長それぞれの役割であり両者の間柄であります。

しかし、最近の社会情勢は、首長や議会議員が情報を把握するよりも早く動くことなどから、どこの町村でも町民座談会を行っているようでもあります。ただ町民座談会をいつ行うかはそれぞれの町村まちまちであることも事実であります。

私はせっかく町民座談会を開催するのであるならば、行政が単に行政報告だけに終わらず、町民の生の声を聞き入れ予算等に反映できるような時期に、改めるべきであると思うがどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 二元代表制については、日本国憲法第93条で、地方自治体の首長と地方議員を住民が直接選挙で選ぶ二元代表制をとるよう定められております。

私も議員も住民の代表として町の施策や行動、そして予算の適正化を違う立場から注視し、住民福祉の向上と地域の発展のために間違った方向に進まないようにすることが重要な仕事であり、町民のために何が良く、何が悪いのかを重視することが職務だと考えております。

町民座談会については、その年度によって参加者が多く集まれるような内容で開催してきましたが、年々参加者が減少しているのが現状であります。平成25年度は、未来づくり協働プログラム八郎潟町プロジェクトの説明、新湖東厚生病院の説明等を行いました。参加者は38名でした。参加人数が少ないことから、座談会の中でも今後の町民座談会のあり方についての質問があり、今後検討すると答弁しております。

町民と行政が手を携えるまちづくりには、町民座談会は必要であり、公式に直接町民の意見や要望を聞く会だと考えております。

今後は、新年度予算が固まり、町内会長会議終了後の4月下旬を定期に開催したいと考えております。これは、加藤さんが言う、予算を反映させるという意味では時期がずれませんが、予算が決まって3月定例会が終わって、議員の皆さまから承認を得てから事業を説明したい旨、こういう風な開催としたわけでございます。

5番 加藤千代美 一つの例を申し上げます。ここに島根県の雲南町というところがあります。ここは過疎化で人がいなくなって、それこそ大変な地域でありました。住民の声を聞くために色々な政策を行って住民が声をあげた結果、全国でも注目される地域になっております。意見を反映させるということで。その地域というのは、公民館を上手く使って住民活動を活性化させている、というそういうシステムを確立したようであります。

こういう例もあるように、やはり町民座談会に人が来ないということは、行ってもしょうがないという感覚があるんじゃないかなと思います。やはり自分たちが行って、こういうことを話したら、町で認められて予算化になりました。議員も町長も我々の意見で出ていってるんだけど、我々の声も直接届けられるような自治体も欲しいなと思ってるのも事実なわけです。そういうところも勘案して、いま言ったところも地域について考えてもらいたいと思います。

お答えがあればお聞きしますけれども、なければ意見として申し述べておきます。

町長 畠山菊夫 一つだけ、次の町民座談会でありますけれども、平成27年度は、駅前交流館が開館しますので、施設見学・紹介を兼ねて、5月中旬の日程で調整して開催します。

議長 三戸留吉 これにて、5番 加藤千代美君の一般質問を終わります。
次に、4番 石井清人君の一般質問を行います。

4番 石井清人 4番 石井清人です。
町民の声を代弁するため、一般質問をさせていただきます。
質問も1つ目は農業であります。題名は、セーフティネット対象農家を拡大すべきと思う

八郎潟町の基幹産業は農業だと言われ続けてきました。しかし平成26年産のコメの概算金は1俵60キロあたり8500円で支払われております。前年に比べて3000円の下落です。概算金ですからこの後、販売が進むにつれて精算金が支払われることとなりますが、米あまりの現状からどこまで上積みになるのか未知数です。

いま農家の最後の砦はナラシ対策です。ナラシ対策は、平成19年からの品目横断的経営安定対策から導入されました。私の友人で農林水産省の審議官をなさっている塩川さんと言う方がおりますが、彼が言うにはこの政策は日本農政の大転換だと、当時話していました。それは今までの単なる補助金と違い、所得補償という概念が入ってきたからだと思えます。

ナラシ対策において秋田県では、10アールあたり標準的収入は13万754円になっています。仮に26年産米価が下がり10アールあたり収入を10万円とした場合、その差額3万754円の9割の2万7678円が、ナラシ対策で補てんされることとなります。この制度は農家のセーフティネットとして絶対必要なものです。

平成19年から品目横断的経営安定対策が始まるにあたり、各集落で農業座談会を多く開きました。それは認定農業者への移行や集落営農組織の立ち上げを進めるためです。その当時はナラシ対策よりも緑ゲタ対策、黄ゲタ対策に魅力があったためですが、その結果認定農業者が75名程度、集落営農組織が4組織になりました。面積カバー率は70パーセント近くまで行ったのではないのでしょうか。私の試算では全県3位だったと思います。

平成19年の品目横断的経営安定対策の交付金は、7700万円。羽立、夜叉袋、浦大町、小池、川崎地区にも集落営農組織ができれば、交付金は1億円を越えていたのではないかと推測されます。

いま緑ゲタ対策はなくなりましたが、黄ゲタ対策は残っています。しかし大豆のブロ

ックローテーションもなくなり加工用米、備蓄米にシフトしているので、金額的には魅力がなくなり額も少ないようです。米の直接払いも前年の半額になり、将来的にはなくなります。したがって現在の経営所得安定対策の最大の利点はナラシ対策です。ナラシ対策が発動されたときに、対象となる農家と対象にならない農家の差は歴然となると思います。

八郎潟町農業の特徴はなんでしょうか。私は八郎潟町農業の特徴は国の政策を取り込んでより多くの補助金、交付金を受け取ることにあると思います。いま補助金交付金がなければ、農家の経営は成り立ちません。27年産のゲタ・ナラシ対策に加入できるのは、認定農業者もしくは集落営農組織です。

以前農家の意向を聞いた時、羽立、夜叉袋、浦大町、小池、川崎地区の方も集落営農は組織したいけれども、経理や庶務をつかさどる人材がいないということでした。そうすれば、より多くの農家がナラシのセーフティネットに加入できる道は認定農業者です。いま国は面積要件や年齢要件は設けないこととしています。

私は、所得目標の400万円や、労働時間2000時間の設定とした、規模拡大、所得向上の基本構想を改訂し、小さい農家でも認定農業者となれる方策に転換することを提言致します。

それは、たとえば低コスト農業による経営合理化、有機肥料による環境に配慮した農業、農業簿記の導入による青色申告開始、マガモ・地鶏飼育による複合経営、野菜直売による所得向上など、今までの農業経営形態から変えて行こうとする農業経営改善計画であれば、すべてを認定することです。

いま認定農業者のメリットはゲタ対策、ナラシ対策以外ほとんどありません。資金借入れが楽になると言っても、借金に変わりありません。ずっと以前は、認定農業者と言えば大規模農家で意欲的で地域のリーダー的存在であり、ステータスでありましたが、平成19年の品目横断的経営安定対策で、4ヘクタール以上の農家が認定農業者になれるようになり、レベルダウンしています。さらに平成27年度からは規模要件はありません。

このような状況であれば、八郎潟町の農家を助ける道として、より多くの農家がナラシ対策のセーフティネットに加入して、米価下落に対応し、国の補助金交付金をより多くもらえるようにすることが良いと思います。そのことにより地域経済が潤い、町の元気につながります。

私はこのように考えますが、町ではゲタ対策、ナラシ対策に関する27年度の農業政策をお伺いいたします。

次に、質問の2つ目は、図書館を含めたえきまえ複合施設政策についての質問です。

図書館は紫波町に学べ、駅前にぎわいの創出、であります。

以前、駅前を歩いておりましたら、近所の方から人通りもさみしくなってきた。賑やかさがほしい、と言われたことがありました。駅前複合施設が徐々に姿を現してきました。図書館を核として子育て、イベントも行える施設は近隣町村にもなく、完成後多くの方が訪れて活気が創出されることを期待しております。

構想が出た当初は、図書館の利用者が年間1万8千人と説明されていましたが、現在は上方修正して、年間5万人としております。私が提言する年間5万人を呼ぶ図書館利用の一方策をお話ししながら、町当局が考えている集客構想を町民にお示し願いたいと思います。

過日、町民の方から図書館活動と産業振興についてお話がありました。それはNHKラジオ番組で朝5時からの「ラジオあさいちばん」の中で、図書館が単に本の貸し出しだけでなく「産業支援」つまりは「農業支援」を行っているとのこと。早速、NHK秋田放送局と秋田県立図書館に行ってみました。そうすると、岩手県紫波町にある紫波町図書館であることが分かりました。

紫波町は岩手県盛岡市の南部に位置し、人口3万4千人、農業を基盤とする町です。紫波町図書館は2012年8月開館、蔵書数は約83000冊、紫波中央駅前にあります。図書館の来場者は年間20万人、1日平均約700名ということでもあります。

現地を訪ねますと図書館を核とした複合施設で、図書館とステージ・学習室が一体となった公共部門と、さらに産直店「紫波マルシェ」、居酒屋、喫茶店、歯科医、眼科医そして子育て応援センターの民間部門が同居しています。民間施設と公共施設を利用する方々が相互に行き来して、互いの利用率を向上させているようでした。八郎潟町の複合施設と構想が似通っているのも、もしかすれば八郎潟町職員のプロジェクトチームや町民有志の委員会も、あるいはこの施設をモチーフにしたのではないかと想像しました。

さて、紫波町図書館の建設構想は、紫波町民と役場職員有志が勉強を重ね、図書館基本構想検討会で議論を積み上げてきたそうですが、そのアドバイザーに、秋田県立図書

館副館長の山崎博樹氏が入っていたそうです。そして紫波町図書館では、産業支援つまりは農業支援を、図書館のコンセプトにしています。当初「図書館が農業を支援するのはおこがましいのでは？」という異論があったそうですが、役場の農林課とタイアップして、企画展示「しわの農を知る」の開催、生産者のメッセージと写真の紹介、食と農のデータベースの使い方講習会、一つのテーマで語り合う会の開催、レシピ本展示コーナーの設置などを展開しています。

私も秋田県立図書館によく行きますが、職員の皆さんも八郎潟町では図書館作ってまずねと、期待を込めたお話をいたします。図書館運営は、選書、開架、収集、電算システム、施設、職員、雰囲気さまざまな要素があって大変ですが、町民に「教えたい」、「伝えたい」、「役立ちたい」、をを目指す図書館にしてほしいと思います。

今後施設のコーディネーターを置き、施設全体の効果的運用が図られると思いますが、図書館が町民の知識向上や、うるおいゆとりのある生活に役立つことや、そして人が集まり、にぎわいが創造できることを期待しています。そこで私はその実現に近づくため紫波町図書館に学び、新図書館が知識向上と情報発信に力を入れて、集客力を高めてほしいと思います。

いま紫波図書館では、一般企画展示「みんなで応援 紫波の子育て」を展開しています。これは図書館と役場が連携して行っているものです。役場と図書館は全く関連がないように思えますが、お互いに教えたい、伝えたい、役立ちたいというコンセプトがあれば可能ですし、むしろ融合していくべきだと思います。

私は年間5万人を呼ぶには、紫波町図書館に習い、例えば八郎潟の農業支援展＋専門書コーナーを企画して、町民の関心を呼び起こし、足を運んでもらう工夫をおこなってはどうかと思います。

そのほか選挙のこと、税金のこと、防災のこと、子育てのこと、介護のこと、議会のこと、除雪のこと、水道のことなど、仕事や制度を理解してもらう企画展と専門書コーナーを開催すれば、町民だけでなく周辺町村の住民も来る可能性もありますし、またそれらが新聞、テレビで報道されれば、この施設の注目度もあがるのではないのでしょうか。

年間5万人は県のプレゼン用にサバを読んだのか、あるいは綿密に積み上げた数字なのか、その根拠もなかったのが気になっておりましたが、図書館活動の魅力づくりを高めていけば、あながち不可能ではないと思います。岩手県紫波町図書館に学び図書館利用の一方策をお話ししながら、当局の集客構想をお尋ねいたします。

町長 畠山菊夫

石井議員のご質問にお答えします。

収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策と、畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策の27年度の政策についてですが、対象となる認定農業者、集落営農組合の加入要件緩和のパンフレット等が農政局秋田地域センター、及び町地域農業再生協議会より郵送されております。

農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正により、認定農業者にあつては、認定期間の5年後の経営水準のみで捉えず、営農継続期間であれば10年後での目標達成も可能など、認定ルールの明確化がなされております。

町では、ナラシ対策・ゲタ対策への加入促進の為、農業経営緊急フォローアップ事業を補助事業により、説明会を今月中に開催予定であります。また、町単独による水田利活用支援対策交付金として新たに設け、地方創生先行型交付金を活用し、予算計上しております。

次に、図書館のご質問ですが、ご質問にあります、県立図書館の山崎副館長からは、県との協働プログラムということで、計画当初から、図書館システムの導入、書架などの備品の選定、図書館全体のレイアウトまで、全面的なアドバイスを頂きながら進めてまいりました。

紫波町の施設については、町でも未来プロ実務者会議の職員で視察にいており、施設の規模は違いますが、本町のえきま交流館建設にあたり、非常に参考になっております。紫波町の図書館のみならず、他の図書館のよいところはどんどん取り入れていくつもりでございます。

昨年10月に採用した図書館司書2人を中心に、農業・ビジネス支援のほか、子育て支援など、様々なコーナーの設置、企画展などを開催しながら、図書館運営に努めてまいります。

また、年間5万人は、施設全体の利用者の目標数であり、他のゾーンと連携をとった展示やイベントなどを開催し、交流館全体で多くの皆様に楽しんでいただけるよう努力してまいります。

4番 石井清人

答弁ありがとうございました。

再質問いたしますが、過日、役場から補助事業の案内がきましたけども、やはりそれも、認定農業者、集落営農、機構への貸出をしている農家ということでありました。

ただいまの町長の答弁の中では、認定農業者になれる基準を下げる、とは言っていないので、従前通り4ヘクタールなければ認定農業者となれないのかどうか、それも一つ確認したいと思います。

これは農水省のパンフレットですが、国は4ヘクタール以上の認定農業者でなければならない、という規模要件はないんです。この4ヘクタールの認定農業者というのは、平成19年の品目横断的政策が始まった時からでありますので、その当時は例えば2ヘクタール農家がお互い利用権を設定して組んで、4ヘクタールにして入ったという経緯もあって、認定農業者は約75名だけけれども、実質農家は100名くらいおったのではないかと思います。

国は4ヘクタールという規模要件がないということだから、認定農業者になりさえすれば、このナラシ・ゲタに入れるということなので、私は全ての農家が認定農業者になれば、一番良いのではないかと思います。

前に国の役人と話したときに、なぜゲタ対策とナラシを農業者としないで、認定農業者としたのか、単に農業者でもいいのではないかと言ったら、認定農業者というのは、基盤強化法の中にあるのだからやめられない。では基盤強化法を変えたらよくないか、と話したら、法律にあるから認定農業者だと言うんです。ちょっとおかしい話だけれども。

認定農業者になるためには、経営改善計画を出すわけですけど、その規模要件がなくて小さい農家でも認定するとなれば、誰でも出せるわけです。認定農家にするかしないかは、町長の権限なわけだから、やりますとなればナラシ・ゲタに入れるものですから、私は今の規模要件をどうするか、というところをもう一度確認したいと思います。

ちょっと話変わりますが、福祉という言葉の「福」は幸せです。福祉の「祉」も幸せです。だから「福祉」は幸せなんだけれども、突き詰めていけば、役場の仕事は全て福祉なんです。町民の幸せを求めるから。だから産業も福祉であるし、建設も福祉であるし、教育も福祉なんです。だから町民がなんと幸せを感じるかということ、やはりその形にとらわれなくて、認定農業者4ヘクタールでなければならないということに固執しないで、みんなが認定農業者になって国のお金がバンバンもらえれば、むしろこれが幸せでないか、私はこう考えるので、もう一度規模要件のところをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

町長 畠山菊夫

集落営農20ヘクタール、認定農家4ヘクタール、これは色々年齢制限等ありますけれども、認定農家としての基本構想、うちの方がきちんとしたもの持っているかどうか、課長の方から答弁したいと思います。

産業課長 加藤貞憲

石井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今回国では、年齢要件・面積要件は設けないということで進めております。そして八郎潟町の基盤強化法の基本構想であります。所得要件の400万円、それから時間にして1800時間から2000時間という時間設定をしておりますが、本町は年齢・面積規模について記載されておられません。ですので、今回国のいっております面積・年齢要件を緩和して実施するようということでもありますので、その要件を緩和することもなく、今回国の指導によりまして、進めていきたいと考えております。なお、集落営農におきましても、20ヘクタールの面積要件が緩和されておりますので、追加して説明させていただきます。

4番 石井清人

もう一度質問させていただきます。

そこで規模要件は無くなったので、町でも規模要件は無いということなんだけれども、そうすれば、どなたでも経営改善計画は出せるということの解釈でよろしいか、後でお答えください。

ただ、誰でも出せるということになったとしても、この基本構想、所得要件400万と労働時間1800時間から2000時間を残すということであれば、実質本来は矛盾が出てくるわけです。いま所得目標400万とすれば、仮に高く設定して1俵1万2千円、10俵の生産高で所得率6割にしても、1反歩7万2千円、400万採るには5町5反なければいけません。これは減反を加味しないからです。4割減反でこれを加工米・備蓄米にシフトした場合には、5町5反では無理なので、400万といたら、6町歩・7町歩しなければならない。そうすると小さい農家が経営改善計画を作るとなっても、

これは全くの夢物語、絵に描いた餅、こういう計画を出さざるを得ない。

まず計画だから将来やる気だと言え、計画だから認定すれば認定できるけども、いずれ矛盾は出る。私は高い設定をしなくても、小さい農家でも生きていける、そういうものにするためには、下げてもいいのではないかと、400万に固執する必要もないのではないかと私は思います。八郎潟町の認定農業者が100人でも200人でも300人でも400人でも何にも困りません。八郎潟の認定農家400人だと、農家全員が認定農家だと、これはむしろモデル農村になります。全国から非常に注目されるのではないですか。お金はいっぱい入るし誰も困りません。むしろ喜ばれるんです。だから基本構想の基本計画も下げて誰でも入れるようにする、こういうことでいいのではないかと思います。

それから2000時間の労働時間も、これは一つの目安といっても、これもいってみれば無理なんですけども、1日8時間で2000時間てば150日です。1日いっぱい田んぼにいて、150日というのは現実的には無いんだけど、これはまずいいんだけど、私はこういう風に考えます。

そこで再度確認しますけれども、そうすると、どなたでも経営改善計画を出せば認定される可能性はあるということなののでしょうか。そこをもう一つ確認したいのでよろしくお願いいたします。

産業課長 加藤貞憲 石井議員さんのご質問にお答えいたします。

所得要件の基本構想から見直しをかけて、所得要件をもう少し緩和するよというご質問と、それからどなたでも申請を出せば認定農業者になるよというご質問がありますが、所得要件については、今年から来年にかけて基本構想の見直しを県と一緒にやる予定でありますので、この件については県と相談しながら、県の基本構想も照らし合わせながら進めていきたいと思っております。

それから、今回の面積、年齢の要件緩和によりまして、はっきり言って認定農業者になりやすいようになっています。認定を受けてから5年後の要件についても、5年後だけを見ないで、認定期間先の10年後に認定基準に達するような計画の場合であっても、5年後には再認定するような指針が示されております。

ですから、以前には申請があがっても認められないような申請であっても、今回はその部分についてはかなり緩和されておりますので、ある程度面積、今まで担い手といわれた皆さんについては、申請された場合、大部分が認定されると判断しております。

4番 石井清人 議長の許可ができれば、再々再質問までできるので、許可してください。

議長 三戸留吉 はい、では4番

4番 石井清人 もう一度、くどいようで申し訳ないのですが、担い手農家は認定農業者になる手前、誰でもすぐ認定農業者になれるわけではなくて、担い手というような位置付けから、少し田んぼを増やして、認定になろうというところなんだけども、そういうところの方は、出せるということなんだけども、それは担い手農家の台帳が役場にあると思うんだけど、それに入らない方は、それ以下の方、恐らく面積の小さい方なんだけども、その方は出せない、ということの解釈でよろしいのか。そこをもう一つだけお願いして終わります。

産業課長 加藤貞憲 石井議員さんのご質問にお答えいたします。

只今うちの方から、色々と担い手関係の事で、国からも通知がいておりまして、認定農業者の申請について、色んな方が問い合わせ、または窓口においでくださっております。70代の方で面積7反歩、8反歩の方なんですけども、ナラシ対策に加入できるようにするには、認定農業にならなければいけないということで、なんとか我々のような人間もなれるのでしょうか、ということでもくるんですけども、申し訳ありませんが、その方の場合、これ以上面積を増やす気持ちもないし、今の農業経営の主食と転作分については、加工用米で出してそれで終わりだ。これから先の展望というのはないです。ということでしたので、そういう場合は申し訳ないですけども、なることはできません。この先農業で生活していこうという考えのおありの方であれば、我々も色々と改善計画の作成なりお手伝いしていきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。以上です。

4番 石井清人 はい、どうもありがとうございました。

この後も、農業政策よろしく申し上げます。

議長 三戸留吉 ここで、10分間休憩します。

(午後3時)
(休憩)
(午後3時10分再開)

議長 三戸留吉 それでは、休憩以前にさかのぼり、再開いたします。
次に、9番 菊地文人君の一般質問を行います。

9番 菊地文人 ご苦労様です。今定例会7人目、最後の質問者となりました、菊地文人でございます。議長に通告をして発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。今回は3つの表題ということになっておりますので、ご答弁よろしくお願ひいたします。また、一問一答でお願いしております。

1つ目でございますけれども、プレミアム商品券と介護保険返戻地域活性化事業の実施を、ということで質問をさせていただきます。

国の2014年補正予算の目玉である「地域消費喚起・生活支援型」約2,500億円でございますけれども、地域の商店街などで一定割合を上乗せした金額分でお得に買い物ができる、プレミアム付き商品券への期待が高まっております。こうした地域への効果を踏まえ、国の促進もあり、全国の自治体では商品券発行事業を検討しているが、本町ではどうなのかお伺ひします。

もし実施するとしたら、時期はいつ頃か。事業主体は町単独か、それとも商工会に委託するのか。また予算規模はどれほどか。名称やプレミアム率はどれくらいか。特徴・効果などはどういう風になっているのか、伺ひたいと思います。

次に、「介護保険返戻地域活性化事業」とは、ある県の事例ですが、介護保険料を納めながら介護サービスを利用したことがない、町内在住の90歳以上の高齢者に対し、地元商店街などで使える、プレミアム商品券を交付する事業であると伺ひました。

65歳以上が支払う介護保険料は年々増加し、本町でも4月からの保険料改定で、更に値上がり、月額6,000円前後、5,800円と伺ひましたけれども、高齢者にとって大きな負担となっていくわけでございます。ですので、介護サービスを利用せず、元気に暮らす高齢者に保険料を返戻するとの趣旨で、町独自に予算を組んで商品券の交付を願っておりますが、当局のお考えをお知らせください。

また本町での、現在65歳以上の高齢者の人数と介護サービスを一度も利用していない人数と、介護サービスを一度も利用していない人数との割合はどれ程か、教えてもらいたいと思います。

同じような質問ですが、80歳以上の場合と、90歳以上の場合での数値はどうなっているか、それぞれ数値を教えてくださいたいと思います。

町長 畠山菊夫 菊地議員のご質問にお答えいたします。

プレミアム商品券は、湖東3町で共同実施し、湖東3町商工会に委託予定であります。助成額は、プレミアム率を20%とし、1,300万円としています。商品券の販売額と助成金額を合算した、消費喚起相当額は、7,800万円となります。遅くとも、7月1日に販売開始予定で計画しております。

特徴については、プレミア率の20%分については、大型店を除いた、地域の商店会等限定利用として、商工会、3町で計画しております。

次に、介護保険返戻地域活性化事業であります。まずは、介護保険給付の未利用者ですが、要介護又は要支援の認定を受けていない方の人数でご報告します。

今年2月24日現在で認定の無い方は、65歳以上が2,217人のうち78%の1,733人、80歳以上では815人のうち54%の439人、90歳以上では132人のうち20%の26人です。

ご紹介いただいた介護保険返戻地域活性化事業の対象者ですが、介護保険制度を過去10年間、一度も利用したことがない90歳以上の方を対象とし、商店街が独自に発行している商品券を3万円プラス「プレミアム分」を交付しているものです。

本町では、そのような継続的な商品券事業の取り組みがないことや、現行介護保険システムでは、対象者を正確に把握するためには膨大な事務量となること、また対象者漏れ可能性が高いこと、などから、実現のためにはハードルが高いと考えております。

しかしながら、国民健康保険が一年間医療費を使わなかった世帯に対して、記念品を

支給する本町の制度もありますので、介護保険サービスを利用していない高齢者やその家族等の、長年にわたる健康維持の努力に報いる方策を検討したいと思います。

9番 菊地文人 ありがとうございます。商品券の件から少しずつ質問をさせていただきたいと思いますが、この後、委員会の方でもでると思いますけれども、おおざっぱにある程度の事は聞いておきたいなと思いますので、よろしく願います。

先程の説明にもありましたけれども、大型店でも使えるというお話がありましたけれども、もう少し詳しい内容をお聞きできればなと思います。先程控え室の方でも色々な話がありまして、券が2種類あるのか色が違うのかとか、千円の券は大型店で使えるのか、色々話が出ているのでそこら辺、もしわかればよろしく願います。

産業課長 加藤貞憲 菊地議員さんのご質問にお答えいたします。

大型店で使えるもの、それから地域の商店会等限定のもの、ということで、2種類の商品券を印刷、発行する予定としております。

9番 菊地文人 2種類あるということは、色で違っているのですか。それはまだ決まってないですか。

産業課長 加藤貞憲 いま色で分けるという決定もされておられませんけれども、色で分けて、それに、これは地域限定の商店会等で使えるものの限定ですよ、という部分の印刷は入れるということで、湖東3町商工会の中で現在進めております。

9番 菊地文人 色ということと、しかもそこに一文を入れるということですけども、非常に分かりづらいところもあるのかなと思いますけども、そのように進めているのであれば、それでいくしかないのかなと思いますが、そうすれば一人当たりの使える範囲といいますか、限度額といいますか、そういった風なものは決まっているのでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 まだはっきり決まっておりませんが、一人5万円という上限を設けたらどうかということで、話し合いを進めておるところであります。

9番 菊地文人 一人5万円ということですけども、平成21年度にも湖東3町商工会で独自に、商品券発行されておりますけれども、その時は確か、一人10万円だったと思いますけれども、今回はその時より販売額もかなりだと伺っておりますが、これはなぜ5万円なのか、お聞かせ願いたいと思います。

産業課長 加藤貞憲 地域の消費喚起ということもあって、それと今回前回と比べましても、発行総額も各町村共に3倍以上の発行額となりますので、プレミアム率も前回10%のものが、今回は20%ということで、かなりの方が購入するのではないかとということで、今回は一人5万円ということで、話を進めております。

9番 菊地文人 先程、販売の関係のものが、21年度の時に比べれば約3倍ということでしたけれども、単純に考えれば5×3なので15万まで使えるのかなという風に思っていましたけれども、5万円ということで分かりました。

それから、商品券に関係してですが、商品券で購入できないものもあると思いますけれども、そちらの方はどういう考え方でしょうか。

産業課長 加藤貞憲 菊地議員さんのご質問にお答えいたします。現在進めている話の中では、たばこ、出資や債務、公共料金の支払い、ビール券、図書券、切手など、換金性の高い商品券、事業活動などに伴って使用する原材料及び仕入れ商品、土地・家屋購入、家賃・地代等の不動産に関わる支払い、自動車等資産性の高い商品、現金との換金等でいま打ち合わせを進めております。

9番 菊地文人 色々な制限は、前回と比べてもそんなに変わらないかなと思います。ただし、販売の時期ですけども、先程の答弁の中では、遅くても7月という話でしたけれども、実施期間はいつまでの予定ですか。

産業課長 加藤貞憲 只今のご質問にお答えいたします。7月1日から販売を開始した場合には、12月末日ということで、現在進めております。そして1月末日までに換金を済ませ、2月中に全ての人件費について整理し3月に実績報告ということの計画で進めております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。11月、12月になれば、色々冬支度の関係の物でも使える部分もかなり出てくるのかなと思ってますので、期間が長ければ長いほど、助かる場所もあろうかと思いますが、なにせ額が額なだけに、果たして上手く消費できるかが心配な所でもありますし、商店会も少しずつではあります、お店が減ってきている状態でございますので、もし仮に商品券が余った場合の処分は、どのようになるのでしょうか。

一応湖東3町に委託なってるのですが、町が主体になってるわけですので、町の方に責任があるのかどうか、そこら辺お聞かせ願います。

産業課長 加藤貞憲 ご心配のことと思いますが、今回、湖東3町集まって話し合ってる中では、プレミアム率が20%あるということで、売れ残るという考えは持っておりません。いかに販売を短い期間にして、事務的経費を減らして、販売期間をいくらでも長い期間持つてもらいたいという、商工会関係者の皆さんとも、この間合同での会議を開かせていただきました。

その中でもやはり、年末商戦の頃まで使わせていただければありがたいという話もありましたので、そのように進めて行きたいと考えております。

9番 菊地文人 どちらかといえば商店会の活性化に繋がるような、私の想いとは違うような感じがいたします。何となく国から予算がきて、その分で商品券を商工会に委託して、消化してくださいって、変な話ですけども、何となくそのような気がして、もうちょっと商店会の方に還元できるようなものであればいいかなと思って、介護保険の返戻の商品券はどうですか、というようなお話しをしたわけでございます。

どちらかと言えば、介護保険の返戻の関係のものが、地域の経済の活性化につながるような感じで思っていましたので、商品券の関係の質問は、多分3回か4回くらい過去にも、町独自で何か商品券を発行できないか、過去やったつもりではありますけれども、ちょっと私の思いとは違う方向なものかなと思っておるところでございます。

国から交付金が下りた段階で、町としては消費喚起について、商品券の選択種しかなかったのかどうか、その辺をお願いします。

町長 島山菊夫 色々ありましたけれども、商品券が先行したような形であることは確かであります。菊地さんもお存じだと思いますが、過去の消費事業、商工会が主体でやっております。それで今回は、それぞれ地方創生ということで、地域の皆さんのための商品券というイメージで、私方も取り組もうとしておりますけれども、そこには商店会の皆さんの思惑もありまして、2種類の発行に至ったと思います。

委託されておりますのが商工会でありますので、商工会の意見も尊重しながら取りまないといけない訳でありますけれども、むしろ商工会の方でこれからどのように考えておられるのか、菊地議員さんも理事でありますので、色んな助言をしていただけたらなと思っております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。これからまた、事業展開するわけありますので、その中で商工会そして町当局と色々お話しすると思っておりますけれども、商工会さんの方に委託ということで、全て丸投げということになるのでしょうか。それとも実行委員会形式のようなものがあって、町当局と商工会と色々話し合いをする場があるのかどうか、そこら辺お願いします。

産業課長 加藤貞憲 確かに商工会に委託はいたしますが、企画、それから商品券をどのようにするのか、プレミアム率の決め方、その他今後商品券をご利用いただいた町民の皆さまからのアンケートをとりまして、そのアンケートの取りまとめをしなければいけませんので、商工会と連携を密にして一体となって、この事業を進めていきたいと考えております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。半年もない事業で、金額も3町合わせて2億円を超えてる事業ですので、非常に大きな経済効果を発揮されることを期待しております。

今日の魁の新聞だったと思いますが、横手市さんの方は確か商品券の関係で、多子世帯支援策ということで、お子さんが3人いる方に対して、商品券を付けるという記事が載っておりました。そちらも参考までにお話ししたいと思っておりますし、秋田県の方では故郷の名物の商品券であるとか、旅行券であるとかということで、考えているようでございます。

当町も、灯油の購入の助成とか低所得者向けのものとか、議論の中ではあったかと思

いますけれども、まずはこの商品券、上手く活用して地域活性化に向けたものになっていただければありがたいと思っております。

それでは表題の2つ目に入らせていただきます。

この質問に関しては、先程来、数名の方が質問されておりますけれども、通告をしておりますので、このまま通告どおり質問させていただきます。表題の2つ目です。

情報交流拠点多目的施設管理運営方針についてと、ライブラリーオブザイヤーを目指して、と題して質問いたします。平成27年5月オープンにむけて工期も順調に進んでいると思われまふ。そこで質問いたしますけれども、行政報告にもありましたとおり、4月23日竣工式及び祝賀会、5月1日オープニングセレモニー、5月4、5日オープニング企画イベント実施ということでありましたので、現在の進捗状況のところは割愛させていただきます。

正式名称は、「駅前交流館」愛称「はちパル」ということでもあります。

そして駅前交流館に関しての、事業展開の考え方・実施事業・事業展開について、図書館ゾーン・子育てゾーン・交流ゾーンとありますけれども、それぞれのお考えがあればお願いしたいと思います。

それから管理運営の考え方・組織体制・ボランティアの協力体制もお願いしたいと思います。

そして施設維持管理の考え方・利用規則、例えば休館日や利用時間・利用料金など、それぞれの3ゾーンで違うと思っておりますので、それぞれの回答をお願いしたいと思います。

それから収支の考え方、広報宣伝の考え方、それから、その施設に対しての自己評価と第三者評価、外部有識者などによる評価機関があるのか、あれば評価システムの考え方・評価方法ということで、共通の部分もそれぞれあると思っておりますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから表題の中にもう一つありますけれども、図書館の関係でもう一つであります。「ライブラリーオブザイヤー」という名前のものがありますけれども、図書館総合展というものでございます。NPO知的資源イニシアチブが、図書館など全国の知的情報資源に関わる機関を対象として授与する賞で、2006年から始まっております。

現在、日本国内には3,000を超える公共図書館があると言われております。自分たちの身の回りにある図書館という場を、もっとより良くしていきたい、その為の手段として「良い図書館を良いと言う」という、とてもシンプルな事から始まったそうでございます。

選考の基準は、1. 今後の公共図書館の在り方を示唆する先進的な活動を行っている。2. 公立図書館に限らず、公開された図書館活動をしている機関、団体、活動を対象とする。3. 最近の1～3年間程度の活動を評価対象期間とする。となっております。

全国の公共図書館を総合的に評価して1番の図書館を決定するものではないとしています。

是非本町の図書館も、このイベントにノミネートされるくらいの目標・ビジョンを持って、特徴のある魅力あふれる図書館にするべきではないかと思っておりますが、当局の考えをお願いします。

町長 畠山菊夫

菊地議員のご質問にお答えいたします。

事業展開の考え方でありまふけれども、図書館ゾーンでは、八郎瀨町民はもちろん、近隣町村住民や通学の高校生などの駅利用者にとっても、読書活動や学習活動の拠点となるようにします。子どもや子育て世代をターゲットにした図書の実質や新聞雑誌等の整備を行うとともに、読み聞かせや図書関連企画、図書寄贈の呼び掛け等を行います。

子育てゾーンでは、子育て世代がいつでも集うことができ、子どもが元気に遊べ、子育ての情報収集や情報交換がしやすい環境づくりと事業を実施します。子育て支援センターを常設化により、母親等への親支援講座や相談活動、手遊びや工作等を通して子育て世代の親子が気軽に集い交流できるようにします。

交流ゾーンでは、屋内外でも町内の各団体が力を合せてイベント等を開催出来るようにして、元気に町の賑わいを創出します。

当町の伝統芸能である願人踊や一日市盆踊りの体験会や地場物産販売の軽トラ市、若者活動によるイベント開催等のほか、地域の観光情報等の情報収集と発信を行います。

なお、交流館には「にぎわいづくりイベントや施設に人を呼び込む仕掛け」や「農産物・加工品・町内特産品・グッズの販売」に関する企画と実施、町観光・特産品情報の発信、施設全体の維持管理業務の管理監督を行うためのコーディネーターとコーディネーター補佐を配置して、各ゾーンの事業展開にあたります。

本交流館は図書館を中心とした施設であり、正職員司書2名が専従することから、主

管を教育課とします。施設維持のための予算を統括し、コーディネーター及びコーディネーター補佐と連携を図りながら管理運営にあたります。

図書館ゾーンでは、正職員司書2名、臨時司書職員2名を配置します。そして、図書館ゾーン利用促進協議会とともに読書活動の推進を図ります。また、図書館ボランティアと読み聞かせボランティア団体とも連携し、楽しんで活動していただけるようにします。

子育てゾーンでは、八郎潟保育園への委託のもと子育て支援センターの常設のため、保育士1名、パート1名以上の配置を予定しております。子育てゾーン利用促進協議会とともに子育て支援の推進を図るため、子育てサポーターの育成と連携を図ります。

交流ゾーンでは、常駐するコーディネーターとコーディネーター補佐のもと、各団体がイベントや活動を継続していけるようにコーディネートします。また、協力・支援体制等を調整する交流ゾーン利用促進協議会との連携を図ります。

施設の利用や使用料金につきましては、八郎潟町えきま交流館条例案でお示しするのとおりです。コーディネーターとコーディネーター補佐がシフトを組み、図書館職員と連携をはかりながら施設維持管理にあたります。

交流館各ゾーン共通の休みは年末年始とします。

図書館は週1回水曜日の休み。利用時間は午前9時～午後8時、土日祝日は午後6時まで。

子育てゾーンは週1回月曜日が休み。利用時間は午前9時～午後8時まで。

交流ゾーンは年末年始以外は通年利用でき、利用時間は午前9時～午後8時までとします。

収支の考え方でございますけれども、施設維持管理の予算は教育課で管理し、施設のホールやスタジオ、テナント使用者から利用料を徴収する一方で、ランニングコストの抑制につとめます。より良いサービスの提供に努めたいと思います。

広報宣伝の考え方でございますけれども、町広報やホームページ掲載はもとよりフェイスブック等のソーシャルネットワークも活用して宣伝に努めたいと思います。また、5月1日のオープンに向け、周辺町村に広告の新聞折込する予定です。

自己評価のことについてですが、秋田県未来づくり協働プログラム事業では、県と町がそれぞれ自己評価します。当町では成果指標として交流館の利用者数、図書の貸出冊数、町民満足度をあげております。外部有識者等による評価機関はありません。

魅力あふれる図書館にするべき考えでございますけれども、菊地議員がおっしゃるように、高い目標を持って業務に取り組んでいくことは非常に大事なことと思いますが、まずは、より多くの方々から気軽に利用していただけるように、単に本を借りて読むための図書館ではなく、人々の交流拠点として、特色ある・魅力ある図書館づくりに努めてまいります。以上でございます。

9番 菊地文人 ありがとうございます。また何点かお願いしたいですけれども、利用時間のことでございますけれども、午前9時～午後8時までが3つのゾーン共通でございました。それ以外の時間外といいますか、イベントによると思いますが、時間の配分はできるのかどうかということでございます。

教育課長 渡部広保 時間外の利用ということですが、基本的には時間内でお願いしたいという考えであります。

9番 菊地文人 時間外となれば、またその分の料金も発生するのではないかとあって、質問したわけでございますけれども、多分何かのイベントの関係で準備するには、それは免除されるのかなと思いました。

あとは、収支のところ、教育課の管理ということでございましたが、今回テナントといいますか、南秋つくし苑さんの方でカフェコーナーを考えてるという報告でございましたけれども、恐らく月額いくら、とかいう契約になると思いますけれども、実際どのような金額になるのでしょうか。

総務課長 渡部博英 テナント料につきましては、設置条例にもあげておりますけれども、月額31,500円でございます。

9番 菊地文人 次ですけれども、先程コーディネーターの話ありましたけれども、もう少しコーディネーターについての役割といいますか、そういった内容を、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

総務課長 渡部博英 コーディネーターにつきましては、3つのゾーンの連携した取り組みが必要な時が必ずありますので、それをコーディネートしていただいて、合同の企画・イベント等をコーディネートさんが主体となって進めていただきたいと思います。

9番 菊地文人 その中で恐らく全体的な館内の管理、そういったものもコーディネーターさんがなさるのでしょうか。

総務課長 渡部博英 コーディネーターさんと、コーディネーター補佐もおりますので、主に施設の管理的なものに関しては、補佐の方からやっていただくことになると思います。

9番 菊地文人 色々なコーディネーターの役割があって、大変なのかなと思いますけれども、できればその施設に来た時に、総合的な案内ができればいいのかなど、ホテルのコンシェルジュ的な、総合案内であったり、駅から降りてきた人に対しての観光案内的なものであったり、そういう体制になれば、なおベストでないかなと考えますが、その点はいかがでしょう。

総務課長 渡部博英 菊地議員さんが言ったとおりの形で、コーディネーターやコーディネーター補佐には、そういう形で施設の案内やイベントの企画、それを来館してきた方々に積極的にお知らせできるような、そういう体制をとりたいと思っております。

9番 菊地文人 そうであれば、かなり情報発信、町のPRも出来るんじゃないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

あとは、図書館の関係ですけれども、先程の石井議員さんの関係もありますけれども、1つの例で、紫波町のお話しありましたが、ただ単に本を貸し出しする図書館ではなくて、色々な図書館のサービスの在り方、運営の仕方が求められているのではないかと思います。

先程来出ておりました、魁新聞の記事にあったように、八郎潟町の施設が、かなり社説の中で取り上げられておりました。その場でゆっくりと本を読むことができるカフェであるとか、親子で読書を楽しむ場になる、子育て支援センターなどを備えたものでありました。

これまでの常識にとらわれない、利用者第一のサービスであり、県内の図書館の在り方を考え直すきっかけとなりそうだと、かなり良い記事だったと思います。

私たちに一番最初に示されたプログラムの中なんですけれども、打って出る図書館ということが載ってございましたけれども、具体的にそうすれば、打って出るというのはどういう風な意味なのか、お知らせ願いたいと思います。

教育課長 渡部広保 魁の記事について、何人もの議員さんからお話しありましたが、いずれ記事の中では、公園のような図書館を目指す、というような表現をされておりました。こちらには取材に来ておりませんので、県立図書館の方で、県内の図書館の状況についての取材で、本町の紹介がなされたと思っておりますけれども、いずれ公園のようなという感覚では、八郎潟町でいえば、図書館を含めた交流施設全体でいえば、親子が集ったり各年代の交流の場となることから、公園のような施設、公園のような交流館といえると思いますけれども、図書館につきましては、今までと違った静かなだけの場所ではなくて、人のざわめきが気にならない、心地よい図書館ということで、それが何かというと、より多くの人々、町民の方が気軽に過ごしていただけて、交流の場としても活用していただきたいということで、その表現をしております。

いずれ図書館につきましては、飲食もできるスペースも設けますし、石井議員からのご提言もありましたとおり、色々なコーナーを企画しながら図書館運営していきたいと思っておりますので、いずれその打って出るというのは、積極的に図書館として情報発信、それから観光拠点としての情報発信も、図書館でできるのではないかと考えておりますので、そういう分野も含めて積極的に取り組んでいくということでございます。

9番 菊地文人 本当に積極的に、町民が、何かあったら図書館に行けと思ってもらえるような感じに思ってもらえればありがたい施設ではないかなと思っております。

先程、石井議員さんから産業支援も図書館に含めたらどうかという話もありましたが、私は私で別の思いがありまして、例えば高齢者の関係のものであれば、居宅支援センターの相談員を常駐させるとか、いま国の方では、子育て世代への包括支援センター設置も考えているようです。今年度は150箇所に渡って設置するというところでありますので、そういった包括的な支援センター、子育て、そして高齢者に向けての支援センター

の窓口であるとか、そういった相談できるような窓口があれば、また違ってくるのかなと思いますし、今日の魁新聞に載っておりましたけれども、小学校の関係ですが、そういう風なものも出来るのかなと思ってますので、年間で5万人となれば1日約140人の利用者が必要になってくるし、目標を掲げておるようですので、是非世代を問わず、交流の出来る場所、そして図書館で勉強できる場所の提供を企画していただきたいと思っております。

次に、表題の3つ目でございますけれども、PR大使で本町の売り込みを、と題して質問いたします。

これは魁新聞の記事からの抜粋でございますが、メディアを通じた秋田の魅力紹介、イベントでの名刺配り、口コミなどなど、県内自治体や観光協会の委嘱を受けた首都圏在住の「大使」たちが、あの手この手で秋田を売り込んでいる。著名な芸能人やスポーツ選手の他、首都圏在住の本県出身者たちであります。本県への企業誘致や定住促進に向けアドバイスしたり、情報提供したりする企業、学識経験者の大使もいるそうです。首都圏各地で動き回る大使は、交流人口の増加、観光振興を通じた活性化を目指す本県の心強い応援団だ。との記載でした。

県では3名を大使にし、18自治体・観光協会が、PR大使としてそれぞれの地区の認知度を高めるための活動を行っております。本町も遅ればせながら、PR大使を設置してはどうか。当局のお考えをお聞かせください。

町長 畠山菊夫 昨年の11月21日から24日の3日間、全国商工会連合会主催のニッポン全国物産展2014が池袋サンシャインシティで開催され、本町の畠山菓子舗の「あんごまもち」が、おやつランキング全国3位に輝きました。会場では、本町出身者のみならず、湖東3町のふるさと会の皆さんが駆けつけて頂いたと、伺っております。

ご指摘のとおり、企業誘致や定住促進を進めるためにも、PR大使の活動による宣伝効果は有用と考えております。日頃、本町への想いをお持ちの、関東ふるさと会の皆さんや、多くの方々の意見を伺い、設置に関して検討させていただきます。

9番 菊地文人 本町も有名人というか、そういう方々、オリンピック金メダリストであったり、プロ野球選手であったり、歌手であったり、思い浮かべるのですが、さし当たりその3名の方にアタックしてみるのもいいのかなと思います。

先程も申し上げましたけれども、秋田県の大使ということで、「あきた美の国大使」が女優のお二方、「秋田お笑い大使」が落語家の方、それから「食彩あきた応援大使」というのが歌手の方ということで、4名の方が県の方の「大使」ということになってまして、あとそれぞれの各市町村や観光協会の方で、色んな親善大使であったり、観光大使であったりやと行っているようであります。

それが、そこの地域の出身の方が必ずしもそこの自治体の大使になる、ということではなくて、例えば男鹿市であれば、力士の豪風さんが観光大使になっているということで、豪風さんは森吉町出身です。そこの自治体の出身者が必ずしも、そこの大使になっているわけではないということです。

検討するというごさいますけれども、先日、スポーツ賞授賞式ありましたけれども、高校生がお二人県外で活躍されて、賞をいただいております。愛知の至学館高校には土橋さん、青森山田高校には志田さん、その2名が表彰されておったということでございますけれども、その方々も特別な大使ということで、指名してもよろしいのかなと思います。

それから午前中の質疑の中で「八五サブレ」確か教育長さんの方からお話があったと思いますけれども、八郎瀧小学校の5年生がお菓子を考案したということで、9月に修学旅行が仙台の方であるということですが、そちらの方で販売し町をPRするということがありましたので、5年生がその時、特別な町のPR大使ということになっても良いのではないかと考えてますけれども、そこら辺の考え方をよろしく願います。

町長 畠山菊夫 いま菊地議員さんがおっしゃった方々は、どのような部門で活動できるのか、色々精査しながら検討してみたいと思います。

9番 菊地文人 今回この大使の質問した理由の一つは、昨年の11月か12月でしたが、嫁の実家が田沢湖でして、そこに行った時に、温泉入って駅前の「市」があるんですけども、そのお店の中にポスターが貼ってあったんですけども、歌手の順弘子さんのポスターが貼られてまして、店員さんとやりとりしたんですけども「八郎瀧出身の方なんですね、八郎瀧の方がわざわざ田沢湖でコンサートやるんですね」ということがありまして、地元

でもやってもらえたらありがたいな、という思いがあって、複雑な心境でございました。是非、そういった方々から八郎潟を売り込んでいただけてやってもらえればなと思います。

あともう一つだけですが、いま外務省の方で自治体や中小企業が外交の主役になるというもので、外務省と地方自治体が連携して、直接地域活性化に一役かっているという記事がありました。大阪であったり和歌山であったり、徳島の関係のものもあったようです。京都もあったと思います。

そういったように、本当に地方創生関係のPR合戦、生き残りをかけて真剣に取り組んでいる自治体があるということです。本町も埋もれず一生懸命色々と頑張っていたきたいと思ひまして、発言させていただきました。

どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、9番 菊地文人君の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終わります。これより各常任委員会を開いていただきます。

なお最終日、3月13日は、午後3時より本会議を開きます。

本日の会議は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

(午後 4時 8分)

平成27年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第10日目 平成27年3月13日(金)
(午後3時)

議長 三戸留吉 午前中は幼稚園の卒園式に出席ご苦労様でした。
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。
これより本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で、各常任委員会に付託された議案第2号から議案第31号までの30議案、並びに請願・陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
始めに総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 総務産業常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 次に、教育民生常任委員長、金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 教育民生常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。
始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
はい、5番 加藤千代美君

5番 加藤千代美 私の方から2点あります。産業課関係の補助金で、農地集積に関する補助金が200万円入ってきております。歳出の方みますと、1,001千円となっております。今後、この集積計画が進んだ場合に、この補助金を全部使い切るのかどうかを、議論されたのかどうか。
それから郷土芸能会館建築工事について、議論がなされたのかどうか、この2点をお願いします。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 5番さんにお答えいたします。いま2点ばかり、当委員会に質問がありましたが、はっきり言って審議されておられません。ただし、暫定的に農地集積促進の中に金額おいてますが、その都度事業があれば補正していくという話がありました。
また、郷土芸能会館については、審議されませんでした。皆さんも知っているところ、いま工事をしているところに、太鼓や山車など収納していた場所がありました。それが無くなったということで、防災センターの東側に作りたいということでしたが、私たちの委員会の中では、太鼓や山車、その他色々収納する格納庫という説明を受けております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
質疑ないようなので、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長、金一義君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

議長 三戸留吉 質疑ないようなので、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、議案第2号 平成26年度八郎潟町一般会計補正予算(第6号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第2号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第3、議案第3号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第3号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第4、議案第4号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れの補正について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第4号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第5、議案第5号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第5号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第6、議案第6号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第6号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第7、議案第7号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第7号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第8、議案第8号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第8号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第9、議案第9号 特別会計条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第9号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第10、議案第10号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第10号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第11、議案第11号 八郎潟町立図書館設置条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第11号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第12、議案第12号 八郎潟町青年婦人会館ロマンの里八郎湖センター設置条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第12号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第13、議案第13号 八郎潟町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第13号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第14、議案第14号 八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第14号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第15、議案第15号 八郎潟町都市公園条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第15号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第16、議案第16号 八郎潟町一日市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第16号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第17、議案第17号 八郎潟町えきまえ交流館条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第17号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第18、議案第18号 八郎潟町地域史料館条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第18号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第19、議案第19号 八郎潟町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第19号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第20、議案第20号 八郎潟町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第20号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第21、議案第21号 保育の実施に関する条例を廃止する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第21号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第22、議案第22号 八郎潟町学童保育料徴収条例を廃止する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第22号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第23、議案第23号 八郎潟町過疎地域自立促進計画の変更について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第23号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第24、議案第24号 八郎潟町の公の施設に係る指定管理者の指定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第24号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第25、議案第25号 平成27年度八郎潟町一般会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
反対討論からお願いします。5番 加藤千代美君

5番 加藤千代美 5番 加藤千代美であります。平成27年度八郎潟町一般会計予算について、反対討論を行います。

平成27年度に、えきまえ交流施設がオープンする予定ですが、この施設は、賑わいを目的とする拠点施設であると、説明を行っていました。今また、仮称郷土芸能会館を建設する必要があるのか理由が見当たらない。逆に郷土芸能会館ができることにより、町民の心が二分されるのではないかと心配しております。

先日、えきまえ交流施設の公開が議員にありましたので、私も参加いたしましたが、その施設の中には交流ホールもあり、外との交流もできるように作られた施設であると、見受けることができました。いわゆる併用できる施設と思うことができたのであります。よって私は、この度提案された、平成27年度八郎潟町一般会計予算について、反対するものであります。

議長 三戸留吉 他に反対討論の方おりますか。
いないようなので、では賛成討論の方。はい、北嶋賢子君

8番 北嶋賢子 議席番号8 日本共産党の北嶋賢子です。議案第25号 平成27年度八郎潟町一般会計予算について、討論に参加をさせていただきます。討論は賛成討論です。

1992年より、議員活動してまいりました。賛成みたいな反対討論もしたことがありますが、初めて賛成討論となります。

町長は、今議会に、子育て支援として、一つ、これまで小学校卒業までであった医療費無料制度を中学校卒業まで広げること。二つ、小学生の通学バス定期券補助を半額から全額に引き上げること。そして三つには、小・中学生対象の給食費無料制度を、保育園の3歳児以上まで広げること提案しました。

中学生までの医療費の無料化は、本町が対象年齢を引き上げたことにより、県内13市町村となり、県内の過半数の自治体を実施することになりました。また、小学生の子どもを持つ母親は、通学バス代の定期券の無料化は、大変助かると喜んでおります。中には、定期券代くらいは出してもいいというお母さんもおりました。その方には、ふるさと納税は、八郎潟町民でも受け付けるので、定期券代をまわしてみてもいいと話しました。どうするかは、本人次第だと思います。

命がけで子どもを産み、慈しみ、育てているお母さんたちへのエールと受け取りました。

中嶋の町営住宅も、若者向けのマンションにしたらと提案したこともありました。その時は、まだ耐用年数に至っていないとの答弁だったと思います。

長年の夢だった駅前に図書館も完成します。これは畠山太郎町長の頃よりの願いでしたし、町民の願いだったと思います。

林道の舗装や住宅リフォームの件もありますが、保留としまして、女性の立場から子育て支援を評価し、議案第25号 平成27年度八郎潟町一般会計予算の賛成討論いたします。

議長 三戸留吉

他に討論ありませんか。

無いようですので、討論を終わります。採決いたします。議案第25号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長 三戸留吉

起立多数であります。よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第26、議案第26号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。

はい、8番 北嶋賢子君

8番 北嶋賢子

議席番号8番 日本共産党の北嶋賢子です。議案第26号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について、討論に参加をさせていただきます。今度は反対討論でございます。

国保税の滞納世帯、町村単位で県内ワースト2位をどのように返上するか、ましてや去年は米価の大暴落、農家そのものも生活が大変です。借金しても返さなければならないし、200万円の減収分は、我が家はあるもので我慢することにしました。ということは、生活を切り詰めることになります。151世帯15.13%もいる滞納世帯、委員会で未納者が少なくなるように所得割と資産割の比率も出たようですが、基金プラス繰越金を10,000千円取り崩したら、1世帯あたり約1万円の引き下げが可能となります。主婦の立場からみますと、1匹100円のサンマが100匹も買えます。どんなに助かるか。

職員からは、町民一人一人の顔がみえるはずですが、その家の暮らしもみえると思います。滞納整理機構に職員を派遣し、滞納処分のノウハウの研修には同意できません。我が党は、すぐにデータを送ってきます。地場産野菜のワースト1の時は、自分たちで解決できました。国保は行政の責任と思います。終わります。

反対討論です。よろしく願いいたします。

議長 三戸留吉

他にございませんか。

無いようですので、討論を終わります。採決いたします。議案第26号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長 三戸留吉

起立多数であります。よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第27、議案第27号 平成27年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉

討論なしと認めます。採決いたします。議案第27号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長 三戸留吉

起立全員であります。よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第28、議案第28号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第28号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第29、議案第29号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第29号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第30、議案第30号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第30号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第31、議案第31号 平成27年度八郎潟町上水道特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第31号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第32、請願・陳情について、討論、採決します。
受理番号第1号、「集団的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第1号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、受理番号第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
次に、受理番号第2号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第2号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、受理番号第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
次に、受理番号第3号、労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第3号について、委員長の報告は採択で

あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、受理番号第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、受理番号第4号、介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第4号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、受理番号第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、受理番号第5号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第5号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、受理番号第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、受理番号第6号、沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中止を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第6号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって、受理番号第6号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、受理番号第7号、農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第7号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、受理番号第7号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、受理番号第8号、TPP交渉に関する請願について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第8号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、受理番号第8号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、受理番号第9号、米価対策の意見書を求める請願について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第9号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、受理番号第9号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
次に、受理番号第10号、年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第10号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、受理番号第10号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
次に、日程第33、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、を上程いたします。諮問にあたり、説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
現在、本町における人権擁護委員の委員定数は3名となっておりますが、人権擁護委員の負担軽減と活動の充実を図る目的で、定数の増員を要望したところ、平成27年1月1日付けで、1名の増員が認められ、定数が4名となりました。
つきましては、新たに人権擁護委員1名を推薦する必要がありますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。
小野 美和 氏は、履歴資料にありますように、人格識見高く、広く社会の事情に通じ、人権擁護について理解を有する者としての要件を十分満たしていると思われまますので、候補者として推薦するものであります。
よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。
- 議長 三戸留吉 これより、諮問第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。それでは採決いたします。本件は、1名の推薦が認められております。人権擁護委員として、小野美和氏を推薦することとし、答申することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって諮問第1号、人権擁護委員の推薦については、小野美和氏を推薦することとし、答申することにいたしました。
次に、日程第34、報告第1号 八郎潟町第4期障害福祉計画・障害者計画の策定について、を上程します。提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 報告第1号 八郎潟町第4期障害福祉計画・障害者計画の策定について、でございます。
障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画(市町村障害者計画)を策定したので、同条第8項の規定に基づき町議会に報告するものであります。
なお、本計画は障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害者福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画と一体的に策定したものであります。
- 議長 三戸留吉 これより、報告第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。それでは採決いたします。
報告1号について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって報告第1号は、原案どおり可決されました。
次に、お手元に配付してありますように、追加案件が1件、提出されております。
お諮りいたします。
只今から、お手元の追加日程のとおり、町長から追加提案として、議案第32号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについて、が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、として議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 異議なしと認めます。議案第32号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについて、を日程に追加します。追加日程第1、として議題とすることに決定いたしました。
追加日程第1、議案第32号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題にします。
追加日程第1、議案第32号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることを上程します。提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 議案第32号の提案理由について、ご説明いたします。
八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについて
八郎潟町副町長の智田 邦英 氏は、平成25年4月1日の就任以来、町政発展のため、多大なるご尽力をいただけてきましたが、このたび一身上の都合により辞職の申し出があり、この3月末日をもって退任されることになりました。
これに伴い、この度、千田清氏を八郎潟町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。
千田氏は、長年にわたり、八郎潟町職員として勤務されており、地方自治の本旨はもとより、行財政運営にも豊富な識見を有しております。また、人柄も誠実であり、副町長として適任であると認めますので、ご提案するものであります。なお、任期は、平成27年4月1日より4年間であります。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 三戸留吉 議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。それでは採決いたします。
追加日程第1、議案第32号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについての採決は、無記名投票で行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 異議なしと認めます。議場の出入口を閉めます。
(出入口施錠)
- 議長 三戸留吉 只今の出席議員は12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番 伊藤敦朗君、11番 近藤美喜雄君、1番 村井剛君を指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定します。投票用紙を配付します。
(投票用紙配付)

議長 三戸留吉 念のため申し上げます。原案に同意の場合は「賛成」と、反対の場合は「反対」と記入し投票してください。また、白票は「否」とみなします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。
配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。
(投票箱点検)

議長 三戸留吉 異常なしと認めます。ただ今から、投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。
(投票)

議長 三戸留吉 投票漏れはありませんか。
投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。立会人は開票に立ち会いをお願いします。
(開票)

議長 三戸留吉 投票の結果を報告します。投票総数 11票、有効投票 11票、無効投票 0票、白票 0票、有効投票の内、賛成 11票、以上とおりです。
よって、議案第32号は満場一致で、原案どおり同意することに決しました。
議場の出入り口を開きます。
(出入り口解錠)

議長 三戸留吉 以上、今定例会に付議された事件は、全て終了しました。
これをもって八郎潟町議会3月定例会を閉会いたします。

(午後4時45分)